

間、囚人は是をどかむる、尤とはり也、はやく重忠めし尋へきよしを仰らる、重忠みつから敷皮を取て、由利か前に持來て、是に座せしめて、禮をたしくし、こしらへていはく、弓取もの、敵のためにとらはるゝ事、漢家本朝の通規なり、恥とするにたらず、就中二品則永曆の昔囚人として、今天下の武將たり、貴客今生虜の號ありとも、始終の運をれによるへからず、貴客六郡の内に、武備のはまれをきくあいた、勇士等功にたてんかため、おのくみつから得たりと構申、鎧といひ馬といひ、その毛色を申されは、彼諍論をやめらるへしといふ、由利云、客の畠山殿か、とに禮法を存らる、前の男の糧藉に似す、尤申へし、黒糸おとしの鎧に、鹿毛なる馬に乗者、まつ組て落、其後あらそひかさなる者、嗷々にして分明ならずと申、重忠參て此趣を申、件の馬鎧は實政なり、すてに不審を散せらる、此男の申狀、心中を察するに、勇敢の者也とて、御前に召て幕をあけて是を覽す、仰に云く、おのれか主人泰衡の、威勢を兩國にふるふあいた、刑をくはへん事難儀のよしおほし召處に、尋常の郎從なきか故に、河田次郎一人かために誅せらる、兩國を管領して、十七萬騎の長たりといへとも、百日さへす、廿ヶ日中に滅亡、頗不足言の事なりと仰らる、由利申て言、尋常の郎從少々相從候得共、壯士の所々の要害にわかちつかはし、老軍は家々にて自害、予かことく不肖のやからい、生虜と成て最後にともなはず候、抑故左馬頭殿の、海道十五ヶ國を御管領、數萬騎の主として、平治の亂に一日をさへへられず、没落せしめ給て、長田庄司かためにたやすく誅せられ給、古と今と甲乙定かたく候、泰衡わつかに兩國の兵を持て、數十日の間、賢慮をなやまし奉る、ひとへに不覺

に處せられかたく候と申、重而仰らるゝ事なし、幕をたれられぬ、由利の重忠にめしあつけられて、芳情をほとこすへきよし仰らる、九日、比企藤内朝宗を岩井郡に被遣て、清衡基衡秀衡三代のあいた、建立する所の數宇の堂塔、牢籠有へからず、寺領僧侶等安堵すへき由を仰らる、蜂松邊に高水寺と號するの、稱徳天皇の勅願、數百歳を經り、今日彼寺の住侶等、參訴の事あり、金堂の板十三枚を、士卒のためにはなちとらるゝ由を申、則景時に仰られて、件の犯人を衆徒の前に召出して、左右の手を板のおもてに釘にて打付らる、これ宇佐美佐次か所從なり、義軍のすくる所社をやかす、并に竹木をさらす、其法寔にからし、人は是をあをきおそる、兼文寺中興隆の事に付て、望申へき事有やと仰らる、愁訴たちまちに裁許をかふむるうへ、更に望なき由を稱して衆徒まかり出ぬ、晩頭に右兵衛督能保卿の使者下着、京都に申こはれし、泰衡追罰の宣旨を下さるゝ所なり、十一日、陣岡よりくりや川の柵にうつらる、兩國の亂によりて、人民夫婦を分れ、子孫をうしなひて、山野に逃散のやからをめしあつめて、家々に歸住すへきよし仰らるうへ、老衰の者には、各綿衣一領を給、由利八郎は勇敢の兵を感じて、恩免せらる、但兵具をはゆるされず、十五日、桶爪太郎俊衡入道、并舍弟季衡各子息等を相具して、厨河に降參す、召出て其程を覽するに、俊衡よはひ六旬に及て、老羸の形、哀憐するにたれり、八田右衛門尉知家にめしあつけらる、知家相具して旅宿に歸る、俊衡餘言をやめて、たゝ法花經をどくまゆす、知家天性佛法に歸して、隨喜尤ふかし、翌日知家參て、俊衡か轉讀の事を申、二品往日より此經を受持せらるゝ間、則ゆるしつかはして、本宅に



安堵すへきよしを仰らる、十羅刹女の照覽に優り奉るよしを仰ける、同廿八日、二品奥州を立て、鎌倉におもむき給、十月廿四日、營中に歸着、進發より還向に至まで、旅店の間、其地の民をついやす事なし、上野下野の貢を運送す、又合度合戦無爲の由を、京都に申さる、飛脚進發の後、御家人等盃酒を獻す、

右再書以塙本一校了

近藤 瓶城

明治三十四年十一月以帝國圖書館本再校了

近藤 圭造

### 承久兵亂記上

#### 上目錄

- |             |               |               |
|-------------|---------------|---------------|
| 一 後鳥羽院事     | 一 賴家實朝昇進并薨去事  | 一 義時追討御評定事    |
| 一 光季親廣被召事   | 一 官兵攻光季事      | 一 公繼公意見事      |
| 一 方々被下宣旨事   | 一 二位殿口説事并引出物事 | 一 關東合戦評定事     |
| 一 義時宣旨御返事   | 一 京都方々手分事     | 一 高重討死事       |
| 一 尾張國而官軍合戦事 | 一 秀康胤義落行事     | 一 阿曾沼小次郎渡大豆戸事 |
| 下目錄         |               |               |
| 一 官軍敗北事     | 一 重忠防戦事       | 一 相模守師僉議方々手分事 |
| 一 朝時從北陸道上洛事 | 一 一院坂本御出事     | 一 方々責口御固事     |
| 一 勢多合戦事     | 一 宇治橋合戦事      | 一 信綱兼吉渡宇治河事   |
| 一 關東大勢溺水事   | 一 宇治手敗事       | 一 秀康胤義等都歸入事   |
| 一 被下院宣於泰時事  | 一 胤義自害事       | 一 京方兵誅戮事      |
| 一 京都飛脚人々評定事 | 一 公卿罪科事       | 一 一院隱岐國被流給事   |
| 一 新院宮々被流給事  | 一 廣綱子息被切事     | 一 胤義子共被切事     |
| 一 中院移阿波國給事  |               |               |



承久兵亂記上

ことはの院の事

にんわう八十二代のみかどをい、おきのほうわうとも申也、けんごく院ともかうしたてまつる、のちにいごどばの院と申けり、御いみないたかなり、たかくらの院の第四の御こ、ごしらかはの院の御むまこなり、御は、い七てうの院、まやう三ふちはらののぶたかのきやうのむすめなり、おせう四年かのえね七月十四日に御たんまやう、じゆゑい二年みつのどのう八月廿日、御とし四さいにて、ごまらかはのほうわうのせうめいによつて、御せんそあり、けんりやく元年きのえたつ七月廿八日、五さいにして太じやうくわんのだうにて御そくおあり御ざいの十五年かあひた、けいのう、二をまなひねはします、建久九年つちのえむま正月二日御くらゐをおりさせ給ふて、第一の御こにゆつり給ふ、つちみかどの院これなり、それよりこのかた、あやうしのために御かたをならへ、いやしきけまよをちかづけさせ給ふ御こともあり、けんわうせいまゆのみちをも御まなひありけり、又ゆみとつてよきつはものをもめしつかはのやと、えいりよをめぐらし、ぶゆうのものを御たつねありしかり、くにくよりすゝみまいりけり、まらかの院のぎやうに、ほくめんといふものを、はしめさせ給ふて、さふらひを玉體にちかつけさせ給ふ御こもありき、又(土御門)この御ときより、さいめんといふ事をはしめらる、はやわさすいれむにいたるまで、ゑんげんをきはめまします、ゆみとつてよからむゆうし、十人まいらせよと、くわんどうにおはせけれり、ひたちのちくこの六郎、と

をたうみのはらの彌三郎、かにまの、次郎さゑもんどきつくをはしめとして、ぶし六人をまいらす、すまふのじやうす、おなしくまいらせよとおはせられけれり、そのころをかへのきすけ五郎、いぬたけの小太郎いへみつ二人まいりけるを、きすけをいさうして、くゐんとうにとゝめ、いぬたけの小太郎をまいらせけり、かくて十三年をへて、せうけん(承元)四年かのえむま十一月廿五日に、一のみ御くらゐをおろしたてまつり、第二の御こを、御くらゐにたてまつらせ給ふ、じゆんとく院これなり、これたうふく御てうわいによつてなり、そのち十一年をへて、せうきう三年四月廿日、又御くらゐをおろしたてまつりて、まゐんの御こにゆつりたてまつり給ふ、これによつてまゐんども、ほうわうの御中御ふくわいなり、御ざいの四ヶ月にをよばずして、御くらゐごほりかの院にまいりて、わうほうつきのてさせ給ひ、にんまん世にそむきしゆへを、いかにとたつぬるに、おどろりやうけ、さうろんのゆへとどきこえける、じやうこに、おどろといふ事なかりしを、こゝかまくらのう大まやうよりともなきやう、へいけをほろほしけるけんまやうに、ぶんじぐわん年のふゆのころ、につほんこくのそうついふしになり給ふ、その、ちけんきう三年七月に、せい夷大まやうぐんにふし給ふゆへに、くにくにまゆををき、くんからにおどろをすへ、すてに五升づゝのひやうらうまいをあてとる、これによつて、りやうけのおどろをそねみ、おどろりやうけをかるめけり、

よりいへさねともせうまん井こうきやうの事



よりともい、いつのくにの流人たりしか、へいけついついどうのぬんせんをかうふりて、ちせう四年のあきのころ、むほんをおこして、六ヶ年のあひだ、天下やすからず、けんりやく二年のはるなつのころ、へいけをはるぼしはて、せいひつにまよくする事十三年、世をとる事十九年なり、廿年と申せやうち元年正月十三日に、五十三さいにして、まゆつし給ふ、その御こさゑもんのかみよりいへ、世をつぎ給ふ、御は、いじゆ二ぬまさこ、とをたうみのかみたいらのときまさのむすめなり、わらはなひ十萬殿とかうす、けんきう八年十二月十五日に、じゆ五ぬ上にじよし、おなじき日うせうまやうになり給ふ、御とし十六歳なり、おなじき九年正月卅日、まぬきのごんのすけににんじ給ふ、おなじき十一月廿八日、まやう五ぬ下にじよし、おなじき十年かいげんあつて、まやうちとかうす、正月廿日、左中じやうにてんず、御とし十八歳なり、おなじき廿六日に、まよこくの事をぶきやうすへきよし、せんげし給ふ、正ち二年正月五日、じゆ四ぬ上にじよし、おなじき八日、きむじきをゆるさる、おなじき十月廿六日、じゆ三ぬにじよし、さゑもんのかみににんじ給ふ、御年十九さいなり、おなじき七月廿二日、じゆ二ぬにじよし、おなじくせいぬ大まやうぐんたり、おなじき三年七月廿七日、やまふをうけ給ふあひだ、おなじき八月廿七日に御あとを、ちやうし一萬殿にゆづり給ふ、御とし六さいなり、おなじき九月七日まゆつつけし給ふ、おなじき廿九日に、いづのくにまゆせんじにうつり給ふ、このまやうぐん世をまゐり給ふ事、まやうち元年より、けんにん三年にいたる、そのあひだ五かぬんなり、二代のまやうぐんとして、世をつぎ給ふといへとも、ふてうふるまひをし

給ひしかり、まんによにもはなされ、じんばうにもそむくゆへに、はつかに五かぬんかうちに、けんきう元年七月十九日、おほちとをたうみのかみときまさかため、はるぼされ給ひけり、御年廿三さいなり、こゝに御をとうとの萬しゆ御せん、いまたゑうどうにて、ちやうさやうの御あとをつぎ給ふ、建仁三年九月七日に御とし十二さいにてまゆ五ぬにまよし、おなじき日、せい夷大まやうぐんのせんしを下さる、おなじきとし十月廿四日に、うひやうゑのすけににんし給ふ、御とし十三にて、御けんふくあり、うひやうゑのこんのすけさねともと申き、おなじき四年かいげんありて、げんきうといふ、正月五日まゆ五ぬ上にまよし、けんきう二年正月五日、まやう五ぬ下にまよし給ふ、おなじき廿九日、う中將けむかのすけににんず、おなじき三年、かいげんありて、けんゑいとがうす、二月廿二日、じゆ四ぬ下にじよし、二年にかいげんあつて、せうげんといふ、正月五日、じゆ四ぬ上にじよし、せうげん二年十二月九日、まやう四ぬ下にじよし、おなじき三年四月十日、じゆ三ぬにじよし、おなじき五月廿六日、うちうまやうにふくにんす、おなじき五年かいげんあつて、かうほうとがうす、正月五日、まやう三ぬにじよし、おなじき十八日、みまさかのごんのかみににんず、けんりやく二年十二月十日、じゆ二ぬにじよし、おなじき三年かいげんあつて、けんほうといふ、二月廿七日、まやう二ぬにじよし、おなじき四年六月廿日、ごんちうなこんににんず、ちうじやうもとのとく、ずい人四人を給ふ、御とし廿四さいなり、おなじき六年正月十三日ごん大なこんに、んじ、おなじき三月六日、ま大まやうに、んず、みちいへのきやうのあとなり、おなじき日、



さまれうの志やうげんたり、おなじき十月九日、内大じんにいんず、大志やうもとのとく、おなじき十二月二日、う大志んにいんじ給ふ、大志やうもとのとし、これきんふさこふのあとなり、おなじき七年四月十二日、かいけんあつて、せうきうとがうす、正月に大饗をこなはるべしとて、そんじやのため、ばうもんの大なごんたゝのぶのきやうを、くわんどうに、てう志やうすべきよしとのきこえあり、このとくげせんぎありけるに、あせちの中なこんみつちかのきやう、申されけるい、そもくれいをわうだいにたづぬるにをよばす、さねともが志んふよりとも、う大志やうはいにんい、すなはちじやうらくをうけ、きやく志きのとく、なんぞさねともじゆうに、そのみくわんどうにありながら、けつくけい志やうを、へんしうのさかひに下して、はいがをすべしや、百くわんをとていにさだめられてよりこのかた、いまだかゝるれいをきかずと申されけるい、そのときのせつ志やうい、ごきやうごく殿にてまししくけるか、おぼせられけるい、みつちかのきやうのいけん、てうくそのいはれあり、たしなにも、たゝさねともか申まゝに御ゆるしあるべしとおぼゆ、きうきをみたり、きやくしきにいせは、くわんしよくい、わたくしにあらす、志んりよも御はからひあるへしと、おほせありけれい、をのをの此ぎにせうじ給ひけり、おなじき正月廿七日、志やうぐんけ、う大志んはいがのため、つるがをかのお八まんぐうへ、御志やさんあり、どりのこくに御いでありけるに、まづおかひ四人、つぎにとねり四人、つぎに一ゐん志やうをうす、かのゝのかげもり、ふ志やうこまのもりみつ、しやうけん中はらのなりよし以下、そくたいなり、つきにでんじ

やう人には、一でうのじ、うよしうじ、とうひやう志のすけよりつね、いよのせう志やうさねまさ、むまのこんのかみよりのあそん、中ぐうのこんのすけのぶよしのあそん、ずい志ん四人なり、一でうのたいふよりうじ、一でうのせう志やうよしふさ、さきのいなばのかみもろのりのあそん、いがのせう志やうたかつねのあそん、もんじやうはかせなかのりのあそんなり、つぎにせんくどうこうたうよりたか、へいこうたうときもり、さきのするがのかみすゑとき、さこんのたいふともちか、さがみのこんのかみさねさだ、くらうどのたいふもどくに、むまのすけゆきみつ、くらうどのたいふくにたゞ、うこんのたいふときひろ、さきはうきのかみちかとき、さきのむさしのかみよしうじ、さがみのかみときふさ、くらうどの大いふまげつな、さまのこんのすけのりとし、むまのこんのすけむねやす、むさしのかみちかひろ、志ゆりのこんの大いふこれよしあそん、うきやうのこんたいふよしときあそん、つぎにくわん人はたのかねみつ、はんのおさかけのゝあつひて、つきに御くるま、おなじくゝるまそひ四人、きうたう一人、つきにすいひやう二かうなり、をがさはらの次郎ひやう系ながきよ、こ櫻をどしよろひをちやくす、たけだの五郎のぶみつ、くろいとをせしの鎧ひをちやくす、いづのさゑもんせうよりさだ、もえぎいとをせしの鎧ひをちやくす、をかきのさゑもんせうもどゆき、ひをせしよろひをちやくす、おほすかの太郎みちのぶ、ふちをせしよろひをちやくす、志きふのたいふやすときい、こさくらをせしよろひをちやくす、あきたのじやうのすけかげもり、くろいとをせしよろひをちやくす、みうらのこ太郎



ときむら、もえぎいとをどしのよろひをちやくす、かはこえの次郎まげとき、ひをどしのよろひをちやくす、おきの次郎かけかす、ふちをどしのよろひをちやくす、つぎにさうしき廿人、つぎにけびいしのたいふのはうぐわんかげかど、そくたいさやまきのたちなり、つぎに御てうどかけ、さゝ木の五郎さゑもんのせうよしきよ、つぎにけかう、御ずいしんばたのきんうち、おなじくかねむら、はりまのさたぶん、中とみのちかどは、かげの、あつみつ、おなじくあつうち、つぎにくげにい、しん大なこんたゝのぶ、さゑもんのかみさねうち、さいまやう中志やうくにみち、八てう三おみつもり、ぎやうふきやう三おむねながをのゝのりくるまなり、つぎにさゑもんのたいふみつかず、おきのかみゆきむら、みんぶのたいふひろつな、いきのかみきよまげ、せきのさゑもんのせうまさつな、ふせのさゑもんのせうやすさだ、をのでらのさゑもんのせうひでみち、いがのさゑもんのせうみつすゑ、あまのゝさゑもんのせうまさかけ、むどうさゑもんのせうよりのり、いどうさゑもんのせうすけとき、あだちのさゑもんのせうもとほる、いちかはのさゑもんのせうすけみつ、うさみのさゑもんのせうすけまさ、さぬきのさゑもんのせうひろつな、ごどうのさゑもんのせうもとつな、そうのさゑもんのせうたかちか、中でうのさゑもんのせういへなが、さぬきのさゑもんのせうまさひろ、みなもとのけん四郎さゑもんのせうひでうち、まほやのひやうゑのせうともなり、くないのひやうゑのせうきんうち、わかさのひやうゑのせうたゝひで、つなしまのひやうゑのせうとしひご、どうのひやうゑのせうまけたね、つちやのひやうゑのせうむねなか、さかひ

のひやうゑのせうつねひて、かりのゝ七郎みつひろどうなり、ろじのずいひやう、一千よきなり、みやてらのろうもんに、いらまめ給ふとき、うきやうの大ふよしとき、にはかにまん神いれいの事ありて、御けんをなかのりのあそんにゆづりてまかりさり給ふ、じんぐらじ御はいたつのゝちにをゐて、こまちの御ていにかへらしめ給ふ、やいんにをよひて、まんはい事ははつてやうゝまかりいたしむるところに、いづくよりともなきに、によらばう、なかのけはのはしのはとりより、うすきぬきたるが、二三人はどはしるとも見えし、いつしかよりけん、いしはしのあひだに、うかゝひきたりて、うすきぬうちのけ、ほそみのたちをぬくとそみえし、う大臣殿をきりたてまつる、一のたちをいまやくにて、あわさせ給ふ、つぎのたちにて、きられふさせ給ひぬ、ひろもとやあるとそ、おほせられける、つぎのたちに、もんせうはかせきられぬ、つぎのたちに、はうきのかみもりのりきられ、きすをかうふつて、つぐの日をす、これを見て、一どうに、あどばかりをのゝきけり、くぶのくきやう、でんじやう人のさてをきぬ、つぢゝのずいひやう、まよゝのかゝりび、どうざいにあはて、なんぼくちそうす、そのをど、おく千のいかづちのとし、そのゝちずいひやう、きうちうにはせかすといへども、あうてきをもとむるに、どころなし、たけだの五郎、まつさきにすゝめり、ある人申ける、かみのみやのみぎりにをゐて、べつどうこうきやう、ちゝのかたきをうつよし、なのられけるとぞ申ける、これによつて、をのゝくだんのゆきの下の、はんばうにをそひいたるところに、かのもんていのあくそうら、そのうちにこもつて、あいたゝかふのところに、ながをの



志ん六さたかけ、志そく太郎かけのり、おなじく次郎たねかけら、さきかけをあらそひけり、  
 ゆうしのをもむき、せんぢやうのほう、まともつて、びだんたり、つゐにあくそら、はい  
 ほくす、こうきやうの、此どころにあたまはざりけれ、ぐんびやうども、むなしくたいさん  
 す、志よ人ばうせんたるはかたなし、こゝにこうきやうは、かのおんくびをもちて、こうけん  
 のびつちうが、志ゆく志よに、むかはれけり、ゆきの志たのきた、にのた、ちせん本のあいだ  
 も、なをてにおんくびを、はなしたまはず、こうきやうのたまひける、われもつはら、と  
 うくわんのちやうにあたる、はやくけいぎをめぐらすべきよし、志めしあわせられけり、こ  
 れのよしむらのそくなん、こまわかまへ、もんでいにれつするによつて、そのよしみをとの  
 まれしいへなり、よしむら此事をき、て、せんくんのおんくわをわすれたるのあいだ、らく  
 るいすかう、さらにごんごにをよばざりけり、すこしさへぎつて、まづほうおくにくわうり  
 んあるへし、御むかひのひやうしを、まいらすべきのよしをぞ申ける、志しやまかりさつて  
 のち、又志しやをつかはし、くだんのおもむきをうきやうの大ふに申されけり、さてもこう  
 きやうの、かくちうし奉まつるべき、くはだてをいゑりたまはず、さうなくあじやうを、ちう  
 し奉まつるべきのよし、げぢ志たまふのあひだ、一ぞくらをまねきあつめて、ひやうじやう  
 をこらす、それあじやうといふ、大ぶようにたんぬ、すなほにあらざるなり、人たやすくこ  
 れをはからふへからず、すこぶるなんぎたるよし、をのゝあひぎするところに、よしむら  
 のようかんのきを忍らんで、ながおの志ん六さたかけ、うつてた、れけり、さたかけ志たい

にをよはず、志をたつてくろいとをとしのよろひをちやくし、さいかの次郎とて大かうりき  
 のものあり、これら以下らう志ゆう五人あひくし、こうきやうのさい志よ、ひつちうあしや  
 りのいへにをもむきけり、おりふしこうきやうの、よしむらかむかひのつはもの、えんいん  
 せしむるのあひだ、つるがをか、こうめんのみねにのほつて、よしむらがいへにいたらむ  
 と志給ひけるところに、さだかげと、とちうにてゆきあひ給ひけり、さいが次郎よつてか  
 いら、たちまちにこうきやうをいなく、たがひに志ゆうをあらそふところに、さだかげたち  
 をとつて、こうきやうの御くひをきりたてまつる、そけんのところもの志たに、はらまきをき  
 給ひけり、志やうねん二十さいなり、そもくこのこうきやうと申へう大志やうよりとも  
 きやうの御むまこ、きんご志やうぐんよりいへのきやうの御そくなり、御は、いかもの六郎  
 志げなりのむすめなり、こういんそうじやうのいへにいて、いきやうをうづ志ゆほうの御  
 でしなり、わかみやの別どうあくせんしのこうとがうす、むざんなりし事どもなり、御ち、  
 よりいへのきやう、御あどをちやうし一萬殿にゆづり給ふところに、けんじん二年九月に、  
 おぢほうでうのたいらるときまさがさたとして、よしときを大志やうぐんとして、はつかう  
 せしめ、これをうちたてまつる、このとき御とし六さいなり、をぢひきのはうくわんふぢは  
 らのよしかずがらうどう百よ人、ふせぎた、かふといへども、かなはずして、をのゝじかい  
 してけり、これによつて、う大志ん殿にをめて、志んきやうの御かたきなれ、こんごか、  
 るむはんをくわだて給ひけり、このほかれんしあり、おなじくべつたう志いちんとて、志や



うがんほつきやうの、むすめのはらの御とおはします、わらのなをい、せんじゆ殿とぞ申ける、これをもおなじきとしの十月六日に、うちたてまつりけり、おなじき御はらにせんきやうとて、わらはなせんざい殿とぞ申けるい、せうきう二年四月十一日うたれ給り、又きよしなかのむすめのはらに、たけの御かたとておはします、これよりつねえやうぐんの、さいまつになり給ふ、さるほとに、さだかげい、かの御くびをもちてかへり、すなはちよしむらうきやうの大ふの御ていにちさんす、ていふゆいであひて、その御くびを見らる、あんどうの次郎たいいへ、あそくをとり、こゝにききぶのたいふ申されけるい、まさしくいまだあじやりのおもてを見たてまつらず、なを御くびにうたがいにいと申ける、そもくけぶのけうし、かねてほんいをあめす事、ひとつにあらざ、いはゆる御いでたちのごにをよひて、さきの大せんの大ふにうだう、さんじて申けるい、それがしり、せい人の、ちいまだきうるいの、おもてにうく事をあらず、あかるにこんじぢつきん申のところ、らくるいきんじがたし、これたゝごどにあらざるなり、事さだめてあさいあるべきか、又きんうじ、御くしをこうするところ、みづから御ぐしを一すぢぬいて、つぎにはのむめをとりて、きんきのわかをえいじ給ひけり

いて、いなぬしなきやとゝなりぬともなきはのむめよはるをわするなどなん、もんを御志ゆつのこきれいきうめいてんす、くるまよりおり給ふきさみの、ゆうけんをつきおり給ひけり、おなじき廿八日御だいとこららくあきせしめ給ふ、御かいのしり、あやうこんば

うのりつしきやうゆうなり、又むさしのかみちかひろ、さるもんのたいぶときひろ、さきのするがのかみひでとき、あきたのじやうのすけかげもり、をきのかみゆきむら、たいふのせうかげかど以下、御け人一百よ人、こうきよのあいあやうにたへずして、あゆつけをとげらるなり、いぬのこくにいあやうくんけちやうあゆぬんのかたはらに、そうしたてまつる、さんぬるよ、御くびのあるところをあらざりけれい、五たいぶぐ、そのはかりあるべきによつて、きのふきんうじこふするところの御ぐしをもつて、御くびにもちぬ、くわんにいれたてまつりけり、さてもこの世のなか、いかになるべきぞ、まことにやみのよに、とほしひをうしなへるにことならず、かまくら殿にい、たれをかすえまいらすへきとぞ申ける、さるほとに、こうきやう殿上人いむなくかへりのほり給ふ、するがのくにうきしまがはらにて、きかんをとづれてゆきけれい、さるもんのかみさねうぢのきやう、

はるのから人にわかぬならひたにかへるみちにいなきてこそゆけ、おなじ年の二月八日、うきやうの大ふよしとき、大くらのやくしだうにまふで給ふ、このてらりれいむのつげによつて、さうくのちなり、さんぬる月の廿七日、いぬのこくにあぶのとき、ゆめみるかどとくに、あろきいぬ、御かたはらにまみえてのち、あんしんうらんのおひた、御けんをなかのりのあそんにゆづりて、いがの四郎ばかりをあひぐして、まかりいで給ふ、あかるにうきやうの大ふ、御けんのやくたるのよし、せんじかねてもつてぞんちのあいだ、そのやくにんをまほつて、なかのりかくびをきり給ふ、たうじ此だう、いぬかみだう中にざしたまはずと



申けり、さてもこうきやうい、こんどのくはだてのみにあらず、此りやう三年があひだ、御志  
 よ中に、ばけやどりをうなのすがたをして、ゆきいり給ふに、きはめてあしはやく、みかろく  
 して、志はしのみまみえ給ふを人みけり、いまこそ此人の志はざなりとぞ、おもひあはせける、  
 御ちゝに、四さいにてをくれたまひしを、二の殿はごくみたてまつりて、わかみやのべ  
 つたうになり給ひけり、又おなじき年二月十五日のひつじのこくに、二の殿の御ちやうたい  
 のうちへ、はとゝびいる事ありけり、かゝるところに、おなじき日のさるのこくに、するがの  
 くにより、ひきやくまいりて申ていはく、あの、次郎くわんまやよりたか、さんぬる十一日  
 より、たせいをいつそつして、ぢやうくわくを志んざんにかまふ、これすなはちせんじを申  
 たまはつて、とうごくをくわんれうすべきのよし、あひくわだつとぞ申ける、これのこころ大  
 志やうけの御をど、あの、せんじせんまやうのじなんなり、はゝいとをたうみのかみたひ  
 らのときまさかむすめなり、おなじく十九日、二の殿のおほせによつて、よしとき、かねかく  
 ばひやうゑのせうゆきちか、いげのけ人らを、するがのくにへさしつかはす、あの、くわん  
 じやちうりくのためなり、おなじき廿三日、するがのくにより、ひきやくさんちやくして、あ  
 の、くわんじやふせぎたゝかふといへとも、ぶせいなれば、かなはずしてじがいするのよし  
 をぞ申ける、かくてとうごくのぶねになりけり、さても志やうぐんのこころし、たへはてたま  
 はんことをかなしみおもひ給ふ、二の殿のさたとして、くわらみやうぶじのさ大志んみちい  
 へこころの三なん、よりつねのきやうを申くだし給ひ、げんけの志やうぐんのこころしを、つが

しめ給ひけり、これによつて、二の殿の代として、よしときてんかの志つけんたりき、又みや  
 こに、けん三ゐにうだうのむまで、むまのこんのかみよりのりとて、だいらの志ゆでにて  
 ありけるを、これもげんじなるうへ、よりみつかまつえふなりと、おほしめして、さいめん  
 のものどもにおほせて、させるつみなきをうたせられける、おなじく志そくよりうぢを、いけ  
 せられけるこそふびんなれ、ちんどうにひをかけて、じがいしてけり、うんみやう殿に付て  
 けり、ないしどころいかなり給ひけん、おほつかなし

よしときついたら御ひやうじやうの事

をよそ、おん、いかにもしてくわんどうをはるばさんとのみ、おほしめしける、きやうわらは  
 べをあつめさせ給ひて、ぎじちやうどうくたへとて、ものをたまはりけれ、さなきだに、  
 をいふことゆひ、ぎじちやうどうくたへとを申ける、これのよしときくびをうてといふ、もん  
 じのひゝきなり、又ねんがうを、せうきうとつけられたるも、ふかきこゝろあり、そのうへ、  
 なんとほくれいにおほせて、よしときをじゆをし給ふ、三でう志らかはに、てらをたて、さい  
 せう四てんわうじとなつて、四てんわうをあんちし、志やうじに、志いかをえいせらる、さ  
 ねともうたれ給ひぬと、きこしめして、にはかに此てらをこぼたれぬ、てうぶくのほう、じや  
 うじゆすれば、やくするいへなり、六でうのみやを、かまくらにすへたてまつらんと、おほし  
 めしけるが、きやうわなかに、二人のせい志ゆ、あしかるべしとて、とゞまりけり、九でうの  
 さ大志んらちいへこころの三なん、二さいにならせ給ふを、志やうぐんにさためさせ給ひけ



り、これのかまくら殿御いもうとむこ。一でうの二ののにうだうよしやすのきやうの御むすめ、九てう殿のきたのまん所にてましませば、その御ゆかりなつかしさに、よしとき申くだしけるとぞきこえし、せうきう二年六月廿五日に、きやうをたせ給ひて、おなじき七月十九日、くはんとくにげちやく、たちまちにくわいもん大かくのまをいて、くんけんあきやうのとぼそにと、まり給ふ、そもくうきやうのたいふけんむつのかみ、たいらのよしときい、かうつけのかみなをかたが五代のまつえふ、ほうでうのをとをたうみのかみときまさちやくし、二の殿の御をとうと、さねどもの御をぢなり、けんぬおもくして、くにこほりにあふがれ、心たしくして、わうぬをかるくせず、こゝにまなのくくにのじう人に、まなの次郎もりども(選カ)といふものあり、十四五になるこ二人もちたり、ぞんちあるによつて、げんぶくもさせず、おりふし、おんくまのさんけいのみちにて、まいりあひ、やがてげんざんにいりたてまつり、まかくと申けれい、すなはちさいめんにまいるべきよしおほせくだされけり、よろこひをなし、ちいもりどもいまいる、よしときつたへきいて、くわんとう御をんのものが、よしときにあんないをへずして、さうなく、きやうけほうこうのう、はなはだもつてきくわいなりとて、もりどもがまよれう五百よちやう、もつまゆしをはんぬ、もりども此よしをぬんへ申ければ、かへしつくべきよし、よしときにぬんせんをくださる、御うけふみにい、かへすべきよし申なから、すなはち地とうをすえられけり、ぬんきくわいなりと、御きまよくなのめならず、又そのころ、きやうにかめきくといふ、まらひやうしあり、ぬん御こゝろざし

あさからずして、つにくにはしのせうといふところをぞたまはりける、かのところい、くわんとうのちとうあり、ともすれば、つみうちどもを、さんくにまけるあひだ、ぬんにうつたへ申けれい、ちとうかいえきすべきよし、いんせんをなさる、よしとき御うけふみ、かのせうのちとうい、こう大志やうの御とき、へいけついつのうのをんまやうなり、いのちにかはり、こうをつみて、たまはりたるところなり、よしときがわたくしのはからひにあらざと申けれい、さる事なれども、たうしざいくわによつて、かいえきする事なり、たもつすべきよし、かさねておほせくだされけれども、なをもつてかなひかたきよし、御うけ申けり、一ぬんひごろの御いきとをりに、もりどもかめぎく、そのかし申けるあひだ、いよく御はらたてさせ給ひて、おほせられけるい、そもくう大志やうよりどもを、かまくら殿となす事、ごまらかはのほうわうの御ゆるしなり、そつとわうせい、みなこれ、ちんがはからひなり、まかるをよしとき、くわぶんのまよそんにぢうして、ぬんせんをいはい申こと、ふしぎなれ、天志やう太じん、まやう八まんも、いかで御ちからをあはせたまはざるべきとて、ないくおほせあはせられける人々にい、ばうもんの大なごんた、のぶあせちのちうなごんみつちか、なかのみかど中なこんむねゆき、ひのちうなこんありまさ、かひの中じやうのりもり、一でうのさいまやうよしのふ、いけの三おひつもり、ぎやうぶきやうのそうじやうちやうこん、二ぬのほうぬんそんちやう、ぶしにい、のどのかみひでやす、みうらのへい九郎はうぐわんたねよし、みしなの次郎もりども、さゝ木の彌太郎はうぐわんたかしけなとなり、これのみな、



よしときをうらむるものどもなりけれい、志んびやうの御はからひなりとぞ申ける、せつ志やうくわんばくなど、くらむおもき人にい、おほせあはせられず、よりくきいたまひて、おほしめさるゝ事のことほりなり、志かれども、たゞいま天下の大事いできて、きみも志んも、いかなるめをかみたまはんと、おそれまします、一ゐん、ひでやすをめして、まづたねよしともとにゆきて、志よぞんのむねをたづねよと、おほせありければ、ひでやすか志ゆく志よに、たねよしをまねいて、そもく御へん、かまくらのほうこうをすて、くげにはうこう、いかやうの御こゝろにて候ぞと、たづねけれい、たねよしがぞく志やう、人みな志ろしめされたる事なれい、いまさら申にもよばす、こう大志やうけをこそ、ぢうだいの志ゆくんにも、たのみたてまつりしが、このきみにをくれたてまつりてのち、二代の志やうぐんを、かたみにぞんせしに、これにもわかれたてまつりてのちい、かまくらに、たねよしかまうとて、みるへき人があらはこそ、べつ志よぞんなし、大ていみなこれなるべきに、たねよししたうじあひぐして候をうなり、こう大志やう殿のとき、一ほんばうと申しものゝむすめなり、よりいへのかうのどのゝめされて、わかきみ一人まふけたてまつりしを、わかみやのせんしこの御むほんに、どういしつらんとて、よしときにちうせられけり、このゆへに、かまくらにきよじうして、つらきことをみじと申あひだ、かつはこゝろならぬほうこう、つかまつるなりとぞ、申ける、ひでやす、まことにうらみふかきも、御ことほりなり、よしときがふるまひ、くわぶんどもをろかなり、いかにしてほろばすべきといひけれい、たねよしかさねて申けるい、きや

うかまくらにたちわかれて、かつせんせんするにい、いかにおもふともかなひ候まじ、はかりとをめぐらしてい、なか御ほんいとけざるへき、たねよしがあに、候よしむらひ、志よ人にすぐれて一門はひこつて候、よしときがたびくのいのちにかはりて、こゝろやすきものにおもはれたり、たねよしなく、せうそくをもつて、よしときうつてまいらせ給へ、日はんごくのそ御だいくはんい、うたがひあるべからすと申ならい、よのわづらひになさずして、やすらかにうつべきものにて候と申ければ、うちうなづひて、げにも志かるべしとて、ひでやす御志よへまいりて、此よしををうす、一ゐん、たねよしを小つほにめして、御れんをまきあげさせ給ひ、みつくに、ちきに、御物がたりあり、たねよし申でう、さきのことし、すこぶるえいかんをすゝめたてまつる、すでに此ことおぼしめしたちて、ひでやすにおほせて、あふみのくにのぶしをめさる、とばのじやうなんゐんの、やぶさめのためにいひろふす、せうきう三年五月十四日、さいきやうのものゝふ、きないのつはものども、かうやうゐん殿にめさる、くらのこんのかみきよのり、けうみやうを志るす、一千五百よきとぞ志るしたる、とも井の大志やうきんつねをめさる、よのけしきも、おぼつかなくおもひ給ひてけれい、うしろみに、ちからのかみながひらをめして、いがのはうぐはんみつすゑかもとに、はせゆきて、三ゐてらのあくをう、ぢつみやうどうをめされ、そのほか、なんと、ほくれい、くまの、ものどもおほくもよほさる、いかさま志さいのあらんずるとおほゆるなり、きんつねをめされて、たゞいまゐんざんす、かさねてつげ志らせんとき、ゐんざんすへし、さうなくま



いるべからずとぞ、おはせつかはされける、大志やう殿まいられければ、二のほうをんそんちやう、うけたまはりて、きんつねのきやうのそでをとりて、ひきまはや殿にをしこめたてまつる、これの御むほんをれうとやうせす、いかにもくわんとうはろばしがたきよし、御むほんにくみせざるによつてなり、いまのさいをんしのせんぞこれなり、さてこそくわんとうに、さいをんじの御志をんをば、かたじけなきことにたてまつりけれ、志そく中なごんさねうぢのきやう、おなしくめしこめられけり、

みつすゑちかひろをめさるゝ事

又たねよしをめして、いがのはうぐはんみつすゑ、せうとやうにうたうちかひろを、うつべきか、又めしこむべきかと、おはせあはせられけり、たねよし申ける、ちかひろにうたう、ゆみやとるものにては候はず、めされてすかしをかせ給ふて、一かたにもつかはされべし、みつすゑのげんじにて候うへ、よしときがこじうとにて、ゆみやをとるいへにて候へ、めされ候ともよもまいりさふらはじ、うつてをさしむけられ候べしとおはえ候、さりながら、まづ兩人めさるべく候かと申す、まづせうとやうにうたうみつすゑかもとへ、みゐてらのがうとうとづめんためにとて、いそぎ参へきよしおはせくださるゝあひだ参候、御へんにも御つかひ候ひけるやらんといふたりければ、はうくはんいまだこれへつかひも候はず、めしにまたがつて、どう参候はめと返事す、ちかひろにうたう、百よきにてはせさんず、殿上ぐちにめされて、いかにちかひろ、よしときすでにてうてきとなりたり、かまくらへつく

べきか、みかたへ参べきかと、おはせくだされければ、いかでかせんじをそむきたてまつるへきよし申ければ、せいとやうをもつて申すへきよしおはせらる、二まいかきて、きみに一まい、きたのに一まい参らせけり、此うへ一かたの大志やうに、たのみおぼしめすよしおはせあはせられけり、そのうち、みつすゑをめさる、はうぐはん、おんの御つかひにいであひ申ける、みつすゑの、かたのことく、かまくらのだいくわんとして、きやうとのとゆごに候を、まづみつすゑをめしてのち、志よのむしやをばめさるべきに、いまいてめされす候あひだ、大かたふしんひとつにあらず候、やがてまいるべきよし申候、御つかひ一ときのうちにかさねてをそしめされければ、過にしこるわやしき事をさしうへ、大志やう殿御つかひもやうあり、人よりのちにめさるゝも、かたくもつてあやしければ、御返事に、いづかたへもおほせかふむりて、ぢきにむかふべく候、御志よへ、まいるまじきよし申ければ、みつすゑめ、こゝろえてけり、いときついでうすべし、けふ日くれぬ、みやう日むかふべきよし、たねよし申て、そのよの御志よを志ゆごしたてまつりけり、

くはんへいみつすゑをせむる事

さるほどに、みつすゑもけふくれぬ、みやうにちぞ、うつていむかひ候はんずらんと、おもひけれいたてこもる、そのよ、いへのこらうとう、なみゐてひやうでうす、人々申ける、ふせいにて、大せいになひがたし、わたくしのいこんにあらず、かたしけなくも、十せんのでいわうを、御かたきにうけさせ給へり、夜のうちに、きやうをまぎれいでさせ給ひて候は、



みのおはりになどかはせのべさせたまはさるべき、又わかさの國へはせこして、ふねに  
 めされ、ちごのせうにつきて、それよりかまくらへつたはせ給へと、くちくちにせんぎす、  
 みつすゑいひけるい、ひがしへもきたへも、おつへけれども、人こそ、ばんどうにおほけれ、  
 みつすゑをたのみて、代くはんとして、きやうとのまゆごにをかれたるものが、かたきもか  
 たきにより、ところもところによる、さすがに十せんのていわうを、かたきにうけたてまつ  
 り、ところのわうじやう、はなのみやこ、ゆみやとるもの、めんばくにあらざるや、いまいせき  
 をもすへられつらん、なまじぬにおちうど、なりて、こ、かしてにて、いけぞられんことこ  
 そくちおしけれ、よしときかへりきかれんもはづかし、わかたうどもものいはんところもや  
 すからぬい、みつすゑい一そくもひくまじ、おちんとおもはん人々のとくくおつべし、う  
 らみもあるべからずといひけれい、まばしこそありけれど、よふければ、のこりずくなく  
 おちにけり、おもひきりといまるものい、らうどうに、小井えたの余三郎、つゞみの五郎、い  
 ひぶちの三郎、おほすみの志んし、山むらの次郎、かはちの太郎、まぶの次郎、うのての次郎、  
 いぬむらの又太郎、こんわう丸、以上廿七人なり、おのくふばさいしのわかれいかなし、そ  
 れども、ねんらいのよしみ、たうざのぢやをん、又みらいのはぢもかなしけれい、かばねをこ  
 のへのつちにざらすべしとて、とまらけり、はうぐはんのこに、まゆわうくはんじやみ  
 つ、なとて、十四さいになるものありけり、はうぐはん、なんじのありともいくさすべき  
 みにもあらず、かまくらへくんだり、みつすゑがたみにも見えたてまつれ、おさなからんは

とい、ちはのあねのもとにてそだてといひけれい、まゆわう申けるい、ゆみやとるもの、こ  
 どなりて、おやのうたるをみすて、にぐるものや候、又ちばのすけもおやをみすて、に  
 くるものを、やういくしられべきや、た、御ともつかまつり候へしといひけれい、さらんま  
 ゆわうに、ものぐさせよといひけれい、もえぎのこはらまきに、こゆみにそやをおふて、い  
 であせたり、みつすゑもまろきおほくちに、きせながまへにをき、ゆみ二ちやうに、やを  
 ふたつそへて、いのまにゐたり、まらびやうしどもめしよせ、よもすがらさかもりし、よもあ  
 けぼのになりしかば、ひごろひどうしけるものども、ゆうくんどもにとらせつ、かへしけ  
 り、おなじき十五日むまのときに、かみきやうに、せうもういできたりとぞの、しりける、又  
 志ばしあつて、せうもうにいあらず、これへむかふ、くはんへのむまのけたつるけふりな  
 りとぞ申ける、すでにゐんよりさしつかはさる、たいまやうぐんにい、みうらのへい九郎  
 はうぐはんたねよし、せうまやうにうだうちかひろ、さ、木の山しろのかみひろつな、彌太  
 郎はうぐはん志げたか、するがのたいふのはうぐはんこれいへ、ちくこのせんじありのぶ、  
 ちくこの太郎さへもんありな、つかう八百よきにておしよせたり、たちのうちにいすこ  
 しもさはがす、さいごのまゆえんしてなみいたり、小井えたの三郎申けるい、きやうごくに  
 しのおほもんをも、たかつおにしのこもんをも、ともにひらきて、りやうほうをふせひて、さい  
 ごのかつせんを、人にみせ候はんと申けれい、小井えたのうこん申けるい、ふたつのもんを  
 ひらくならば、大せいこみいりて、ぶせいをもつて、さ、えがたし、大もんをばさしかため、



つちもんばかりをひらきて、いらんかたきを志はしさゝえて、のちにいゝかいせんと申、此  
ぎのよかりなるとて、きやうごくおもてをばさしかためたり、つちおもてばかりをひらきた  
り、つはものども、やさきをそろへてたちならびたり、一ばんにいゝ九郎はうぐはんがて  
のもの、すゝみよりて、ときをつくる、まなのゝくにのぢう人、まがの五郎さゑもんの、うちへ  
かけいらんとすゝみけるを、はうぐはんのらうどう、とうむまやの次郎に、ひざをいられて  
のきにけり、おしまの次郎はせよつて、小井えだの四郎に、かひないられてひきまゐりそく、や  
しまの彌せい太郎、小井えだの三郎に、むないたいさせてのきにけり、たるいのひやうゑの  
太郎、いれかへたり、うちよりはなつやに、馬のはらいられて、あふみをはつして、ゑんのきは  
までよりたりけるが、たかもゝいぬかれて、ひいていづる、さいめんのたてはきのさゑもん  
のせう、いゝらまかされてゑりぞきにけり、そのゝち、をしよせゝたゝかへとも、うちいる  
ものこそなかりけれ、たちの中に、すこしもさはがすふせぎけり、つちもんをいやふりえ  
ず、大もんをうちやぶれとぞ、げぢまける、はうぐはんこれをきゝて、かたきにうちやぶれて  
いみぐるし、うちよりわけよといひけれ、まぶの次郎をしひらき、とくゝ御いり候へど  
ぞ申ける、つはものども二てにひきわけて、まつどころに、ちくこのさゑもんをしよせたり、  
いゝらまかされてのきにけり、まのゝさゑもんときつらいれかへたり、うちよりはうぐはん  
これを見て、ひごろのことばにもにぬものかなと、ことばをかけ、れい、もんの外よりかけ  
いりてむまよりおり、たちをぬき、えんのきはまでよりたり、すだれのあひだにたちより、な

にといふに、人とも、きみをすゝめたてまつりて、日はん一の大事をおこすいかに、大まや  
うぐんとなのりつれい、や一たてまつらんとてはなつ、たねよしがゆみのとりうちいけず  
り、ならひたるむまやにいたてたり、たねよし人をすゝませて、おもうやうありとて、ひきま  
りぞく、彌太郎はうぐはんたかまげとなのりて、もんのうちへをめぐりて、まゆわうくわん  
じや、ゑはしおやにておはし候へい、をそれ候へとも、や一まいらせんとて、はなつやに、た  
かしげい、いむけのうでにうらかゝせけり、たかまげひきかへす、みどのゝむまのせう、まが  
のゝい四郎、いられてひきていづ、うちにい、たのみつるにゑだの三郎、大事のおふて、  
はらをきる、じふの四郎じかひす、むねとの二人、じがいするをみて、のこるものども、やは  
いつくしつ、うちへいりてじがいます、かたきのみだれいりけれ、廿七人こもりつるつはも  
の、十餘人おちにけり、十人のじがいして、はうぐはんふし、小井えだのうこん、まんどころの  
太郎四人にぞなりにける、いへにひかけて、じかひせんとするところに、びせんのせんじ、を  
ひのたてはきのさゑもん、二人かけいるを、小井えだのうこん、まんどころの太郎、なりあひ  
てうちはらひかへりいる、二人もおふて、じがいしてふしにけり、まゆわうまるすだれの  
あひだに、たちさりけるを、はうぐはん、かたきにとらるゝな、みつすゑよりさきに、じがい  
せよといはれて、ものゝぐぬぎすてゝ、かたなをぬいたりけれども、はらをきりえさりけり、  
さらばひのなかへとびいりてゑねといはれて、はしりいりつるに、おそろしくやおもひけ  
ん、二三どはしりかへりゝゝまけるを、はうぐはんよびよせて、ひざにすへて、めをふさぎ、



はらをかきり、ひのなかへなげいれて、わがみもひがしへむきて、なむ八まん大ぼさつ、みつすゑたゞいま、大ぶ殿のいのちにかはつて、まに候と申、三どかまくらのかたをはいして、にしにむかひてねんぶつとなへ、はらをきり、ひにとびいりて、まゆわらがまかいに、いだきつきてふしにけり、さるほどに、たねよしちかひろいげ、御まよへまいり、かつせんのまたいをぞそらす、きみもまんも、むかしもいまも、みつすゑぼどのものこそ、ありがたけれとほめられけり、一めんこんど、けんまやうあるべしとおほせければ、たねよし申ける、みつすゑばかりにて候は、もつともまかるべく候、よしときぼどの、大事のてうてきををかれて、たゞいまのけんまやう、いか候へきとそうす、きみもまんも、いまうも申たりとをおほせける、一めんおほせける、よしときかため、いのちをすつるもの、とうごくにいかほどかありなん、さすがてうてきとなりてのち、なにぼどの事あるへきと、とはせ給ひけれ、延じやうにのみわたるつはものども、をしはかり候に、いくはく候べきと、申あくる中にまやう四郎ひやうへなにかしといふもの、すゝみいで、申ける、まきだい申させ給ふ人々かな、あやしのうたれ候だにも、いのちをすつるもの五十人百人あるならひにて候、まして代々のまやうぐんのうしろみ、日ほん國のふくまやうぐんにて候、ときまさよしとき、ふし二代のあひだ、おほやけさまの御をんと申、わたくしのこゝろざしをあたふる事、いくせんばんか候はん、なかんづく、けんきうにはたけ山をうたれ、けんぼにみうらをほろぼさしよりこのかた、よしときがけんい、いよくおもうして、なびかぬくさ木もなし、此人々のために、

いのちをすつるもの、二三萬人の候はんずらん、それがしもどう國にだに候は、よしときがをんをみたるものにて候へば、まなんずにこそと申せ、御きしよくあしかりけれども、のちにいまき代なきつはものなりと、おぼしめしあはせられけり

きんつぎこういけんの事

大まやうきんつねふし、まざいにをこなはるへきよし、おほせければ、まよきやううちをとづるところに、とく大しの大じんきんつきの、申されける、ちよくめいのうへ、さうにをよはず候へとも、まらかはのほうわうの御とき、ともやすと申、せんごをまらざるふとくまんのもの、ざんそうにつかせ給ひつゝ、よしなかをついたうせんとせられしが、きをいさををふくみ、ほうじゆうじ殿へむかふて、せめ脱魅たてまつる、みかたのいくさ、一ときのうちをやふれて、きみもまんも、ほろひ給ひき、いまさら、たねよしひろつなか、ざんにより、よしときをせめらるべきか、かたきをほろぼさんにつきて、みかたのほろびんにつけても、大まんいげ、なうごん以上の人に、まざいを、こなはんと、よくくえいりよを、めぐらさせ給べきかと、は、かるところもなく申されけり、一めんけにもとやおほしめしけん、まざいをなだめらる、さてこそ、かまくらにもつたへうけたまはりて、このゑのにうだう殿、とく大じのうたいまん殿、りやうまよをい、かたじけなきことに申されけれ、

はうくへせんじをくださるゝ事

みつすゑ、ついたうの、ち、いとき四はうへせんじをくだすべしと人々申されけれ、中



なごんみつちか、うけたまはりて、せんじをかくそのじやうにいばく、

左辨官下

五畿内諸國

應早令追討陸奥守平義時身參廳蒙裁斷諸國庄園守護地頭等事

右大臣宣奉勅、近曾稱關東之成敗、亂天下讒(符歟)之政務雖帶將軍之名、偏假其詞於命恣致裁斷於都制、剩耀威如忘皇憲論之政道、可謂謀叛、早下知五畿七道諸國、令追討彼義時、兼又諸國庄園守護人地頭等、有可令言上之旨者、各參院廳、宜經上奏、隨狀廳斷、抑國宰并領家等亂事於倫口(論債)吏勿致監行涉是嚴密、會不違越者、諸國承知、依宣行之、

承久三年五月十五日

大史小槻宿禰謹言

ぞかきたる、とう國の御つかひに、御むまやのとねりをしまつまるを下さる、これにつけて、人々の内せうそく、おほく、だしけり、へい九郎はうくはんたねよし、わたくしのつかひをたて、ないせうそくをくたしけり、十六日のうのこくに、とうさいなんぼく、五畿七とうののあくそうどもをめす、とくくまいるべきよしりやうじやう申す、そのほか、きみにこゝろざしをはこぶともがら、まよこく七だうより、はせさんず、みの、國よりにし、たいりやくはせさんじけり、とうごくのせんしの御つかひ、たねよしがわたくしのつかひ、せんごをろんじて、くたりけるが、十九日のひつじのこくに、はうごはんのつかひ、かたせ河よりさきにたて、かまくらにいりにけり、するがのかみよしむらがもとにゆきて、文をさしあ

げたり、いそぎとりてみるに、十五日むまのこくに、いがのはうごはんみつすゑうたれぬ、さんぬる十六日うのこくに、四方へせんじをくたされ候、又とうごくへ御つかひくだり候なりとて、ひごろのはんいをぞかきつくしたる、よしむらうちうなづき、御つかひくだるなる、いつくにそ、かたせ河よりさきにたち候つれ、いまのかまくらにそいり候はんと申す、返事をせんとおもへども、いまのかまくらより、せきくどかためらるらんと、よしむらがじやうとて、ひけんせられんこと、なんぎぢしやうなり、申されたる、さこゝろへたりと申べしとて、ましやをいそぎ返しのはせ、ときをうつさず、つかひもんを出けれ、よしむら、ちよくめいにもまたかははず、たねよしがかたらひにもつかず、あんどすまして、文をもたせて、ごん大ふ殿のもとにゆきむかふ、おりふしさふらひのげんざんして、すきもなき中をわけて、さしよりて、さんぬる十五日、御志よりうつてむかふて、いがのはうくはんうたれ、十六日、うのこくに、せんじ四方へくださる、とうごくへの御つかひも、たゞいまかまくらへいり候なり、たねよしがないせうそくに候とて、ひきひろけてをきたれ、よしときみて、いま、でことなかりつるこそ、ふしぎなれ、せんじにも、とうごくのものとも、一みどうあんに、よし時もうつてまいらせよと候らん、人でにかけずして、御へんてにかけて、きみのげんざんにいれさせ給へ、ちかくなより給ひをどて、かひつくるひ給ひけれ、よしむら口おしくもへたてられたてまつる物かな、御いのちにかはりたてまつると、たひくになり、けんきうに、はたけ山をほろはされ給ひし時も、よしむらみをすて、六郎にくみつき、けんほうに一も



んをすて、みかたにまいる候き、ちうまやう一にあらざ、いくたひも、三代まやうぐんの御  
 かたみにて、わたらせ給候へい、いかでかすてたてまつり候べき、まつたくせんじにもかた  
 より、たねよしがかたらひにもつくまじく候、よしむらこころをぞんせい、日ほんこく  
 大せうのじんぎべつしてみうら十二天じんの、まればつをかふむりて、月日のひかりにあた  
 らぬみとまかりなるべしと、せいまやうをたてられければ、いまこそこころやすくおもひた  
 てまつれ、されば三代まやうぐんよみがへりて、わたらせ給ふところ見たてまつれとぞ、の  
 給ひける

二の殿くとき事ならひにひきで物の事

をしまつまる、たつね出さる、かさねがやつより、ひつさげていできたり、まよぢのせんじ、七  
 つうあり、あしかつ、たけだ、をがさはら、かさい、みうら、うつのみや、ちくごのにうたう、以  
 上七人にあてらる、此せんじについて、人々のせうそくおほかりける、ごん大ふするがの  
 かみあひぐして、二の殿にさんず、大みやう小みやう、まいるこみたり、にはにもひまなくぞ見  
 えし、二の殿つまどのすだれをしわけ給ひて、まづうつのみやをめされつ、その、ちちばの  
 すけ、あしかつとのをぞ、めされける、二の殿、あきたのじやうのすけかけもりをもつて、お  
 はせられけるい、一ぬんこそ、ちやうこんそんちやう、ひてやすたねよしらか、ざんげんに  
 つかせ給ひて、よしときをうたんとて、まづみつそゑうたれて候なり、きみをもよをもうら  
 むべきにあらず、たゝわがみのくわはうのつたなきなり、をうなのためたきさまにい、わが

みを世にいひくなれども、われはどものをなげき、こゝろをくだくものあらし、この殿にあひ  
 はじめたてまつりしより、ちゝのいましめ、まことならぬはゝのそねみ、おとこのゆく  
 ゑ、このありさまとりてくるしかりしに、うちつゞきてくにをとり、人をあたがへ給ひしよ  
 り、御みをぶつじんにかかてまつりし事、ちうやおおたらす、よをとりおさめ給ひし  
 ちい、こゝろやくするへしとおもひしに、大ひめぐせんをば、この殿とりわきてもてなしいた  
 はりて、きさきにすゑんとありしに、よをばやくせしかば、おなじみちにとあたいしかど  
 も、この殿にいさめられたてまつりて、おもひをやめて返しに、小ひめぐせんにもをくれて、お  
 もひあつみしに、このためつみふかしと、いさめられたてまつり、それもことばりとおもひ  
 なぐさひてありしに、この殿にをくれたてまつり、月日のかげをうしなふこゝちして、ことも  
 のなげきをも、此人にこそなぐさみしに、此たびぞおもひのかぎりなると、おもひよはりし  
 に、二人のきんだち、未だおさなくて、世のまつりにも、ふかんにして、二人のきんだちをば  
 こくみしに、さゑもんのかうの殿にをくれてのちい、よの中にうらめしからぬものもなく、  
 こゝろよりしに、ひとへにまなんどこをおもひしに、う大まん殿、たれかこのならぬ、さね  
 ともがたゞ一人になりたるをすて、まなんとおほせ候こそ、くちおしう候へと、うらみし  
 かば、げにもまゝたるをすて、いきたるこにわかれん事おや、これじひにもはづれた  
 りと、おもひかへしてすぎしほせに、う大まん殿、ゆめのやうにてうせ給ひしかば、いまい  
 たれにひかれて、いのちもおしかるべし、なれい、みづのそこにもいりないやとおもひさた



めたりしを、よしときかこれをみて、ことの御なごりとして、御方をこそあふぎまいらせ候へ、よしときが人にどころを、かれ候も、またくかうみやうにあらざ、あかしなから、御事ゆへにてこそ候へ、まことにおぼしめしきられ候は、よしときまづじがいつかまつりて、みせたてまつり候べし、かた／＼の御ぼだいと申、かまくらのありさまと申、むなしくなりたまはん御事こそ、ころよくおぼえ候へど、なく／＼申しかば、げにも殿のすゑたえ、人こともかなしくて、おもひにし給ぬ身となりて、せめてのゆかりをたつねて、まやうぐんをすゑたてまつりて、此二三年のすぎにき、たとひわがみなくとも、かまくらのやすからんことを、くさのかけにてもみんと、おもひつるに、たちまちぎうばのはなしと、ならんずらんこそくちおしけれ、三代まやうぐんの御はかの、あとかたなくらせんことをあはれなれ、人々みたまはずや、むかしとうごくの殿ばらが、へいけのみやつかへせしに、かちはだしにて、のほりくだりしぞかし、この殿かまくらをたてさせ給ひて、きやうとのみやつかへもやみぬ、をんじやう、ちつ／＼き、たのしみさかへてあるぞかし、この殿の御をんをば、いつのよにかはうじつくしたてまつるべき、身のためをんのため、三代まやうぐんの御はかをば、いかでかきやうけのむまのひづめにかくべき、た、いまおの／＼申しきるべし、せんじにまたがはんとおもはれば、まづあまをころして、かまくら中をやきはらひてのち、きやうへいまゝいり給へど、なき／＼のたまひけれ、大みやうども、ふしめになりてゐたるところに、あかぢのにしきのふくろにいりたる、こがねづくりのたち二ふり、てづからとりいだして、これ

こそ殿の、みをはなしたまはぬ、御はかせとて、かたみにもちたれども、これかまくらの、あるがはてなればとて、あしか／＼殿にまいらせらる、かしてまつてたまはられけり、うつのみやに、御つばねといふめいばにくらをかせて、もえぎいとおとしのよろひをひかせ給ふ、ちばのすけに、むらさきいとをとしのよろひの、ながふくりのたち一こし、いつれもかしてまつて、たまはりけり、そのうち、むつ／＼の六郎ありとき、じやうのにうどう、さ、木四郎さゑもんたけた、をがさはらばんどう八か國の、むねどの大みやう廿三人、かはり／＼めされて、いろ／＼のものをたまはる、いなばのひろもとにうどう、御まやくをとりて、御まゆをたまはるをの／＼申ける、いかでか三代まやうぐんの御をんをば、おもひわすれたてまつるべき、そのうへげんじの、七代さうでんのまゆくんなり、ま、そん／＼までも、そのおんよしみをわすれまいらすべきにあらざ、やがてめうにちうつたちて、いのちをきみにまいらせて、かしらをにしにむけてか、れと申して、をのをのらくるいして、一どうにたちにけり、

くわんどうかつせんひやうちやうの事

そのうち、いりあひはだに、よしときまゆくしよに、くわいがうしてせんじの御返事、かつせんのおたい、ひやうちやうあり、するがのみよしむら申ける、あしがらはこねをうちふさぎ、さ、へむとぞ申ける、せん大ふ殿、このきあしかりなむ、まからは日はんごく三分二、きやうかたへなりなんず、た、みやうにち、やがてはせのぼり、かたきのあはんところをか



きりにて、せうふをけつすべしとありけれ、此はからひさうにをよはすとて、一みせうまんにうつたちけり、一ぢんいさがみのかみときふさ、二ぢんむさしのかみやすとき、三ぢんいあしかのむさしのせんじよしうち、四ぢんするがのかみよしむら、五ぢんちばのすけたねつね、これのかいせうの大志やうたるべし、せんどうに、一ぢんをかさはらの次郎なきよ、二ぢんたけだの五郎のふみつ、三ぢんとを山のさゑもんながむら、四ばんいくのうまのにうだう、ほくろくせうに、まきぶのたいふともとき、大志やうにてのほるべしとさだめらる、をのく、申ける、みやう日あまりにとりあへず候、いま一日のべられて、おなかわかどう、むまもの、ぐをもめしよせて、のほり候は、やと申されけれ、よしときおほきにいかりて、いはれなし、いま一日ものぼるなら、みうらのへい九郎はうぐはんをさきとして、うちむかひなんず、くにくをうちとられんこと、あしかりなん、みやうにちのあく日なれ、はまふちさはのさゑもんきよちかもとに、かどいでして、みやうにち廿一日、はつかうすべしとおほせける、さるほどに、あくる日のうのこくに、すではつかうす、かいせうの大志やうぐんときふさ、やすとき、よしうち、よしむらたねつなにまたがふ、つはものにい、むつのくの六郎、せうのはうぐはん代、さどみのはうぐわん代よしなを、じやうのすけにうせう、もりのくらうどのにうだう、かの、すけにうせう、うつのみやの四郎よりな、か、やまどのにうせうのぶふさ、まそく太郎さゑもん、おなじく四郎さゑもん、おと、の三郎ひやうゑ、むまこやくそのくわんじや、するがの次郎やすむら、おなじく三郎みつむら、さ

はらの次郎ひやうゑ、をひ又太郎、あまの、三郎さゑもんまさかげ、こやまのまんだゑもんともなを、ながぬまの五郎むねまさ、とひのひやうゑのせう、ゆうきの七郎さゑもんともみつ、ごせうのさゑもんともつな、さ、き四郎のぶつな、なか井のひやう太郎ひでたね、ちくごの六郎さゑもんともまけ、をかさはらの五郎ひやうゑ、さうまの次郎、としまのへい太郎、こくぶの次郎、おほすかのひやうゑ、どうのひやうゑのせう、たけの次郎、おなじくへいし、すみさだの太郎、おなじく次郎、さの、太郎三郎、おなじく小太郎、おなじく四郎、おなじく太郎にうたう、おなじく五郎にうたう、おなじく七郎にうたう、その、さゑもんのにうだう、わかさのひやうゑのにうだう、をのてらの太郎、おなじくちうまよ、まもかはべの四郎、くげのひやうゑのせう、さぬきのひやうゑの太郎、おなじく五郎にうだう、おなじく六郎、おなじく七郎、おなじく八郎、おなじく九郎、おなじく十郎「おなじく十郎」おなじく七郎太郎、おなじく八郎太郎、きたみの次郎、まなかはの太郎、まむらの彌三郎、てらしまの太郎、まもの次郎、かどの次郎、わたりのさこん、あたちの太郎、おなじく三郎、いしだの太郎、おなじく六郎、あばうのぎやうぶ、まはやのみんぶ、かちの小次郎、おなじくたむない、おなじくげん五郎、あらしのひやうゑ、めぐろの太郎、きむらの七郎、おなじく五郎、さ、めの三郎、みかじりの小次郎、むまの次郎、かやはらの三郎、くまがへの小次郎ひやうゑのなをいへ、をどうどのへいさゑもんなをくに、かすがのぎやうぶ、施瀬のさこん、たの五郎兵衛、ひきたの小次郎、たの三郎、たけの次郎やすむね、おなじく三郎まけよし、いがのさこんの太郎、ほんまの太郎ひや



うゑ、同じく次郎、おなしく三郎、さゝめの太郎、をかべのかうざゑもん、せんゑもんの太郎、山田のひやうゑのにうだう、おなしく六郎、いひたのうこんのせう、みやぎの、四郎、志そく小次郎、まつた、かはむら、そが、なかもむら、はやかはの人々、はたの、五郎のぶまさ、かねこの十郎、てつしかはらのこ四郎、まんかいのひやうゑ、おなしく彌五郎、いどうのさゑもん、おなしく六郎、うさみの五郎ひやうゑ、さちかはの彌次郎、あまつやの小次郎、たかはしの大九郎、たつせのさまのせう、さしまの太郎、志ぶかはのなかつかさ、あんどうのひやうゑたゝみつをさきとして、そのせい十萬よきをさしのぼす、

よしときせんじ御返事の事

おなしく廿七日、せんたうのせんじの御うけ文に、ことばをもつて、よしとき申されけるい、志やうぐんの御うしろみとして、まかりすぎ候に、わうおをかるくしたてまつる事なし、をのづからちよくめいを、うけたまはる事、せひみなたうりのをすところ、志ゆちうのひやうちやうなり、志かるを、そんちやう、たねよしらが、ざんげんにつかせましまして、そつじにせんじをくたされ、すでにあやまりなきに、てうてきにまかりなり候でう、いとふびんのいたりなり、たゞしかつせんを御このみ、ぶゆうを御たしなみ候あひだ、かあだうの大志やうに、志やていときふさ、ちやくしやすとき、ふく志やうくんに、よしうち、よしむらたねつなどうを、はしめとして、十九萬八百よきをさし志んず、せんたうより五萬よき、はく六たうにじなんともとき、四萬よきにて参り候、此はうのつはものどもに、めしむかはせてかつせんさせて、

御らんせられべく候、もし此せいあらみ候は、よしときが三なん志げとときに、せんぢんうたせ、よしとき大志やうとして、はせ参べく候、そのため、ふるにうだうともい、せうくかまくらに、のこしと、め候て、たちまちにはせまいり候あひだ、いまいばんどう三分一のせいをさきとし、よ三分二の、けふあすこそ、はせきたり候らめと、そう申べしとて、たびらうあくまでとらせてをひ出さる、をしまつ、ゆめのこ、ちしてのほりけるが、おなしく六月一日どりのこくはかりに、かうやうめん殿にはしり参りて、御つぼのうちにうちふしける、きみ志まんも、いかにをしまつ、物をば申さぬぞつかれたるが、よしときがくびをば、なにものかうつて参るぞ、かまくらにいにくさするか、又りやうはうさ、へたるかと、くちくにとひ給ふ、あまりにくるしく候て、いきつぎ候とて、志ばしあつて申ける、五月十九日へい九郎はうぐはんの御つかひ、かたせ河よりさきたて、かまくらにいり、よしむらに内のせうをくつて候へい、うけびきたるかはにて、志しやをいにかへしのぼせ、くたんでうを、よしときにみせられて候けるあひだ、をしまつからめいだされてなはをつけられ候き、かいだうせんだうほくろくだう、大せいのほりてのち、廿七日のあかつき、をひいだされ候、よしときかくこそ申されしか、大せいの廿一日にかまくらをたち候ひしかども、をくればせのせいをまちて、うちてのぼり候、あまりに大せいにて、みちもさりあへず、みちに又かつせんして、のぼり候あひだ、五日をくれて、かまくらをたつて候へとも、御大事にて候しほとに、よるもはしり候あひだ、おほせいよりさきにまいり候、いまいはや、あふみのくにへいり候つらん、



かいたうのいちやうと、むまのあしのきれたるところ候はす、百萬ぎも候らんとて、又ふしにけり、これをきいて、みないろをうしなひ、たましゐをけす、

きやうとはうくしてわけの事

ぬん、をしまつが申でう、さこそあるらん、をくすべからず、たとひ又みかたに、心ざしあらんものも、かまくらいでをば、よしときがたこそなのらめ、日月の未だちにおちたまはず、はやくみかたよりもうつてをもむくべし、はくろくだうに、みしなの次郎ながとき、みやさきのさゑもんのせうさだもり、かすやのうゑもんのせうありひさ、つがう一千よきをくだしつかはし、かひ、かさねてさしくたすにをよばず、かいだうせんたう、このみちにうつてを、くだすへしとぞおほせける、たねよしひろちかいげのつはものども、をのくぞんちのむねを申べきよし、おほせくたされけり、中にも山たの次郎まげた、すゝみ出て申ける、かたきのちかづかぬさきに、みかたよりぬんくみやくを大志やうとして、かたきのあはんところまで、御くだし候は、その、ちくに、みかたに参り候べし、このぎあしく候は、うちせをかためられて、じんばのあしをつからかして、まづかみやこにて、おんかつせんあつて、もしわうはうつきさせたまは、をのくちんどうにて、はらをきり、なをどめ、かばねをうづむべしと、ことばをはなしてぞ申ける、ぬんきこしめされ、此りやうでうにすぐべからず、たしいまい、かたきあふみのくに、いりぬらん、うつてをさしむくとも、いくほどのくにをまたがへん、うちせをかためて、みやこにてかつせんも、こゝろ

せはし、たゝかたきのあはんところまで、はつかうすべきよし、おほせくたさる、たねよし此御はからひ、まかるべしとぞ申ける、まけた、ばかりぞ、りやうまやう申さずつぶやきける、ひてやすかつせんのをうぶぎやうにて、たねよしもりつなまげた、以下、六月三日うのこくに、みやこをたつて、おなじき四日、おはりかはにつきてんてをわかつて、大井どのわたり、せんたうのてなり、このてにまゆりの大ぶこれよし、そのこするがのたいぶのはうくはんこれのぶ、ちくごの六郎さへもん、かすやの四郎さゑもんのせうひさすゑ、さいめんものせうく、そのせい二千よき、うるまの渡りに、みの、もく代たてわきのさゑもんのせう、かんちのくろらどのにうたう、二千よき、いきかせに、あさ日のはうぐはん代よりきよ、せきのさゑもんのせうまさやす、一千よき、いたはしに、どきの次郎はうくはん代みつゆき、かいてんの太郎まげくに、一千よき、まめどの大てとて、のどのかみひでやす、みうらのへい九郎はうぐはん、山志ろのかみひろつな、たねよし、さゝきまもふさのせんじよりつな、おなじく彌太郎はうぐはんたかまげ、あきのそうないさゑもん、かゝみのうゑもんのせうひさつな、彌二郎さゑもんもりとき、あすけの二郎まげなり、さいめんのもから、せう、く相ぐし、一萬よき、ひえしまに、なかせのはうぐはん代まげ太郎のさゑもんにうだう五百よき、まきのわたりに、あきの太郎にうだう、うすゐの太郎にうだう、山たのさゑもんのせう、五百よき、すのまたに、かはちのはうぐはんひですみ、山たの次郎まげた、ごどうのはうぐはんもときよ、にしごりのはうぐはん代よしつき、さいめんせうくあいでして、そ



のせい三千よき、いちわきにい、かどういせのせんじみつさた、いせのくにの住人あいぐして、そのせい一千よきに、すぎざりけり、どうごくよりのぼるところの、一かたのせいのはんふんにたにもおよばず、ちよくめいのかたじけなき、ゆみやのなおしくて、おもひきりてぞくたりける、おんの御はた、あかちのにしきにひれとこんがうれうをゆひつけて、中にふどらみやうわう、四天わうをあらはしたてまつりたるはた十ながれを、十人にたまはりけり、わたくしのいへくのもののはたさしにそへたり、おびたしくぞみえたりける、

たかまけうちまにの事

五月つもごりに、どうごくよりの大志やう、さがみのかみむさしのかみ、とをたうみのくにはしもとにつきたる日、きやうがたまふのせんじのらうどう、つゝおの四郎太郎かたまげといふもの、そのじぶんどうごくへくたりけるが、此事をきいて、はせのぼるに、大せいにみちいとられぬ、のがれゆくべきやうなくて、せんぢんのせいにまぎれてはしもとにつきにけり、いまはのがればやとおもひて、たちあがりむまのはるびつよくまめ、たかしの山にうちあげ、あゆませゆく、そのせい十九きなり、さかみのかみこれを見給ひて、此せいの中にときふさにあんないをは、からずして、はせゆくこそあやしけれ、とめよどのたまへば、とをたうみの國のじう人うちだの四郎申けるい、するがのせんじの申され候し、御かたの大せいの中に、きやうがたためてあるらん、みちくやどく御ようじんあるべし、わかげの御事、御ころもとなきと、申候ひつるものをといひもあへず、むちをあげてをひかくる、つゝお

これをばあらず、うちすきくゆくほとに、とがはといふ河ばたに、おかのありけるにおりぬて、いまいなに事かあるべきとて、むまのあしやすませておたるところに、よろひきたるもの、けはしけにきたる、なにさまにも、かたまげとめにくるものとおほえたりとて、かたはらにこやのありけるに入て、ものゝぐするところに、うちたをしよせて、此いへにこもりつるい、いづくの志う人、けうみやうをい、いかやうの人にて、おはするぞ、大しやうのおほせをかふむりて、とをたうみのくにの志う人、うちだの四郎か参たりといひけれい、つゝおすゝみいでうちわらひて、かねていよも志りたまはじ、さゝきの志もふさのせんじもりつなのらうどうにつゝおの四郎太郎たひらのたかまげと申ものぞ、かの大勢をかたきにして、きやうがたにさんせんとするより、かゝる事あんのうちなりとて、うちだ六郎かむないたかけず、もといづのかくるゝまでいたりければ、すこしもたまらずおちにけり、これをみて六十よき、すこしもひるまずかけいりける、あはのくにの住人、くんしの太郎といふもの、小やにいりけれい、たかまげゆみをうちすて、くみあひけるが、さしちかへてぞまゝにける、たかまげがらうどう七人い、ともいうたれにける、のこる十二き、にぐるかどみるところに、さはなくて、大せいの中にいり、一きものこらうたれにけり、十九人がくひ、一とところにかけてけり、そのちさかみのかみむさしのかみとをり給ひて、これをみて、志うくともい、大かうのけなげなるものかなと、かんじ給ひける、

おはりのくに、してくわんぐんかつせんの事



六月五日たつのこくに、おはり一のみやのとりぬのまへに、くわんどうのりやうまやう、ときふさやすときいけ、みなひかへて、てんでをわけてけり、かたきすでおはりかはにむかひたる大井とをい、せんたうのてにあつべし、うるまのわたりい、もりのにうだう、いきかせにい、あしかのむさしのせんじよりうち、あすけのくわんじや、いたばしにい、かの、すけにうだう、まめせい、大てなりとて、むさしのかみやすとき、するかのせんじよしむら、いづするがのりやうごくのせい、はせかゝりて、いよくうんかのせいになりけり、すのまたにい、さがみのかみときふさ、じやうのすけにうだう、とをたうみのくにのせいにみしまあたり、あせかはせへのともから、あひくして、むかひたり、てんでにわけらるゝとき、いくさいせんどうのてをまちて、ところくのやあはせたるへしと、むさしのかみふれられけり、大志はの太郎、うらたの彌三郎、くせのさゑもん次郎、わたりくによせたりけれども、せんどうのてをあひまちて、ひかへたるところに、まめとのて、かたきむかふにありとみて、大志やうのゆるしなきに、さうなく、かはをばせわたし、やかてうちがへけり、むさしのかみこれをみて、おほきにいかりて、いくさをするもやうにこそよれ、さしもおさへよと、あひつをさしたるかひもなく、いくさははしめて、わたりくをさわがせんこと、べんごさういしてんず、かへすくりよぐわいなりとのたまへい、まづまりぬ、こゝにきやうがたより、あさいなの三郎たいらのよしすゑとなつて、やひとつ、むさしのかみのちんの中へいわたしたり、とりてみれい、十四そくふたつふせなり、やすとき此やをみて、おほきにわらひて、あさい

ないゆみのいざりけり、やつか十二そくにすこしはつみたるはかりなり、これのみかたをくさせんとて、はかりことにたたるなり、たれかへすべきとのたまへい、するがのかみやすむら、つかまつらんとぞ申されける、やすときあるべからず、御へんたちのとをやのいこときはまりたゝんときなり、かはむらの三郎、このやいかへすべきとおほせけれい、いかへしけり、又せんどうのてに、せきの太郎といふもの、かたきありときいて、三てがひとつになりてはせ向ふ、をかさはらの次郎なかきよ、ふし八人、たけだの五郎のふみつ、ふし七人、なこの太郎、かはちの太郎、にのみやの太郎、へいゐ三郎、かゝみの五郎、あき山の太郎、きやうたい三人、あさりの太郎、なんぶの太郎、とゝろきの次郎、へんみのにうだう、をやまのさゑもんせう、いくのむまのにうだう、ふせのなかつかさ、あその四郎きやうだい三人、もたひのちう三、まがの三郎、まはかはの三郎、やはらの太郎、をやまたの太郎、彌五三郎、こみたの太郎、ちゝの太郎、くろがのきやうふ、かたぎりの三郎、ながせ六郎、もゝさはのさゑもん、うんの、もち月、やまにてむまともはせおろし、つかの、大てらに、かたきむかふときいて、おとしたれども人もなし、ひとつがはらといふところに、ちんをとりて、三か一てによりあひて、いくさのひやうぢやうす、あすおほむをいわたらんとて、をのくやすむところに、たけ田の五郎申けるい、あすどの給ひつれども、めにみたるかたきを、いかてかひとよまていのかすへき、人をいゑらざ、のぶみつ、こん日此かはをわたらんとて、うちたつて、たけたの小五郎に、こゝろをあはせてすゝみけり、二ちんのがすゝみけれい、せんちんごちんいか



でひかうふへきとて、はせゆきけり、河ばたにはせてみれい、かたきかはばたより、すこしひきあけて、ぢんをとる、かはぎしにふねをふせて、さかもぎをひきたり、たやすくわたるへきやうなし、かはかみのさこん、ちの彌六、ときはの六郎、あかめの四郎、たいどうのうだうこれつねら、わたりけるをみて、かたきのかたより、むしや一人をこして申けるい、一はんにわたるいたぞ、かう申い、まなの、國のじう人、すはたうに、大つまの太郎かねすみなりとそなのりたる、はんどうよりとりあへず、どうごくのじう人かはかみのさこんちの、彌六とをこたへける、さてい、かなれい、ちの、彌六をい大みやうじんにゆるしたてまつる、さこんのせうをい申うくるとて、かはへさどうちつけたり、ちのをもてもふらずをめぐひてかく、ぬしをこそみやうまんにゆるしたてまつれ、むまをい申うけむとてきつ、けのあまひ、はのがくる、まていたり、ちのさかもぎのうへにおりたつて、たちをぬくところを、おちあひてくびをとる、ときはの六郎つ、ひてよりけるを、五人おちあひて、くひをとる、あかめのないどうい、これもむまのはらひさせて、かちむしやにて河をわたり、むかへのきしにわたりつ、かたきこれをいまらずしていざりける、たけだの五郎わたらんとまけるに、あひぐしてわたるともから、おなしく六郎、ちの、五郎太郎、やしまの次郎、ど、ろきの次郎五郎をさきとして、百きはかり、かはなみまろくけたて、わたらんとまける、かたきこれをみて、かはきしにあよませ、やさきをそろへて、あめのふるこどくすめくられて、河なかにひかへたり、たけ田の五郎がちのぶみつ、むちをあけてかはのひかしのきしにひかへて、あぶみふんばり、い

かに小五郎、ひころのくちにいはず、かたきにうしろをみせて、ひがしへかへすものならい、のぶみつこゝにてなんぢをうたんとするぞ、たゝそのかはなかにてまねやゝゝ、かへすなどをめきたる、小五郎のぶまさこれきゝて、たゝまねやゝゝものともとて、一むちあて、百きおなしかしらにわたす、舟もさかもぎもけちらかし、くつばみをならへて、むかへのきしへさどかけあかる、ちゝこれをみて、小五郎うたすなどて、一千よきはせわたす、をがさはらの次郎なかきよ、をやまのさゑもんこれをみて、むちをあけてはせつゝ、これをはじめとして、せんどうのて五百よきはたのかしらを一にして、一きも残らずちわたり、するがのたいふのはうぐはんこれのぶ、ちくこのさゑもんありな、かすやの四郎さゑもんひさすゑをはしめとして、なををしむともからとも、かへしあはせくゝ、たゝかひくゝたちゆきける、なかにもたてわきのさゑもんかへしあはせて、ふか入してかうつけの太郎にうたれにけり、みのゝはちやのくわんじや、それもふかいりして、いつの次郎にうたれけり、いぬたけの小太郎いづみつといふもの、おもひきりて、かへしあはせたゝかひけるを、まなのゝくにのじう人いはずの七郎と、くんでおつるところに、いはまがまをく二人、おちあひてうつてけり、ちくごかすや大志やうにて、まばしこたへけれども、大せいになびかされて、ちからなくおちゆきけり、大つまの太郎い、はじめよりいのちおしむとも見えざりけり、大事のておひて、おちもやらず、なかの、四郎と、こしまの三郎と二人つれたりけるか、をかさはらの六郎、それよりまはし、うたんとするをみて、大つまいひけるい、かねすみのかたきにてい、かゝらずして、山



へはせいらて、じがいせん、わざのはら、これよりまめとへおちゆきて、かつせんのやうを、  
のと殿以下の人々にかたり申せとて、山へはせいらけり、ちくごの六郎い、をかさはらの七  
郎をゆんでならへて、きこゆる御志よづくりきくめいのたちにて、をかさはらがどう中にき  
りおとさんと志けるが、うちはずしてひまのかしらをうちおとす、そのひまにありざきけり、  
ひてやすたねよしおちゆく事

なかの、四郎、こじまの三郎、まめとへはせゆきて、かつせんの志だいを申けれり、のどのか  
みひてやすをはしめとして、くちをしきことかな、さりともしこそおもひつるにとて、あは  
てさばく、たねよしこれをきいて、たゝいませんたうのてやふれぬれり、志もてのていり、こ  
れをきゝ、志はれをちなん、いさゝせ給へ、彌太郎はうぐはん、せんどうのてにむかひて、さ  
ゝへてみんとて、ときはの七郎あんない志やとして、五百きばかりあゆませけり、その日よ  
にいりければ、のどのかみ志もふさのせんしいけ、よりあひて、へいはうぐはんり、たのもし  
げにいひてむかひつれども、よわけ、せんどうのてあどへまはり、大て前よりわたすならり、  
かくともひくともかなふまじ、よにまぎれてこゝをひきて、みやこにまいりて、ことの上しを  
も申しれて、うぢせをかけためて、せけんを志ばしみるといひけれり、もつとも志かるべし  
とて、おちゆきけれり、たねよしも此こと、われ一人たけくおもふとも、こゝろ志たいに、す  
ぎもてゆかり、かなふまじとて、こゝをうちぐしおちてゆく、

あそぬまのわたりまめとの事

おなじき六日のあかつき、まめとにむかひたる、ばんどうせいの中に、むさしのくにのじう  
人、あそぬまの小次郎ちかつなどいふものあり、かはにうちのそんて申けるり、せんだうのい  
くさり、みやう日とあひつをさしたれども、はやはじまりて候けり、志ゝたるむまながれた  
り、せんだうのて、ごぢんにひかえんことこそくちをしけれと、いひもあへすうちいるゝ、二  
ぢんにむさしの太郎ときうぢうちいれ給ふ、これを見て、三千よきにて、かたきのやかたの  
うちへ、おめいてかけいりけり、つはものども、一人も見えず、ごう人とも十四五人ぞにげち  
りける、

承久兵亂記上終

承久兵亂記下

くはんくんはいはくの事

さるほどに、夜のあけぼのに、むさしのかみやすとき、小太郎ひやう系をつかひとして、たゞ  
いままめとわたり候なり、おなじく御いそぎ候へしと申されけれり、あしかゝすなはちつか  
ひの見るどころにて、わたらんとて、足曲あしまがひのくわんじやあひどもにわたりけり、小太郎ひや  
う系も、此てにつゐてわたりけり、こゝに志ぶかはの六郎といふものゝおちけるを、ひころ  
のことにはにもにす、かへせといひて、大せいの中にかけいりけるか、又二とゝも見ざりけ



り、いけだのさこんどて、また、かものあり、これもかへしあはせけるが、よしうぢのてに、太郎ひやうゑとくみてくびをとらる、すのまたのてにも、これをきいてぞわたしけるに、又太郎さきがけり、かたきさへやばかりいて、おちてゆく、そのほかわたりくをかためたるくはんぐんを、六月六日むまのこくいせんに、みなをひおとしけり、きやうがた一きものこらず、にしをさしてぞおちゆきける、野山はやしかはをもきはす、たのなかみぞの中ともいはず、うちいれく、山もたにも、くわんどうのせいにて、うめてゆく、きやうがたのもの、むしろだといふところに、せうくひかへてあひまつともがらありけり、三日じりの小太郎、きやうがた一人がくひをとる、せんゑもんたいのさこんせんひやうゑ、をのくかたき一人づ、うつとる、やまだのひやうゑにうだうい、かたき二人がくひをとる、きやうがたに、おはりのくにのじう人、まもてらの太郎か、てのものおちけるを、おひかけて、きの五郎ひやうゑにうだういけとりけり、

志けたいさへたかふ事

きやうがたに、おはりのけんし山だの次郎い、みかた一人ものこらずおちゆくをみて、あなこ、ろや、志けたいひやひとついでこそ、おちずれとて、くおせがはのしのはしに、九十よきにてひかへたり、くはんどうかたより、こかしまのきちゑもんきんなり、五十よきにてむまみやめ、まさきかけて川ばたにうちのぞみたるが、山だの次郎がはたをみて、いかおもしけん、むらくもたつてひかへたるうしろのおんにあゆませけり、さの三郎、はたの

五郎よし志け、かちのたんない、おなしき六郎なかつかさ、たかえの次郎、やへのへい次郎、さの三郎ゆきまさ、三十きばかりにて、はせきたるをみて、きんなり河にうちひたす、にしのはしにうちあげて、ことばをかく、山だの次郎志けた、となつて、いあひけり、山だからうどうのひやうゑふし、山ぐちのひやうゑ、あらはたのさこん、をばたのむまのせう、かはへかけおとされて、くがへあがりて、かけめぐる、かたきひきて、にしのかたへはせゆく、さの三郎ひたひをいぬかれて、わかたうのかたにかりてあるく、みちにやすみて、やをぬくに、からばかりぬけてぬいとまる、わづかに五分ばかりまりの見えたるを、いしにてうちゆがめて、くはへてひきけれどもぬけず、かなはしにてひけともぬけず、さ、いかにもして、はやくぬけとをめきけり、ゆみつるをまかりめにゆひつけて、木のえだにかけて、はねきをもてはねたれい、ぬけたり、ぬけはつれば、まにけり、まばらくありて、いきふきいだす、此うへの國へかへすべし、たし大志やうの御めにかくべしとて、かひてかへるをき、めを見あげて、口をしき事をするやつばらかな、にしへかくべし、まなばうち河へなげいれよといひけれい、力なく又かきのぼる、かちのなかつかさ、はたの、五郎、やへの五郎、いられてかはらにとまりけり、のこりのかたきを、ひける、大志やうとみえて、つはものともはせゆくに、めをかけて、いさの三郎をしならべてくむ所に、ふかきはりのありけるを、かたきこえけるとて、むまろびけるに、いさがむまもつ、いてまるびけり、山たおきなをつて、なんぢいなものぞ、われいみなもの志けたなり、いさの、まなの、くにのじう人、いさの三郎



ゆきまさなりとぞこたへける、さていはちあるものにこそとて、太刀をぬきけるをみて、山  
だがらうどうに、どうのひやうゑといふもの、むまよりをり、いさの三郎をきる、三郎よりあ  
にうちへられて、おながらたちをもてあはせけり、いさのりかへのらうどう二人まかり  
あたりけるが、まうのすでにうたるゝをみて、二人はしりよりければ、かたきたちをとりな  
をして、うたんとすればにげにけり、又まうをうたんとよせければ、二人はしりより、かく  
のどとくする事三四となり、そのうちしろより、大せいはいせきたりにけり、山だをばどう  
のまんびやうゑ、むまにかきのせておちてゆく、

さがみのかみいくさのせんきはうくしてわけの事

おなじき七日、さがみのかみ、むさしのかみ、のかみのたるるに、中一日とまりて、せんた  
うかいどう、二のてを、一しよによせあはせ、ろじのつはものどもはせあつめて、つかう甘萬  
きになりけり、せきかはらといふところにて、かつせんのせんき、まよくのてわけあり、  
むさしのかみ申されける、けふのうぢせたのかつせんこそ、をはりにてあるへく候、より  
くいくさのせんきも、てわけ大事たるべく候、するがのせんじ殿の、はからひにつきたてま  
つるべく候、はからはずはかり給へと申されけり、よしむら申ける、大志やうの御めい  
により候へば、かたくゆるし候へ、ほくろくだうのてに、いまだみえず候、せたの大てに、  
さかみのかみ、じやうのすけ入道、ぐこのせに、たけだの五郎、一かの人々ども、かひまな  
のゝぐんせい、よどのてに、よしむらまかりむかふべく候と、さだめ申けるに、さかみのか

みのてに、ほんまの兵衛たゝいへといふものすゝみいて、するがのかみ殿の御はからひ、  
さうにおよはず候へとも、さがみのかみ殿のわかたうに、いくさなさせどの御事おほく  
候、むさしのかみ殿を、せたへむかはせ参らせて、うぢへいさがみのかみ殿をむけまいらせ  
らるへくや候らんとぞさへける、いしくも申ものかなとぞきこえける、するがのせんじよ  
し村申されける、御申のさる事にて候へとも、いくさのうむるところに、より候はず、つ  
はものゝころに、より候へ、又さがみのかみ殿をきまいらせて、いかてかむさしのかみ殿  
へ、せたへいむかせ給ふへき、かつのわたくしのまんにあらず、へいけひやうらんのであ  
はせに、木をついたうせられしときも、あにのかばの御ざうし、おふてせたへ、御おとう  
どの九郎御ざうし、うちへむかはせたまひて候き、かのせんきゝきやうにして、いまて  
くわんとうめてたく候へ、よしむらわたくしのはからひに、あらずとぞ申されける、む  
さしのかみ殿いまにはじめぬ事ながら、此ぎにすぐべからずとて、にしちへをがさはらの次  
郎ちくごの太郎さゑもん、うへだの太郎をはしめとして、かひのげんじ、まなの、國の住人  
らをさしをへらる、をがさはらの次郎すゝみ出て申ける、身ををしむに候はず、せき山  
にてむまどもおほくはせころし、又おほ井とにて、てのきはのかつせんつかまつりて、むま  
も人もせめふせて候、ことにもあはぬ人どもを、かれながら、ながきよむけられしこと、べ  
ちの御はからひとおほえ候と、申されけり、むさしのかみ殿のたまひける、いたみ申さる  
ゝところ、もつともそのいはれ候へとも、ころやすくおもひたてまつりてこそ、大事のてに



のむけたてまつれど、のたまひけれ、ちからおよはず、かさねてちし申にをよばずとて、むかはれけり、そのせい一萬五千よきなり、

ともどきほくろくたうよりまやうらくの事

さるはせに、まきぶのせうともどき、五月つもどり、ちちのこくぶにつきて、うつたちけり、はつこくのともから、ことくくあひまたかふ、五萬よきにをよべり、きやうがたに、みしなの次郎、みやさきのさゑもん、かすやのさゑもん、さきかけてくだりけれども、をめぐすに、おでのさゑもん、いはみのせんじ、やすはらのさゑもん、いしくろの三郎、こんどうの四郎、おなじき五郎、これらをめしけり、まいらざりけるものゆへに、日かすをくるところに、みやさきといふところをもさへす、たのはきといふところに、さかも木をひきけれども、くはんとどうのつはもの、みたれくおのはつれ、うみをおよかせて、とをりけり、おなじき八日に、ちちのこくぶのとなみ山をこえつるところに、きやうがた三千よきを三てにわけて、さへんとまけしれども、おふて山のあなたに、ぢんをとりにて、よをこめて、いがらしどうをさきとして、山をこえけれ、みしな、みやさき、いしくさもせずして、おちにけり、かすやばかりどうちじにまける、はやしの次郎、いしくろの三郎、こんどうの四郎、おなじき五郎、ゆみをはづして、くはんとどう方へまいる、ほくろくたうのざいしくまよくのきやうがた、一こらへもせず、みなおちにけり、せうくくあひた、かふともがらのくびども、みちくくにきりかけて、いつれおもてをむかふへきやうどなき、

一ぬんさかもとへ御志ゆ(た字脱歟)の事

八日のあかつき、ひてやすたねよし以下、御志よへまいりて、さんぬる六日、まめとをはじめて、みなおちらせ候、又くおせがはよりほか、はかくしきいくさしたるところも候はずと申けれ、君も臣もあいてさはがせ給ひき、た、いまみやこに、かたきうちいたるやうにひしめきけり、一ぬんのかつせんのならひ、一かたはかならずまくるなり、さればとて、やもいぬことやはある、いまの世(ちか)からこそ、なまじぬの戦させんよりの、山もんにうつりて、三千人の大志ゆをたのみて、われいあひいろはぬよしを、くはんとどうへたいでうせんぞ、おほせられける、すなはちえいざんへ御こうなる、御せい千きばかりありしかども、ようになつべきもの、一人もなかりけり、みやこにいきみもまんも、ものふもみえず、くはんとどうのせいもいまだまいらす、あきれておたるけしきなり、ともぬの大將、まそくさねうちめしぐせらる、二ぬのはうぬんはらまきにたちはきて、世みたれ、大志やうのぶしうたんとて、をしならべてめをつけ、たちをぬきかけて、あゆばせけれども、一ぬん御めもゆるしましまさぬい、ひきのきくす、中なこん大志やうにつかみつきて、はうぬんかきまよくの、まろしめして候か、さいこの御ねんぶつ候へし、又けん世をおぼしめさるべしとのたまへ、きんつねもころえたりとのたまへども、わろくぞみえ給ひける、ひよしさんわう、こんどばかりたすけさせたまへと、ころのうちにぞきねんしたまひける、はうぬん、大志やうにうちならべ給ふとき、中なこん中へうちいり給ひけり、ちいにに、よくぞみえさせ給



ひける、

はうくせめぐち御かための事

志ゆじやうじやうくはうの、にしさかもと、かちぬのみやにいらせ給ふ、さす大そうじやう  
せうゑんまいらせ給ひ、なひく御きまよくもなく、御こうのてう、まつだいの御をしりを  
もうけさせ給ひぬとおほえ候、口おしくも候ものかな、ようにもたつべきあくそうともい、  
みをがさきせたへむかひ候、いそぎくはんぎよなりて、うちせたをさへて御覽候へ、さり  
ともゑんめいも御たすけ候はんずらんと、なくく申されければ、げにもとおほしめし、十  
日四つ、ち殿へくはんぎよなる、みやこに又よろこびあへり、いざ一たびさへて、御ら  
んあるへしとて、みのりつしやくわんけん三おさきの大志やうなり、そのせい一千よき、  
せたのはしへい、山だの次郎、伊とうのさゑもんせう、大志やうぐんにて、三たうの大じゆ  
をさしそへらる、そのせい三千よきくごのせに、さきのみんぶのせうまやう、はうたうの  
どのかみ、へい九郎はうぐはん、まもふさのせんじ、ごとうのはうぐはん、さいめんのももが  
らあひそへ、二千よき、うかひのせに、ながせのはうくはん代、かはらのはうくはん代、一  
千よき、うちにいさ、木の中なこん、かひのさいまやう中志やう、うゑもんすけ、大うち  
志ゆりの大ぶ、いせのせんしきよさだ、こまつのはうゑん、さ、木の山志ろのかみ、彌太郎は  
うぐはん、さいめんのももから、二萬よき、まきのまに、あだちのけんさへもんせう、  
いもあらひに、一でうのさいまやう中じやう、二のほうゑん、一千よき、よどにばうも

んの大なこん、一千よき、ひろせに、あのにうたう、五百よき、つがう御せい三萬七千きとぞ  
きこえける、十三日、くはんぐんでんでむかひけり、なんどの大志ゆめされけり、さんもん  
の大志ゆをい、うちにしむかひ、なんどの志ゆとをば、せたへむかへらるべきよし、けんま  
つすでにちまやうするところに、ちさんいかにのことぞやと、せんじかさねてくださる、  
せんぎまけるい、ちせう四年に、わがてらへいけのためにはろぼされしを、よりとこれ  
かなしみて、てらのかたき重衡の卿をわたさるゝのみならず、くやうのこにいたるまで、ず  
いふんの心ざしをたうじにいたされき、わたくしのことにてい、ひやうぎにおよばず、  
くはんとをみつくべき事なれども、これいちよくちやう、かたじけなき事なれば、それま  
でいなし、くはんとをこゑんこと、さだめてぶついにむくべし、たゞいづかたへもま  
いらざらんにかかじとて、せたへもむかはずりけり、まかれどもあくそうの申けるい、この  
たびわれらざし出ざらん事、さんもん志ゆとの、のちにいはむことたへがたし、ひごろゆ  
みやたしなむもがら、せうくかけ出て、いくさせばやといひて、たじまのりつし、さぬ  
きのあじやり以下、べうどうゑんのりつしらも五百よ人むかひけり、

せたにてかつせんの事

同しき十二日、さがみのかみ、むさしのかみ、十三日のちにつく、十四日さがみのかみ、せた  
へよせてみれば、はしいた二けんひきて、なんどの大志ゆどもはんどうのものゝふをまねき  
けり、うつの宮の四郎、とをやにいる、むさしの國の住人きたみの太郎、えとの八郎はやか



のへい三郎、をしよせて、いぢらまかされてのきにけり、むらやまの太郎、なせのさこん、よしみの十郎、そのこ小次郎、わたりのうこん、同じき又太郎ひやう系、よこたの小次郎も、かたきすきもなくいけれのきにけり、中にもくまかへくめよしみ、ぶし五人はしけたを渡りてよせたりけり、ならほつし二じうのかひたてにひきのく、大志やう山だの次郎、使ひをたて、いかに大志ゆ、むけに、小せいにをいる、ぞ、きしんとこそたのみつるにとぞわらはれる、大志ゆいひける、にぐるにあらず、かたきをふかくひきいれて、一人も洩さじとするぞと、いひもあへず、鳥のえだをかけるやうに、廿三人きつてまはる、くまがへたけくおもへども、なぎなたにわひぢらひかね、うつてにいはんどうがた、くまがへうたすなど、をめけども、はしけたいせばし、よるものぞなかりける、くまがへはりまのりつしとくんで、首をとらんとするところに、はりまが小はつしにき、ちん、くまかへかくびをとる、くまかへをはしめとして、七人めまへにてうたれにけり、よしみの十郎、くめはかりののかれてけり、よしみが二十四になるを、かたにかけたかへりけるを、かたきあるをかなしとやおもひけん、こをかはになけいれて、つゝあてとびいりて、かはどこにてもものゝぐぬぎ、大志やうのまへにあかいだかにてぞ出きたる、くかのうこん、いすくめられてたつたるをみて、ひらぬの三郎、ながはしの四郎、やおもてをふせぎ、くめをたすけ、り、うつのみやの四郎、二日ぢさかりたるが、せいまちつけて、三千よきになりにけり、二千よきを、ち、につけて、一千よきあひぐしてゆきけるが、かたきにあふぎにてまねかれて、はらをたちて、わづかに五六十き、せ

たのはしへ出きたつて、さんくにいる、きやうかたよりも、あめのふるこどくにいけり、一千よきをくればせにつきにけり、くまがへの小次郎さ系もんなをいへ、たのみたるをど、いられて、まなんどぞふるまひける、むまをいさせじとて、やのおよばぬ所にひきのけり、まなのゝくにのぢう人ふくちの十郎と、かきつけまたるやを、三てうよいとして、山だの次郎がいたるところへいわたす、三おがさきかためたる、みのゝりつしがてのものども、舟にのりて、河中よりこれをいる、その中にはうし二人、うつのみやにいられて、ひきまらぞく、これをみて、さがみのかみ、へい六ひやう系をつかひとして、いくさにかならずけふにかぎるまし、やだねなつくさせ給ひぞと、おほせられけれ、その、ちのいくさもなかりけり、此一りやう日、もとよりふりけるあめ、十三日々さかりより、まやじきのことし、人むまぬれまはたれ、さう人はたらかす、

うぢはしにてかつせんの事

おなじき十三日、むさしのかみうぢによせけるか、日くれけれ、たいらにぢんをとる、どりのこくに、するがのかみ、よとへうちわかるところにて、するがの次郎、よしむらにうちくせよかしとおもふといひければ、かまくらよりむさしのかみ殿につき申て、た、い、ま、御、も、つ、か、ま、つ、り、候、ひ、な、い、お、や、こ、の、中、の、申、な、が、ら、む、げ、に、こ、ろ、な、き、や、う、に、お、ほ、え、候、三、郎、み、つ、む、ら、つ、き、た、て、ま、つ、り、候、へ、い、こ、ろ、や、す、く、い、お、も、ひ、た、て、ま、つ、り、候、と、い、ひ、け、れ、い、する、が、の、か、み、う、ち、う、な、つ、い、て、さ、も、あ、る、事、な、り、と、ぞ、申、け、る、や、す、む、ら、い、二、百、よ、き、に、て、あ、し、か、



につぎ、やまよりち、にうちわかれ、うちのいくさのさきをかけんとやおもひけん、おはり河にて、あしかい、いくさよくあたりけれい、やすむらこ、ちあしくおもひけるを、あしか、殿もこゝろえて、やすむらにうちつれ、あゆませけり、やすむらがらうどうに、さの、太郎、をかはの太郎、ながせの三郎、こうでうの三郎、十四五きうつたつて、あめのふり候に、うち御宿とりて、いれたてまつらんとてゆく、やすむらこ、ろえて、わかどうともさきにたち候か、おほつかなく候とて、むさしのかみ殿へ、あしやをたて、はせゆく、よしうちもやかてまいるとて、うつたちけり、やすむらみちにあふ人に、うちにいさやはじまると、ひけれい、十五六き、はしにはせつきて、た、いまいくさにて候といひけれい、されいこそとて、はせてゆく、さきだちたるわかたうとも、むまよりをり、するかの次郎たいらのやすむら、うちのせんぢんなりとなつて、た、かひけるところに、やすむらはせよりた、かふ、らうだうともちからつて、いよくた、かひけり、あしかい、むさしのせんじ、をくればせして、うちのての、一ばんなりとなりて、やすむらはたのておなじかしらにうちたて、た、かふ、きやうがた、はしのいた二まいひきて、さんもん大志ゆ三千よ人、十八廿へにくんじゆして、橋のうへにも、またにもひやうせん三百よそう、なみをうがつて、三ばうよりいるあひだ、こらへべきやうぞなかりける、するかの次郎馬よりをりたつて、三ばうをいる、をがはのさゑもんといふらうどう、大志やうてをくたきた、かふことや候と、せいしけるが、やすむらがやに、てきのさはぐをみて、さらばこゝい給へ、あそこあそばせといひけり、くまのはつし、

こ松のほうゐん、五十よきにてきたりけるが、いちらされてまゐりそく、ばんどう方、おほくうたれ、ておひければ、あしかい、も、するかの次郎も、ひきまりぞく、べうどうゐんにこもりければ、かたきいさ、かよろこびて、かへつて河をもわたりぬへくみえたり、よしうちむさしのかみのもとへあしやをたて、大てにまちうけて、みやうにちいくさつかまつらんとぞんじ候ところに、するかの次郎がわかたう、あまたうたせ、ておひかずおほく候、べうどうゐんにこもりて候が、ぶせいとみて、よせられぬべくおほえ候、せいをさしをへられべきよし申されければ、むさしのかみおほきにおどろきて、みやうにちのあひづをたがへ、此いくさをつかまつりそんじぬるにこそ、こんやまへよりわたされ、うしろよりならほつし、よしの、どつがはのものとも、ようちにかけんとおぼゆるなり、へいひやうゑ、こんやうちへはせよせ、べうどうゐんをかたむへきよし、ふれられけれども、あめいふる、あんないゝまらず、いかいむかふべき、みやうにちこそ、くごのせにまいり候はめと、くちくちに申て、一きもすゝます、さ、木の四郎さゑもんのおつなばかりぞ、むかひ候はんと申ける、へうどうゐんに、かたきをすて、引退ぞくにおよはすとて、よしうちやすむらこらへたり、むさしのかみ、つはものどもをもよほし、かねてかたきを此はうへわたらせて、此人どもをうたせてい、いくさにかちてもせんなし、やすときこゝなりとて、かけ出給ふをみて、一きも止まらず、十八萬よき、せうしにうつたち、はせゆくに、あめしやじくばかりなり、つはものどもめをみひらかす、ゆみをとるてもかゝまりけり、てんのせめをかふるにこそ、十せんでいわうにゆみを



ひくにやど、心ほそくぞなりにける、べうどうわんのかたより、らいでんまきりにして、身のけよだつばかりなり、大志やうくんやすときばかりぞ、すこしもおそる、けしきなく、あつはれ大志やうやどみえし、べうどうわんにかけいりて、おぼつかなきあいだ、きたりたりとのたまひけれい、あしかゝするが次郎、てをあはせてよろこひける、きやうがたに、ふせいとみえしかい、はたのまんひやうゑにうだう、むまもなし、下人もなく、てづからはたさして、大志やうの御前に、山だの次郎すゝみ出て、つはものどもせうく、むかへわたし、かたきうちらはひ、べうだうわんにちんをとるならい、心ざしあるものども、なごかみかたにつかざるへきと申、それいまかるべしとて、げちすれども、これよし、みつさた、ひろつたかまけなご、ひやうゑのにうどうをたのみて、いくさすへきにあらずとて、れうじやうせず、おなじき十四日うの一てんに、あしかゝむさしのせんじよしうち、するが次郎やすむらとなのつて、又はしづめによせて、ひきまりぞく、せきのうゑもんにうだう、わかさのひやうへの四郎、たうたしまの四郎、ふせのなかつかさ、さうまの五郎、かぢのこん次郎、まほやのみんぶ、おなじき、さゑもん、まんがいのひやうゑ、なかえの四郎、をしよせていふせらる、その中にはたのゝ五郎、めてのまなこいぬかれて、やをたてなから、大志やうの御まへにを参たる、くおせがはのひたいのきずだにも、まんへうなるに、誠にありがたし、かまくらのこん五郎さいたんかどほめ給て、ぐんこういやすとさせう人なれい、うたがひなしとぞのたまひける、たかはしの大九郎、みやでらの三郎、こみたのさこん、すゑなのむまのすけ、たかゐの小五

郎、大たかの小五郎、かけ出、めんくにておふてかへりけり、まほやのさこんいゑともとなのつて出るところに、山ほうしどもさんくにいる、さこんあしをはしけたにいつけられたたちたり、あなくちおしとて、この六郎やおもてにた、かふまに、やをぬかんとするにぬけず、たちにてやのたちたるあしを、ふたつにきりわりて、ひきぬき、かたにひきかけておろそきにけるを、人々かんじける、なりたのひやうゑ、これもておふてひきまりぞく、やまのそら、かくまん、ゑんおう、はしのうへにて、なぎなたふりまはしてぞ、ふるまひける、あれいよとのゝありけり、ゑんおうあしをはしにいつけられて、ぬけさりけれい、なぎなたにてあしくびよりふつとうちきりて、いよくとりのことくにかけりて、くるひけり、むさしのかみ、あんどらうのひやうゑたゝいへをつかひとして、はしのうへのいくさやめられ候へ、かやうならい、日かづをくるとも、せうぶあるへからずと、おほせられけれい、まかりむかふて大志やうのおほせなりとさげべども、あめはふる、かはをどうちものゝをど、一かたならざりけれい、聞もいれず、あんどらうも見たれいりてぞたゝかひける、むさしのかみ見たまひて、けつくあんどらうもいくさする、こさむなれどぞわらひ給ひける、へい六ひやうゑといふものを、かさねて使ひにたてられて、わきみも二のふるまひすなといはれて、手をたゝひてせいすれども、みゝにきゝいるゝものなし、いよくみたれあひてたゝかふ、へい六ひやうへか(カ)およはずしてかへりけり、びどうのさこんのまやうけんかけつな、よろひをいぬきおきて、こぐそくはかりにていくさをい、たれをまもりてま給ふぞ、はしのいくさい、御いましめなり、



此のちいくせん人の、大志やうの御めいをむかるゝうへに、かたきなり、かう申のびどうのかけつなりと申てかへりけれり、その、ちまつまりけり、

のふつなかねよしうち河をわたす事

むさしのかみ、むつのくにのちう人志ばたのきち六かねよしをめして、いくさのやめつ、かはわたさんとおもふほど、おほせられけれり、かねよしかしてまりて、うけたまはり、まつせぶみつかまつりて見候はんとて、かはをみれり、よるのあめに、きのふの水より三尺五寸ましたりそうじてつねよりも一ちやう三尺をまさりける、かねよしいか、おもひけん、けん見をたまはりて、せぶみをさしつかはさる、かねよしすなはちときさたをともなひ、かたなをくはへて渡りけるが、やすきどころも大事がほにわたりける、まきの志まにあがりて、あなたをみれり、やすけなくわたるにをよばず、かへりまいりて、かはを御わたしあるべき事、さういあるへからずとぞ申ける、むさしのかみよろこひ給ひて、うちたち給ふ、さ、木の四郎さゑもんおもひけるり、此志ばたがそ、めき申こそあやしけれ、この河のせんぢんせんとする、ごさめれ、此河をば代々我いへにわたしたるを、こんど人にわたされんこそ口おしけれ、だつとなこれをさりながら、いきてもなにかせんと、かねよしうち出てけれり、さ、木むまにうちのりて、志ばたかむまに、わかむまのかしらするほせ、あゆはせてゆく、あんどりのひやうゑのせうた、いへも、こゝろえうちならべ、さ、木につれてうちいづる、四郎さゑもんのぶつな、志ばたにこゝりせかどぞとひける、きち六うちわらひて、御へんこそ、あふみの人にておは

すれり、かはのあんないをばさりたまめといひけれり、のぶつなことはりなり、えうせうより、ばんどうにあつて、此河あんない志らすと申せり、その、ちかねよしおともせず、爰こそとて、河の中へうちいれ、みずなみたかくして、かねよしがむまためろふどころに、さ、木の二ゑどのよりたまはりたる、ばんどう一のいばに、むちもくだけようちて、あふみのくにのちう人、さ、木の四郎さゑもんみなもとの、ぶつな、十九萬きが一ばんかけて、此河にいのちをすて、なをのちのよにとむるぞと、をめきてうち出す、かねよしがむまも、これにつれておよがせけり、これをみて、あんどりのひやうゑり、うちいれけり、かねよしがむま、かはなかり三だんばかりそさがりける、のぶつなむかひへするく、とわたして、うちあげてぞなのりける、かねよしいくほせなくうちあがりてなのり、さ、木かちやくし太郎志げつな、十五になるり、はだかにてち、がむまのまへにたちて、せぶみ志けるか、かたきむかふよりあめのごとくにいるあひた、はだかにてかなはずして、とりてかへりけり、

くはんどうの大せいみづにおぼるゝ事

二ばんにうちいるゝともがらり、さの、興一、ながやまの五郎、みその次郎志けつき、うすゐの四郎、よこみどの五郎すけ志げ、あきはの三郎、志らゐの太郎、たこのそうない、七きうちあかる、三ばむに、をかさいらの四郎、うつのみやの四郎、さ、木のゑもん太郎、かんの、九郎、たまのゐの四郎、志のみやのむまのせう、なかえの興一、大やまの次郎、てつがはらの次郎、これもさ、いなくうちあくる、あんどりのひやうゑ、わたりせにのぞむて見けるか、みか



たのおほくわたしけり、くだりかしらにて、わたりせもどをし、三だんばかりてすこし、せば  
 みにさしのそき、このせばみわたるならい、すぐにてよかりなんと、三十きばかりうちい  
 れけるが、一めもみえずうせにけり、かはのせばきをみて、あんどらがわたしければ、せんち  
 んのうするをもあらず、大せいうちいれけり、あはうのぎやうふのせうさねみつ、あはやの  
 みんぶいへつな、こんねん八十四、をしからざるいのちかなとて、うちいれけり、一めも見え  
 すうせにけり、せきのさゑもんにうだう、さしまの四郎、をのでらのなかつかさ、わかさの  
 ひやうゑのにうだう、これも又ともみえず、此なかにさしまの四郎むまもつよし、あぬまじ  
 かりけるを、たてわきのせきのにうだう、ゆんでのをでとりつくで見えしが、二人ながら  
 見え、四ばんにふせのさゑもん次郎、みやまの彌とうだ、あきたのまやうの四郎、すはうの  
 ぎやうぶの四郎、やまうちの彌五郎、たかだの小次郎、なりたのひやうゑ、かんさきの次郎、  
 あな河の次郎、さうむまの三郎、子ども三人、あむらの彌三郎、としまの彌太郎、ものい次  
 郎、あたの小次郎、さの、次郎、おなじき小次郎、あぶやのへい三郎いげ、二千よき、こゑこゑ  
 になのつてわたしけるが、一きも見えずうせにけり、五ばんにてすかの小太郎、かすがの太  
 郎、ながえの四郎、いひだのさこんのまやうけん、あはやの四郎、といの三郎、あまのへい三  
 郎、おなじき四郎太郎、おなじき五郎、たいらのさこの次郎、つかう五百よき、うちいれて、二  
 めともみえず、六ばんにさめしまの小次郎、つしまのさゑもん次郎、大かゝの小次郎、かね  
 この興一、おなじき小太郎、さぬきのさゑもんの太郎、おはらの六郎、いひだかの六郎、さい

どうのさこん、いまいつみの七郎、おかべの六郎、かすやの太郎、いひしまの三郎、ひせんば  
 う、三百よきもあづみけり、七はんに、おぎの、太郎、をだのきち六、みやの七郎、をかべのや  
 どうだ、じやうのすけ三郎、い、だのさこん、いひぬまの三郎、さくらゐの次郎、さるさはの  
 次郎、かすかの次郎、子二人、いしかはの三郎、つかう八百よきわたしけるも、又もみえずう  
 せにけり、むさしのかみこれを見給ひて、やすどきがうんすでにつきてけり、ていわうにゆ  
 みをひきたてまつるゆへなり、此うへいきてもあるべからずと、たづなかくくり、はせい  
 らんとあ給ふところに、あなの、くくのじう人、かすがのぎやうぶの三郎さだゆきといふも  
 の、子ども二人のさきにながれてあぬ、わがみもうすべかりけるを、ゆみをさしいだしたる  
 に、とりつきてたすかる、二人の事をおもひて、なきわたりけるに、むさしのかみ殿、すでにか  
 いにうちいれ給ふとみて、あなこゝろやとて、奔りより、くつはみにとりつきて、こゝいか  
 なる御事候ぞ、みかたのぐんびやう、いま河にあつむといへとも、三千きのうちをとなり、十  
 か一だにもうせざるに、大まやういのちをすて給ふことや候べき、人こそおほく候へとも、  
 大いふ殿たのむと候ひつるものを、もしこの大せいをきながら、この大あくまよにうちい  
 れて、見すく、あなせたまはんこと、まことにくちをしかりぬへし、いくせんまんのせいど  
 も、きみあなせ給は、みなきやうがたにつき候ひなん、これかへつて御ふかくなり、さこそ  
 心ぼそき人候らめども、きみの御はたをまほりてこそ候らめど、馬のくちにとりつくをみ  
 て、むさしのかみもの共一二千き、まへにはせふさかりてひかへたる、よしとき此ことのもち



にき、給て、かすがのぎやうふ、子ども二人うしなふのみならず、やすときがいのちをつきたるものなれ、こんどの第一のほうこうのものなりとて、かふつけのくに七千よちやうたまのりけり、むさしのかみやすときの志そく小太郎ときうぢ、ちゝわたさんとするが、人にとめらるゝとみて、かはにうちいれんとするを、あはのくにのぢう人、さくまの太郎いへもりどなのりて、むまのくつばみにむずどゝりつき、大りきものなれ、むまもぬしもうこかず、大いふ殿人こそおほく候へとも、見はなし申などおほせ給ひしと申けれ、太郎殿はらをたて、なんでうさることあるべき、おやのひかへたまふだにくちおしきに、二人此河をわたさずして、ばんどうのものたれをとてわたすべきぞ、にくいやつかなとて、むちをもてさくまがつらとりつきたるうでをうちたまひける、いへもりさかしき殿のきしよくふるまひかな、ゆるすまじとて、さしつめたり、いよくはらをたち、うち給へ、いへもりわ殿のこともおもひたてまつりてこそすれ、さらばいかになりはてたまはんとも、ころよとて、むまの志りをはたとうつ、なに<sup>か</sup>いたまるへき、河にうちいれけり、さくまかいなうたれて、いたけれども、見すつるにおよばず、つゝくぞよとうちいれ、すゝみわたしける、まんねんの九郎ひでゆき、おなしくまいり候とて、うちいれけり、さがみのくにのぢう人かゝはの三郎、志やうねん十六さいとなのりてうちいるゝ、むさしのかみこれを見て、太郎うたすな、むさしのかみとのはらなきかくとのたまへ、一きものこらずうちいれける、廿萬六千よき、こゑくに名のりて、わたしけり、一きも志つます、むかひのきしにうちあがる、さるは

どにするかの次郎やすむら、これをみて、いまてさかりけるこそくちおしけれとて、をかはのゑもんどりつきて、まめしけれども、わたしけるを、やすとき志しやをたて、これにこそ候へ、これへわたり候へとのたまへ、やすむらも一所にひかへけり、あしかゝ殿も一ところに御いり候へと申されけれ、いへのこらうとら、みな河へうちいれさせて、これもひかへてぞおはしけり、かゝはの三郎むかひにはやつきて、かたきをしならへ、くむでおちにけり、十六さいのものなれ、またになる、かゝはがけ人、うへなるかたきのくびをとる、大かはの次郎あらてなり、かけよと、むさしの太郎にいはれて、まさきかけてたゝかひけり、あまり亂れあひて、かたきもみかたもみえずといひけれ、みかたの河を渡りたて、ぬれたるをさるしにせよと、むさしの太郎にげぢせられて、おちあひくくむだりけり、

うぢのやぶるゝ事

きやうがたの大志やう、さゝ木の中なこんありまさのきやう、かひのさい志やう中じやうをはじめとして、一きもひかへずおちにける、けい志やうにうゑもんのすけ、ふしにのさゝ木太郎ゑもんのせう、ちくごの六郎さゑもんともなを、かすやの四郎さゑもん、おぎのゝ次郎、同じき彌次郎さゑもんばかりなり、むさしの太郎、中じやうのかぶどのはちをいはらひて、うしろのくひにいたてたり、うすでなれ、にげのぶ、又きやうがた、うゑもんのすけともよし、させる弓矢とりて、ともいへにちうをいたすへき身にもあらぬが、のぞみ申てむかひけり、大勢にむかひて、ともとしとなのりて、かけられれば、とりこめてうつてけり、志いだ



したることいなければ、申しことばひるがへさずして、うちじにまけるこそあはれなれ、つぎにちくごの六郎さゑもんありな、かたきのなかけわけておちゆく、つぎにおきの、次郎、おちゆきけるを、まぶるのへい三郎、をしならへてくんでおつ、おきのがくびをとる、つぎに彌二郎さゑもん、おちゆきけるを、むつの國の住人みやぎの、小次郎、まやうねん十六さいとなりて、彌二郎さゑもんとくみけるに、彌二郎さゑもんがのりかへ打てか、みやぎのいまのかうとおもひけるところに、みかた三百きはかりはせけるが、いかなるものかやといまらず、み、のねをいぬく、そのあひだに、みやぎの、次郎、さゑもんかくびをとる、をかはの太郎、きやうかたよりいできたる、よきかたきとめをかけ、くまんとするに、かたきたちをぬいてうつに、めくれてくむでおち、おきあかりてみれ、わかみくむだるかたきのくび、人とりてなし、やましるの太郎さゑもんかけめぐるを、さ、木四郎さゑもんかてにとりこめて、いけとりけり、さるほかに、ばんどうかたのつはものとも、ふかくさ、ふしみ、をかのや、くか、だいで、ひの、くわんじゆじ、よしだ、ひかし山、きたやま、どうじ、よつ、かに、はせちらす、あるひ、一二萬き、あるひ、四五千き、はたのあしをひるかへして、みだれはいる、三本きやう、上きたのまんどころ、によはう、つはね、うんかく、あをさぶらひ、くわんじよ、ゆうじよ、こえをたて、おめささげびたちまよふ、天ちかい、やくより、わうまやうらく中の、かゝる事いかにあるべし、かのじゆゑいのむかし、へいけのみやこをおちしも、これほごいなりけり、なをもをしみ、いへをもおもふ、じう代のもの共、こゝかしこの大志

やうにさしつかはされて、あるひ、うたれ、あるひ、からめらる、そのほか、あをさぶらひ、まちのくわじやはら、むかひつぶて、いんぢなど、いふものなり、いつむまにものり、いくさまたるすへのまらぬものどもか、あるひ、ちよくめいになりもよほされて、或ひ、けんぶつのため、いできたるやからども、ばんどうのつはものに、をひせめられたるありさま、たいたかのまへのことりのごとし、うちいころし、くびをとる、そくばくのばんどうのつはもの、くびひとつづ、とらぬものこそなかりけれ、大志やうぐんむさしのかみするがの次郎、あしか、殿、ふねにてをしわたる、まなの、國のぢう人うちの、次郎、うぢはしのきたのざいけにひをかけ、り、そのけぶり、天にゑひじておびたし、よごいもあらひ、ひるせ、そのほかのわたり、これを見て、い、くさもせず、みなおちにけり、するがのせんじ、もりのにうだう、のやまのさゑもん、或ひ、ふねにのり、或ひ、いかだをくみておし渡る、よご一、ちどうのようがいをやぶり、とばのたかはたけにちんをとる、うぢはしの河ばたにきりかけたるくび、七百三十也、これをちつけんして、むさしのかみ、ちやくしときやうぢ、ありときなど、またしき人々、わつかに五十よきにて、ふかくさ河原といふところ、にちんをとる、よにいりて、むさしのかみ、これをこそと、するがのかみ、もとへ、つかひをたて、申されければ、やすむら二三人うちぐして、むさしのかみのちん、くは、りけり、せた、うぢ、みおがさきおちぬときこえしか、一人もい、くさするものなく、みなおちうせにける、なんとほくれいの大志ゆも、おちゆきけり、たうにちの大志ゆ、たかこゑにねんぶつ申て、あはれなりける



わうほうかなど、たからかにくちずさひ、なく、ほんさんにかへりけり、

ひでやすたねよしとうみやこへかへりいる事

きやうがたのどのかみへい九郎はうくはん、志もおさのせんじ、せう志やうにうだう、志よ  
くくのいくさにうちまけて、みやこにかへりいる、山だの次郎も、おなじく京へいる、おなじ  
き十五日のこく、四つお殿にまいりて、ひてやす、たねよしもりつな、しげた、こを、さいこ  
の御ともつかまつり候いんとて、まいりて候へと申ければ、一めんいかになるべき身もお  
ほしめさぬところへ、四人まいりたれば、いよく、さいがせ給ひて、われのもの、ふむかは  
い、てをわはせて、いのちばかりをば、こはんとおぼしめせども、なんぢらまいりこもりて、ふ  
せぎた、かふならば、なか、あしかりなん、いづかたへもおちゆき候へ、さしものほうこ  
らむなしくなしつるこそ、ふびんなれども、いまのちからおよばす、御所のきんりんにある  
べからずとおほせいたされければ、をの、この中、いふもおろかなり、やまだの次  
郎ばかりこそ、されい何せんに参りけん、かないぬものゆへ、一そくもひきつるこそ、くちお  
しけれどて、大をんじやうをわけて、もんをた、き、にはん第一のふかく人を志らずして、う  
きまづみつる事のくちをしさよと、の、しりてとをるぞかひもなき、をの、いひけるい、  
二なし、大せいにはせあはせてた、かひて、もし志なれぬものならば、じがいするはかり、べ  
ちのぎなしと申ければ、おの、此ぎにどうぞとて、又とてかへす、四人のせい三十きはか  
りなり、へい九郎はうくはん申けるい、おなじきうちのおふてにむかふべきを、うぢせた大

せいへだてられてい、さうひやうにこそうちあはむずれ、これより西、とうじのよきじや  
うくはくなり、こ、にたてこもり候らは、や、するかのかみのよとのてなれば、とうしをど  
をらんずるに、よきいくさして、志なんと思ふぞといひければ、又此志かふるべしとて、とう  
じにはせつぎ、おんにいれず、そうもんのそと、くぎぬきのうちにぢんをとる、たかばたけ  
にひかへたる、三うらのすけはやはらの次郎ひやうゑのせう、をひの又太郎、あまの、さゑ  
もん、さかゐのへい次郎ひやうゑのせう、こはたの太郎、おなじき彌へい三など、きこふる  
ものとも、三百よきをめひてかく、其なかに、はやのらの次郎ひやうゑ、あまのさゑもん、へ  
い九郎はうくはんを見て、かんせん志んちつなりければ、ひかへてか、らざりける、ゆみや  
とるものも、れいきいかくぞ有べきに、はやのらの太郎志さいを志らず、ち、ひかへたる  
をこ、ちあしくやおもひけん、なのりてをしよせたりけり、たねよしいひけるい、さこそ大  
やけのいくさといひながら、太郎ふれいなるものかな、かけよしもらすなどて、たかいをは  
しめとして、なかにとりこめられて、めてのたなかへかけおとされてけり、はせあがらんと  
するところに、ゆんでめてよりせめければ、むまよりおち、かちになりてぞた、かひける、か  
げよしをひ、へいひやうゑ、ちやくしひやうゑの太郎、こみたきやうだ、命をすて、かけ  
よしをうしろにをしなし、た、かひけり、かなはずして、たねよしひきかへす、これをはじめ  
として、くはんとうのせい、一めんにおめひてかく、つくりみちをわれさきにとしよせけ  
れい、ひでやすもりつない、いか、おもひけん、や一もいず、きたをさしておちゆく、山だの



次郎ばかりぞ、さゝやせうくいて、それもあどめにつきておちゆきけり、いまのへい九郎はうぐはんばかりなり、たねよし、とうじをはかどころとさだめければ、じよのものそれのおちもうせよ、一そくもあざりぞくまじとて、いれかへた、かひけり、されども大せいまこみければ、心のたけくおもへども、なまじゐに一きれにも志においらず、ひがしをさして落ゆきけり、こみたのへい二すけちか、すくやか者なり、たねよしにめをかけて、をしならべてくまんとまけるが、すけちかかなはじとやおおもひけん、たねよしがめのところへはたけ、はせとをりけるに、くんでおちけり、すけちかのりかへおちあひて、くびをとる、たねよしこれをつらして、彌太郎ひやうゑた、三四きになりて、ひがし山をさしておちゆく、次郎ひやうゑ、たかゝの兵衛の太郎これもひがしへおちけるが、六はらのれんげわうゐんにはせいり、小たけの中にて、二人ねんぶつとなへて、さしちがへてうせにけり、たねよし、こゝろざしつるひがし山にはせいりて、ものゝぐぬきすて、やすみにけり、

ゐんせんをやすどきにくたさるゝ事

十五日みのこく、やすどきうんかのごとくのせいにてかみかいらよりうつたち、四つぢのゐんの御志よへやすどきこえけり、一ゐんとうざいをうしなはせ給ふ、けつけいうんかくせんをわすれて、あはてく、せめての御事に、ゐんせんをやすどきにつかはされけり、そのてうにいはい、

秀康朝臣胤義以下徒黨可令追討之由宣下既畢又停止先宣旨解部輩可還住之由同被宣下既凡

天下事於于今者雖不及御口入御存知趣畢不仰知畢就凶徒浮言既及此沙汰後悔不能左右但天災之時至歟抑亦惡魔結構歟誠勿論之次第也於自今以後先携武勇輩者不可召使又不稟家好武藝者永被停止也如此故自然及御大事由有御覺知者也悔前非被仰也御氣色如此仍執達如件

六月十五日

權中納言定高

武藏守殿

かくこそあそばされけれ、ゐんせんをめしつぎにもたせて、やすどきにつかはされたり、ことばをもつてい、をのく申べき事あらば、それより申さるべし、御志よ中にやがてまかりむかひん事、人みんのなげきこらひさい女の畏れ畏るゝ事の、あまりにふびんにおぼしめさるゝなり、たゝまけてそれに候へとおほせられけり、やすどきむまよりをり、ゐんの御つかひにたいめんして、ゐんせんをひらひてみて、たかきどころにまきおさめて、かしこまりてうけたまはり候ひをいんぬ、おやにて候よしときかへりうけたまはりて、なにどか申候はんずらん、まづやすどきにあてゝ、ゐんせんはいれう候でう、かたじけなくぞんじ候、此うへにさうなく參り候いんことも、そのおそれ候へい、ご志んをあらざ、まかりとゝまり候とて、をぢさかみのかみときふさに申あはされけり、さうにをよばずと、六でうのきたみなみにちんをとりてお給ひ、大せいみな六はらにうちいれけり、

たねよしじがい事

たねよし、ひがし山にてじがいせんとおもひけるが、びんぎあしかりけり、うづまさ



こどもをかくしをきけるところへ、おちゆきけるが、さきにも又大せい、れみだるゝと申け  
れい、これにかくれぬて日をくらし、うつまさにむかはんと、にし山このしまのやゑろのう  
ちにかくれぬて、くるまをばかたはらにたてゝ、をうなぐるまのよしにて、さうのくるまを  
ぞのせたりける、たねよしがねんらいのらうどうに、どうの四郎にうだうといふもの、かう  
やにこもりたるが、いくさをも見ぬしのゆくゑをもみんと、みやこへのほりけるが、こゝを  
とをるを、もりのうちよりみて、いであひたれい、どうの四郎にうだう、いかにともいはず、  
なみだをながす、さてもなにとしてか、かくてわたらせ給ふぞと申けり、にし山におさ  
なきものどものあるを、一め見てじがいせんと思ひてゆくに、かたきすでにみだれいるとき  
くわひだ、こゝにて目をくらし、よにまぎれてゆかんとて、やすむなりといひけれい、にうだ  
うかたきさきにこもり、御あどに又みちくたり、いつのひまにきんだちのもどへいつかせ  
たまふべき、へいはうぐはんい、どうじのいくさのよくたれども、さいしの事をこゝろに  
かけて、おうなくなるまにておちゆくを、くるまよりひきいだされて、うたれたるといはれさ  
せ給いんことを、くちおしく候へ、むかしより三うらの一もんにきつやの候、にうだうちしき  
申へし、此やしるにて、御じがい候へがしと申けれい、たねよししくも申たるものかなと  
て、さらば太郎兵衛まづじがいせよ、こゝろやすく見をかんといひけれい、ちやくし太郎ひ  
やうゑ、はら十もんじにかきゝりてゑぬ、たねよしをもひつかんとて、かたみどもをおくり、  
どうの四郎にうだうい、ふしのくひとりて、するがかみがもとへゆきて、ぐんこうのゑや

うにはこりたまはんことを、をしはかられ候へ、たびくのかつせんに、三うらの一けをほ  
ろぼし給ふをこそ、人くちひるをかへし候ひしに、たねよし一けをさへほろぼし給ひ候へば、  
いよく人の申さんところこそ、かへつていたはしく候へと、たゝいまおもひあはせたまは  
んずらん。申せとてはらかきゝり、くびをばとりて、もりにひかけ、むくろをいやくにけり、  
そのゝちするがのかみのところへゆきて、さいどのありさま申けれい、よしむらきやうだい  
ならずい、たれかいくびをおくるへき、よしむらなればとて、世のだうりをゑらぬにいなけ  
れども、ゆみやをとるならひ、おやくさやうだい、たがひにかたきとなる事、いまにはじめぬ  
事なりとて、おとゝをひのくび、さうのをでにかゝへて、なきおたり、きやうよりたつときそ  
う請じたてまつり、ぶつじとりおこなひ、うづまさのめこよびよせて、いたはりなぐさめけ  
り、

きやうがたのつはものちうりくの事

山たの次郎まげたゝい、にし山にいらて、さゝのはたにほんぞんをかけ、ねんぶつまけるど  
ころに、あまのゝさゑもんをしよせけれい、じがいすべきひまなかりけるに、ちやくしいづの  
かみまげつき、さゝへつゝ、此まに御じがい候へといひけれい、やまだのじがいして、しゝに  
けり、いつのかみのいけとられぬ、ひでやす、おなしきひですみ、いけとられてきられぬ、ま  
もふさのせんじもりつなも、いけとられて、かすやきた山にてじがいす、あまのゝ四郎さゑ  
もん、くびをのべて参りたりけれども、きられにけり、山まろのかみどうのはうぐはんい



けせられてきらる、ごとうをい、志そくさゑもんとつな、申うけて、きりてけり、多人にきらせて、首を申うけて、けうやうせよかし、これやほうげんにためよしを、よしともきられたりしにをそれず、それい志やうこのことなり、せんぎなかりき、それをこそまつ代までのをしりなるに、二のまひまたるもどつなかなど、萬人つまはじきをぞあたりける、あふみのにしごりのはうぐはん代、六はらむさしのかみのまへにて、さの、小次郎にうだうきやうだいうけたまひる、さふらひにて、手とりあしせりしてきられぬ、六てうかいらにて、むほんのともがらのくびをきるに、つるぎをさすにいとまわらず、するがの大ぶのはうぐはんこれのぶ、ゆくゑもあらずおちにけり、二のほうゑんそん志やうい、よしのとつがはににけこもりて、たうじのからめとられず、せいすいしのはつしきやうい月本やのはつしでしひたちほう、みの、はう、三人からめとらる、すでにきらんとするところに、志ばらくたすけさせ給へ、一首のぐえいをつかまつり候は、やと申けれい、これはどのひまいたまはるべしとてさしをくに、

ちよくなれいとのちのすてつもの、ふのやそうぢかんのせにいた、ねど、此よしむさしのかみに、はやむまをもて申たりければ、かなくわいのあまり、ゆるすべしとてゆるされけり、人のふいあるべきものかなまつ代といひながら、わかのみちもたのみあり、やすときやすしくもゆるされたりと、上下かんじけり、くまのほうし、たなべのべつたうも、きられにけり、

きやうとひきやくの人々ひやうぢやうの事

むさしのかみ、くわんとうへはやむまをたつ、かつせんの志だい、うちじにておひのけうみやうちうもん、ならびにめしをくところのせふみやう、きらるゝもの、ふのけうみやう、此はかゑんくみやくの御事、げつけいうんかくのさい志やう、きやうとのまつりごとあらため、さんもんなんとの志たいば、やすときがはからひがたし、きやうをくにうけたまはりて、ち志やうしてきさんすべきよし申けり、はやむまくわんどうにつきたりけれい、こんだいふ殿二の殿、そのほか大せうみやう、めんくにはしり出て、いくさのいかに、御よろこひかなにとかあると、くちく、にとはれけり、いくさの御かち候、三うらのへい九郎はうぐはん、山だの次郎、のどのかみひてやす以下、みなきられぬ、御文候とて、大まきものさしあげたり、大せんの大ぶにうだう、とりあげて、一とうにあつとぞ申されける、中にも二の志のあまりのことに、なみたをながし、まづわかみやの、大ぼさつをふしおがみまいらせて、やがてわかみやへ参せ給りけり、それより三代志やうくんの御はかにまいらせたまひて、御よろこび申ありければ、大せうみやうはせあつまつて、御よろこびども申あへる、その中にも、こつたれおやうたれぬときく人、よろこびにつけ、なげきにつけて、くわんどういさゝめきのゝ志りあへりけり、ひやうぢやうあるべしとて、大みやうどもみな参りけり、一ばんのくぢの大せんの大ぶにうだうとりたりけれい、申けるい、おんくみやくをば、をん國へながしたてまつるへし、げつけいうんかくい、ばんどうへめしくだすべしとひろうして、みちに



てみなうしなるべし、きやうとのまつりごと、とも井の大志やう殿御さたゝるべし、せつろくをば、このゑとのへ参らせらるべしとぞんじ候と、いけんを致す、よしとき此ぎ一ぶんもさういなし、此ぎにどうぞとればせけれ、大みやうとも志かるべしとぞ申ける、やがて此御返事をこそかき、一つうあひそへて、よくじつ、きやうへはやむまをたてられけり、さるほどに、とも井の大志やう殿に、六はらより此よし申されたりけれ、われたう志やうくんのくわいそにあらず、よしときがおやむつぶにあらざれども、志やうろをまほりて、きみをいさめ申によて、うきめを見しゆへなり、これもゆめなり、志かしながら、さんわうに申たりしゆへなりとて、大志やうさんつね、日よしをぞあふきたてまつらる、

くぎやうざいくわの事

さるほどに、さんぬる廿四日、むさしのかみまづかにぬんぎむして、むほんをすゝめ申され候ひつらん、ちやうぼんのうんかくを、めしたまはらんと申されけれ、ぬんいそぎけうみやうを志るし出させまし、けるぞあさましき、御ちうもんにまかせて、みなく六はらへ、からめ出され給ふ人々に、ばうもんの大なごんたのぶ、あづかりちばのすけたねつな、あせちの大なごんみつちか、あづかりたけたの五郎のぶみつ、中の御かどの中なごんむねゆき、あづかりをやまのさゑもんのせうともなか、さゝ木の中なごんありまさ、あづかりをがさいらの次郎ながきよ、かひのさいまやう中じやうのりもち、あづかりまきぶのせうともとき、一でうの次郎、さいまやう中じやうのぶよし、あづかりとを山のさゑもんのせうかげと

も、をのく、れいききやうをぢして、ばんどうむまやう(衛士)のいへにわたらたまふ、そもく八でうのあまみだいでころと申せし、こまくらう大じんこのうしつにておはしき、はうもんの大なごんたのぶのきやうの御いもうとなりしか、此むほんのまゆにかりいれられて、くわんどうへくたり給ふを志りて、かねてかまくらへ御つかひをたてまつり給ふ、われう大志んにおくれて、かのぼだいをとふらふよりほかたじなし、みつすゑがうたれしあさより、うぢのおつるゆふべまで、おうなのこゝろのうたてさ、むかしのよしみこゝろにかゝるきやうだいをも志らず、きみのかたむかせ給ふをもわすれて、三代志やうぐんのあどのほろびんことをかなしみて、なむ八まん大ぼさつ、まもらせ給へと、こゝろのうちにいのりて候ひし、此ことたのぶのきやうたすけんとして、いつのり申候は、大ぼさつの御こゝろもはづかしかるべし、かづならぬみのいのりにこたへて、かゝるべしとおもはねども、心ざしを申ばかりなり、志かるにじひこゝろにうちたへ、志らぬ人をもたすけあはれむいならひなり、いかにいはんや、まさしきあにをたすけざるべき、つみのふかさひさこそ候らめども、これまかしながら、われにゆるすとおぼしめすべからず、う大じん殿にゆるしたてまつるとおもひなして、たのぶのきやうのいのちをたすけさせ給へと、ごん大ふ殿二位殿へ仰せられたりければ、ゆるしたてまつれとて、御ゆるし文ありけるに、八月一日をたうみの國はしもにてあひたりければ、あづかりのぶしちばのすけたねつな、此二お殿よしどきのてうを見て、ゆるしのぼせたてまつる、あせちの大なごんみつちかのきやう、これを



き、給ひて、人して御よろこひ申されたりければ、たゞのぶのきやう、これもゆめやらんとこそおほえ候へど、返事志給ふもことほりなり、さるほどに、八月二日、あちごのくにへながされたまひぬ、おなじき十日、中みかどにうだうさきのちうなごんむねゆきのきやうい、きくがいにて、昔南陽縣之菊水汲下流延齡、今東海道菊川宿西岸失命とぞかきつけ給ふ、おなじき十三日、するがのくにうきしまがはらにて、

けふすくる身いうきしまがはらにてそつゆのいのちをきりさためぬる、おなじき十四日のたつのこくに、あむざいといふところにて、つゝにきられ給ひぬ、さゝ木の中なごんありまのきやうい、おがさはらぐしたてまつりて、かひのくにいなつみのせうなひこせむらといふ所にてきらむとす、二の殿に申たるむねあり、その御返事こゝろにあらんすれば、いま二どきのいのちをのべ給へとのたまひけるを、たゞきりてけり、一どきばかりありて、ありまさのきやうきりたてまつるなど、二の殿の御返事あり、まゆくごうちからなしといひながら、一どきのあひだをまたずして、きられけるこそあはれなれ、をかさいらもいま二どきのいのちとてをあはせてこひ給ふを、きりたるこそなまけなくおぼゆれ、三ばうのまゐるべもありがたく、人ばうにもうたてしとぞ見えし、一條のさいまやう中じやうのぶよし、みのくにとを山にてきりたてまつる、おなじき十八日、かひのさいまやう中じやうのりもちい、あしがら山のせきのひかしにてじすいせらる、六人のくぎやうのあとのなげき、いふもなか／＼をろかなり、

一ぬんをきのくにへなかされ給ふ事

七月六日、やすどきちやくしよしうち、ときふさのちやくしときもり、かず千きのぐんひやうをわひぐし、ぬんの御所四つち殿に參て、とば殿にうつしたてまつるべきよしを申さる、御あよ中のなんによめきさけびたふれまよふにようはうたちを、さきさまに出したてまつり給ふ、ときうちこれを見て、御くるまのうちもあやしう候とて、ゆみのはずをもて、みすをかきあげたてまつり、御よういのもつともさる事なれども、あまりになまけなくおぼえし、御ともにおふみやの中なごんさねうち、さいまやう中じやうのぶなり、さゝもんのせうよしもち、以上三人ぞ參りける、ものゝふせんでをかこみ、けふをかぎりのきんけつの御なこり、思ひやりたてまつるもかたじけなし、おなじき八日、御出家あるべしきよし、六はらより申あぐるに、御ぐしをろさせ給ふ、のりの御いみなはりやうせん(後鳥羽良然)とぞ申ける、大上天わうのぎよくたい、たちまちにへんじて、むげのまはちとならせ給ふ、のぶさねのあそんをめして、御かたちをにせゑにかゝせ給ひて、七でうの女ぬんへまいらせ給ひけり、にようぬん御らんじもあへず、御なみだをなかせ給ひけり、まゆみやうもぬん一御くるまにて、とば殿へ御かうなる、御車をおほゆかのきはにさしよせられたり、一ぬんすだれひかさせ給ひて、御かはばかりさしいださせ給ひて、御てをもてかへらせ給へどあふがせ給ふ、御くるまのうち御なげき、申もなか／＼おろかなり、おなじき十三日、六はらよりときうちどきもり參て、おきのくにへうつしたてまつるべきよしを申けり、御まゆけのうへい、



るさいまてのあらじとおぼしめしけるに、とをきままときこしめされて、とうざいをうしな  
はせ給ふぞかたじけなき、せつろくこの殿にてわたらせたまひけり、君防關見(しからみ  
「軍物語」となりと、めさせ給へど、あそはされける御書のおくに、

すみそめのそてになさけをかけよかしなみたばかりのすて(もくち「軍物語」もこそすれ、と  
あそはされたりけれ、せつろくの御いはうも、きみのきみにてわたらせ給ふときのこと  
なりとて、なげき給ひけり、一ゐんの御どもににようばうりやう三はい、かめぎく殿、ひじり  
一人、くすし一人、ではのせんじひろふさ、むさしのごんのかみきよのりとどきこえし、さん  
ぬるへいけのみだる、世に、ごまら河のゐんとば殿にうつらせ給ひしをこそ、よのふしぎ  
どの申ならいし、に、とをきくにへながされさせ給ふ、せん代にもこえたる事ともなり、み  
なせ殿をすぎさせ給ふとて、せめてのこにおかればやと、おぼしめさるゝもことわりな  
り、御心のすむとしもなけれども、御なみたのひまにかくぞおぼしつゝける、

たちこめてせきといならでみなせかはきりなをはれぬゆくすゑのそら、はりまのあかし  
のうらにつかせ給ふ、こゝをいつくぞと御たづねありけれ、あかしのうらと申けれ、  
おとにきくところこそとて、

みやこをいやみくゝにこそいてしかとけふあかしのうらにきにけり  
かめぎく殿

月かけいさこそあかしのうらなれとくもゐのあきそなをそこひしき、かのほうげんのむ

かし、まゐんの御いくさやぶれて、さぬきのくにへうつされさせ給ひしも、こゝを御とを  
りありけるとこそきけ、御みのうへどのまらざりしものをおほしめす、それのわうを論  
し、くらゐをのそみたまふ御事なり、これはされいなにことぞとぞ、おぼしめしける、みま  
さかと、はうきのなか山をこえさせ給ふに、むかひのみねにはそみちあり、いつくへかよふ  
みちにと、はせ給ふに、ふるきみちにて、いまの人もかよはずと申けれ、

みやこ人たれふみそめてかよひけんむかひのみちのなつかしきかな、いづもの國おらゝ  
らといふところにつかせ給ふ、みほがさきといふところより、みやこへたよりありければ、  
まゆみやうもゐんに御せうそくあり、

あゐらめやうきめをみほのはまちどりまま(なく、「軍物語」しほるそてのけしきを、か  
くぞ日かすかさなれ、八月五日、をきのくにあまこほりへぞつかせ給ふ、これなん御まよと  
て、いれたてまつるを御らんずれ、あさましげなるとまふきのこものてんまやう、たけの  
すのこなり、身つからせうじのゑなとに、かゝるすまゐかきたるを御らんせしよりほかい、い  
つか御めにもかくべき、たゞこれのまやうをかへたるよとおほしめすも、かたじけなし、  
われこそいにぬしまもり(よか)にをきのうみのあらしなみかせこゝろしてふけ、みやこにてい  
か、かりう、ありいへ、まさつね、さしものかせんたち、此御うたのありさまをつたへうけた  
まゐりて、たゞむねのこがれ、なきかなしみ給へども、つみにおそれて御返事をも申されず、  
されどもまやう三ゐかりう、びんぎにつけて、おそれく御歌の御返事を申されけり、



ねざめしてきかぬをきゝてかなしきいあらひそなみのあかつきのこゑ  
志んぬんみやゝゝなかされたまふ事

おなしき廿の日、志んぬん(順徳)さとのくにへなかされたまふ、御どもに、ていかのきやう  
のそく、れんせい中じやうためいへ、くわさんのぬんせう志やうよしうぢ、かひのさひやうゑ  
のすけのりつね、上ほくめんに、とうのさゑもんの大いぶやすみつ、にようばうに、さゑ  
もんすけ殿、そつのすけ殿以下三人なり、れんせい中志やうい、一あゆみの御をくりをも  
志たまはず、のこる三人ぞまいられける、くわさんのぬんせう志やうい、みちより志よらう  
とてかへられけり、ひやうゑのすけい、おもやまふをうけて、えちごのくに、てとまりけ  
り、やすみつばかりぞ候ひける、九でうどのへ御書あり、御かたみにぶんこをたてまつるよ  
しありけり、中にも志つしおぼしめす八雲抄をも、さふらひたりし、九でう殿へまいらせら  
れける御書のおくに、

なからへてたどへいすゑにかへるともうきこのよのみやこなりけり、のちのびんぎに、  
九でう殿より御返事させ給ふ、

いとへともなからへてふるよの中を(「軍物語」)うきにいひかてはるをまつへき、おなしき  
廿四日、六でうのみや、たじまの國にうつされさせ給ふ、かつら河より御こしにうつらせ給  
ふ、大江山いくのゝみちにかゝらせ給ひて、かのくにへぞつかせ給ふ、おなしき廿五日れん  
せいのみや、びせんのくにとよをかのせうこじまへうつされさせたまふ、とばより御ふねに

めし、此ほかぎやうぶきやうのそらじやう、あはのさい志やう中じやうのぶなり、う大べん  
みつとしなともながされけり、ぬんぬんみやゝゝなかされさせ給ふ、人々御あどにのこりと  
ゝまりて、たひの御よそほひいかならんと、おもひやりたてまつるもおろかなり、中にも志  
ゆみやうもんぬんの御事も、かなしけれい、一ぬんぬんぬんにしへながされ給ひ、きたにう  
つらせ給ひぬ、御あにさい志やう中なごんのりもちのあそん、志ざいにあたり給ひぬ、志ん  
ぬんの御かたみにせんでいわたらせ給へども、御なごさみなさがごとし、七でうのによらぬ  
んと申い、こたかくらのぬんの御きさき、一ぬんの御はゝにてぞましゝける、いま一たび  
ほらわうを見まいらせばやと、おほせられけるときこしめして、ほらわう、

たらちねのさゑやらてまつゝゆの身をかせよりぶきにいかてとはまし、七でうのによら  
ぬ御返し、

おきのはいなかゝかせのたえねかしかよへはこそいつゆも志ほるれ  
うへつかたの御なげきたぐひなし、下にもあはれのみおほかりけり、

ひろつな志そくきらるゝ事

おなじき十一日、さゝ木のやましろのかみひろつながこ、御むろにありしが、六はらよりた  
つねいだされて、むかひしに、御むろ御らんしをくりて、

むもれ木のくちはつべきいとゝまりてわかきの花のちるをかなしき、やすときみて、ゆら  
けんのちこなりけれい、たすけてまいらせよと申されければ、はゝこれをきゝて、七代むさ



しのかみどのましませ、いのちあらんほどのいり申へしと、てをわはせておがみけるに、みな人わがこをたすくるやうに、おはえ候とよろこひけり、くるまにのりてかへる所ろに、をぢ四郎さゑもんのぶつな、いそぎはせ參て、此ちごを御たすけ候は、さしものほうこうむなしくなして、のぶつなまゆつけし候べしとさへ申けり、のぶつないこんどうち川のせんぢんなりと<sup>本</sup>きのいもとむこなり、かたへもつてさしをきがたき仁なれば、五でうとひのこうちにつかひおひつきて、かゝるまさいあるあひだ、ちからおよばず、やすときをうらむなどて、めしかへしけり、此ことをきいてのぶつなをにくまぬものなかりけり、やなぎのらにて、まやうねん十一さいにてきられけり、ためしなしとを申ける、きやうとにもかぎらず、かまくらにもあはれなることおほかりけり、

たねよしこともきらるゝ事

はうぐはんたねよしがこども、十一九七五三になる五人ありや人のむばのもとに、やしなひをきたるを、ごん大ふ、おがいの十郎をつかひにたて、みなめされけり、あまもちからおよばず、こんど世の亂れ、ひとへにたねよしがまわさなり、おしみたてまつるにをよばずとて、十一になる一人をばかくして、弟九七五三を出しけるこそふびんなれ、をがいの十郎、せめてえうちなるをこそおしみもたたまはめ、せいじんのものをとめたまふことまかるべからざるよしせめけれり、小あまうへたちいで、手をすりていはれるり、のたまふところのことばかりなり、されども五三のもの、まやうじをあらざれば、あきれたるがとし、なま

じいに十一までをだて、みめかたちもすくれたり、たゞ此事をまゆて殿へ申給へ、五人ながらきらるゝならり、七十になるあま、なにかいのちをしかるべきといひけれり、小河なさけあるものにて、ゆるしてけり、四人のめのとたふれふして、天にあふぎかなしみける、ほうげんのむかし、ためよしがえうちの子どもきられけんこと、おもひ出されけり、さてあるまじき事なればくびをかく、

中のぬんあはのくにへうつり給ふ事

うるふ十月十日、つちみかど中のぬん、とさの國へうつされさせ給ふ、此ぬんの、こんど御くみなし、そのうへけんわうにてわたらせ給ひければ、かまくらよりも、なだめたてまつりけるを、われかたじけなくも、ほうわうをはいしよへやりたてまつりて、そのこととしてくわらくにあらん事、めうのせうらんは、かりあり、又なにのえきかあらむ、せうげん四年のうらみのふかしといへども、にんがいにまやうをうくる事、ふばのをんほうじがたし、一たんのうらみによて、ながくふかうのみとならんこと、つみふかし、されり同じきとをしまへながされんと、たひくくわんどうへ申させ給ひければ、をしみてまつりながら、ちからなくながしたてまつりけり、ないくみにちをうらみ給ひけれり、まことのとときの、いろはせたまはぬと、ちの御つみに、をんごくへくたせたまふあはれなる、廳使までこのちの御所へまいりけれり、御をぢつちみかどの大なごん、なきくいだしたてまつる、御どもにのによらばう四人、せうまやう雅具、へいじゅうとしひら、さだみち、御くるまよせられけり、



これのおぼしめしたつみちも、一志はあはれなれ、きやう中のきせんも、かなしみたてまつるとかぎりなし、むろより御ふねにのせてまつり、四國へわたらせ給ふ、やしまのうらを御らんじて、あんどく天わらの御ことを、おぼしめしだしけり、さぬきのまつ山、かすかに見えけれ、かの志ゆとくゐんの御事も、おぼしめし出たり、とさへ御つきありけるを、せうこくなり、御ふう米なんぼのよし志ゆごならびにもく代申けれ、あはのくにへうつされさせ給ふ、山ちにかゝせたまふおりふし、ゆきふりて、とうざい見えす、まことにせんかたなく、きみも御なみだにむせばせたまふ、

うき世にいかれとてこそむまれけめこといりまらぬわかなみたかな、とあそはしきやうにてめしつかひけるはんせう、木にのぼりえだをおろして、御まへにたきたりければ、きみもまんも、御こゝろすこしつかせたまひて、はんせう大せつものなりとぞおほせける、御こしかきせうくはたらきて、かのくにへつかせ給ふ、

うらくによするさなみにこと、はんおきのこととさかまほしけれ、そもくせうきういかなるねんがうぞや、ぎよくたいことくせいほくのかせにぼつし、けいさやうみなとういのはこさきにあたる、天照太神、正八幡の御はからひなり、わうほうこのときかたぶき、とうくわん、天下をおこなふべきゆい志よにてやありつらん、御むほんくはだてのはじめ、御ゆめにくろきいぬ、御身をとひこゆると御らんじけるとぞうけたまはる、ゐんのはてさせたまひしかども、四でうのゐんの御すゑたえたりしかば、のちのこさかのゐんに、御く

らる参りて、のちのゐんと申し、つちみかどのゐんの御こなり、御うらみありながら、はい志よにむかいせ給ひき、此御こゝろばせを、まんりよもうけしめたまひけるにや、御すゑめでたくして、いまの世に至るまで。此ゐんの御すゑかたじけなし、せうきう三ねんのあきことを、ものゝあはれをとめけれ、  
承久兵亂記下畢

右之承久記上下二冊依所望染筆畢

權大納言 信房花押

右承久記者八條家藏書鷹司信房公真跡也信房公者實晴公之男後號法音院慶長十一年左大臣同年關白明曆三年十二月十五日薨年九十三母敦實親王女也神原長俊有故自八條殿拜受傳于家依爲異本乞需之透寫了

天明二年壬寅三月念六日

布引山人源高敬

明治十四年十二月校了

近藤瓶城

右承久兵記亂二卷以東京帝國大學本再校了文中尙雖有脫誤皆從原本依例無有加一之私意者也

明治三十四年十一月

近藤圭造



弘長記

一龜山院の御宇弘長元年六月に三浦若狹前司泰村か弟律師良賢の泰村滅亡のち豆州御山に志のひて春秋を送り一屬譜代の郎從等かすゝこゝかしこにありけるをたつね求め聞出し密にかたらしあつめて鎌倉に入て失火をはなちつまりこゝにて相州一家をばらばらすへき反逆の計策をめぐらしける

三浦若狹前司泰村の駿河守義村か嫡子にて累代の大名也右(左)京大夫泰村(時)の聲にして一家の門葉なるによつて國家の政務を相談せらる泰村舍弟光村家村以下の一族前將軍賴經公をまたひまいらせ左近大夫時頼に野心をさしはさむ事いさゝか露顯に及ぶといへども時頼泰村か野心を宥め世をまつめんため先泰村か次男駒石石丸を時頼の養子たるへきむね約諾ありされども泰村ますゝ獨歩の威をたかうし將軍家の嚴命を用ひす無禮にして奢侈日々長し其後時頼をうたんと議しける事度々におよぶの間寶治元年六月五日三浦の一家悉く誅せらると云々

斯て良賢か方人に日向七郎といふもの鎌倉に居住しけるか何とやらん平生の形氣どちかひたる色を妾女かしくくてこれをみとかめいかなる事とどうかかふところに腹巻を洞矢の根をどくまかるへからざる用意とおもひひそかにこれを問七郎云汝をろか也兵仗の家に生るゝものかゝる事におこたれる耻なりと云女云尤左あるへきなからあはたしき支度おほつかなしわれ女の身なりといへども年比のなさけあさからすいのちを君にさゝ

く露ばかりあらさせ給へ若反逆の事あらは是非おほしめしとゞまり給へといひければ七郎おもはくはやくもさとられけり此女の青砥左衛門か内に所縁あれのもし女なればつけしみる事もやあらんと思ひかれをさしこるす此事青砥左衛門尉藤綱か方へもれ聞え則かの七郎をとらへて是を赦問す終に良賢か反逆を白狀す依之いそきかの徒黨を探出すへき由にて鎌倉中騒動不斜則良賢并同類與黨生捕て首を刎由比の濱にかけらるそのち藤綱申さく謀反人の黨類の根を切葉をからすへきものなるに御政道大やうなるによつて如此凡當時佛者のいへらくあをを恩にて報すと是政道のさまたけ眞佛をあらざる故なりそれ天地の道の誠なり人の天地に則而人誠あらされ人の道にあらす所謂誠の二心なきの稱也恩をもつてあたにむくひんと欲するもの二心なり古聖のあたに徳をもつてむくふとこそなたまへ抑徳といふの人々固有の本分にして自己の眞佛なり不習して不利といふ事なし仁義禮智これよりいて喜怒哀樂よつてなるとかあるものをにくみ義あるものをいよみんす是二心なくをのつからまかるゆへん也いかに恩を以あたにむくひんやと云々をのゝ信服す

青砥左衛門尉藤綱其先をたつぬるに伊豆の國の住人大塲十郎近郷去承久の兵亂の時宇治の手にむかつて援群のはまれを揚其勳功他にことなりとて上總國青砥の莊を給り爾より相續して青砥左衛門藤綱に至る藤綱の妾の腹に生れてことに末子なりければ然るへき所領もなし出家になれとて十一歳にて眞言師に付て弟子となす幼き時より利根人



にこ之學問を勤けるに一を聞て十を知いかなる所存にや二十一歳のとき還俗して青砥  
三郎藤綱とを名乗けるそのち行印法師とてやんことなき儒佛兼學の沙門に隨て累年  
これを勤生年二十八歳の時二階堂信濃入道口入として相模守時頼公に奉公す其身政道  
の器量たるによつて評定の末座につらなる終に評定衆の頭と成て天下の事大小となく  
口入して富て侈らす威有て猛からず遊樂を好まず身のためには財寶みたりにちらさず  
數十ヶ所の所領を知行せしかり財寶豊なれども衣裳には細布のひたれ布の大口朝夕  
の饌部にいはしたるうを焼しはより外はなし出仕の時木鞘卷の刀をさし叙爵のち  
の木太刀に弦袋をつけ我身に少の過差もせずして公儀の事に千萬の金銀をも惜ま  
すうへたる乞食こへたる貧者に分にあたかひ物をあたへ慈悲ふかき事佛菩薩の悲  
願にもひとしきはどの心さしなり親によつて非をかくさす私をわすれて正直をもと  
す不雙の賢人なり

一 正五位下行相模守平朝臣時頼入道諸國巡行の文應より弘長にいたる此間三年青砥左衛門  
藤綱が異見によると云々

時頼入道の天下政理(道カ)の正しからん事をおもひ四海太平の世を守りて仁を専らとし徳  
をおさめ給ふといへども時すてに澆薄にくたり人また邪智のさかんなるゆへにや諸國の  
道義次第にすたれて非法非禮のみ行はれ正道正理のうつもれゆきしかり罰をうくるもの  
の目を逐ておほくいましめをかうふるもの月にあたかひてすくなからず奉行頭人とい  
はるゝ人々も不孝不慈にして廉直ならずこれによつて職をあらため所領を放たるゝと  
もからこれ更にたゆる事なし時頼入道朝夕これをなげき給ひ藤綱をゆしてひそかに仰け  
るの汝の誠に學道を勤て仁義を治め廉恥を行ひ奉公に私なく行跡に非なしとみるゆへに  
他人にのかはりて貴き人とおほゆる也然るに時頼の今これ天下の執權として理民の政道  
をおもくし賞罰をあきらかにして無欲を専とすといへども無道の訴論の年をふるにあた  
かひていよく重なり月をつむにまかせてますくまけし萬民上下猛惡の盛なる事頗  
る防きかたし抑是我行跡に非ある故かみつからかへりみるにありかたし汝しつかに見及  
ぶ所あらゝのまゝに申てきけよ直に諫言といなしに聖賢の示教なりとおもひ侍らん  
と宣へり藤綱かうへを地につけ涙を流して申けるの冠弱のそれかしもとより短才の身  
にて候へり君に非法のおはしますへき事いかてか見とかめたてまつるへきまかれども心  
に存する趣を仰をかうふりなからもたして申さゝらんかへつて不忠のおそれのかれか  
たく候へり心に存する所を以言上すへきにて候この比諸方のあいたにをいて政法をかる  
しめ無道の行ひおほく候事なまつたく御行跡に奸曲ましますにもあらず政道にあやま  
りありともおほえす候但し上下のとをきによつての御事にこそ國家に不孝無道のものか  
すをまらす訴論これよりおほく出來候とみえて候その中に訴論をかまへ内縁をもつて奉  
行頭人にうかへり非なるの罪科のかるへからすとて下にて某あつかひ侍らんとて理  
非のうつたへを上に通せずをして中分に決せらる理あるの半分のまけとなり非あるの大



に勝おろかなるのこれ國法かとおもひ智あるのなけきさてやみ候これより遠境の守護目代等みな此かくにならひて非道をおこなひ百姓を責虐し押領重欲をもつはらとす天下かまひすしく相唱といへともさらにもつてあらしめさすこれより上下のどをくましますゆへにて候凡かちよりゆくもの一日に百里を過て行程とす堂上にと有て一日にして聞しめさるの百里の情にとをさかり堂下に事有て一月に及びて聞しめさるの千里の情にとをさかり門庭に事有て一年まできこしめさすの萬里の情にとをさかると申ものにて候奉行頭人私欲をかまへ君の耳目をおほひふさき下の情上に達せされこのみたちにおはしましなから千萬里をとをさかり給ふ毎事かくのことくならの國民たかひにうらみをふくみてその罪かならず一人に歸しはひこりて終に天下のみたれとなるへく候又當時鎌倉中に儒學さかんにはやり聖賢の經書とりあつかひ講讀のせきをひらく事のきをならへてきこえ候かの學者の振舞さらに古聖のおきてをまもらす佞奸重欲なる事殆無學の人にまされり毀譽偏執を旨とし他の善をおほひねたみ惡をあらはしてすくふ事なしはいんや佛法のこれ王法の外護として國家平治のたすけとす道行殊勝の上人有て四海安穩のいのりをいたし生死出離の教をひろむるの佛法の正理なり然るを今鎌倉諸寺の僧法師といはるゝもの多の空見に落て佛祖の教にたかひ無智にして住持職をうけ僧綱高くすゝみ貧欲ふかく檀那をへつらひ何の用ともなき器物をたくはへ茶の湯遊興に遊（施）物をつゝやし濫行を恣にすまたその中に學智行徳の僧あるをいねたみにくむ事老鼠をみるかことく

王法を恐れす公役もなしたまゝ白俗にまめす所地獄淨土を方便の説とし三世不可得の理をやふり淳朴の人にもさいかくをおしへ罪惡に自性なしなど、これによつて檀那の心無道におちいり法衣をそむきみちをやふり世の災害となりゆき神職祝部のもの神道の源をとりうしなひ陰陽顯冥の相にまどひ祈禱にことをよせて財寶をむさほり詫宣に詞をかつて利欲をむねとす武家よりはしめて儒佛神道に至るまで大道ことくくすたれ利欲大きにさかん也奉行頭人より萬民まで奸曲邪欲をもとゝしてたかひにうらみたかひにいかりむねにのろひ口にをせるこの故に國中まきりにかまひすし只殿御一人正道を重し正理を守り御威勢つよくまします故に社上部はかりいせめて安穩無事の世中のやうにいみえて候ものをとかたり申けれの時頼入道大きに御威有て御邊かく國家政道のみたれたる事を我にあらさせけること誠に大忠のいたり何事かこれにまさらんまかれの奉行頭人評定衆に奸曲重欲のあらんに下民何を奸しき事（か）らんやこの罪みな我身に歸すわれ愚にして上下とをきかいたす所なりとて大に歎きたまひ其後正直のもの十二人をえらひ出し密にかまくら中のありさまをたつねきかしめらるゝ所に青砥左衛門尉藤綱か申にたかはすこれによつて評定衆をはしめて非道のともからをさるゝに三百人におよへりこれらをめしいたし理非を決斷し科の輕重にまたかひて當々に罪したまひけりかくて仰ありけるの往昔義時泰時宣ひ置れし頭人評定衆の事この一家一門の人によるへからす智恵有て學をつとめ正直にして才覺なし道をたしなみ善にはこらさる人を撰いたし



て定むへしと然るを近代時氏經時よりこのかた評定の只その家にあるかことし其子孫或  
の愚にして理非にまよひ或の奸曲有て政道の邪魔となるこれ亡國のはしにあらすや諸  
人のなやみこれにすくへからすとて器量の人をえらひて諸國七道につかひを遣はし諸方  
の非道をたつねさくらる探題目代領主たるもから無道猛惡のもの二百餘人を志るして  
かまくらにかへる時頼入道是を點檢し科の輕重にまたかひみなつみにおこなはるかくて  
記録所の門に鐘をつりて訴訟人につかしめ上の十五日卯の刻より記録所にいてられ  
午の刻に退去あり下十五日の午の刻より出て申の刻にかへられかねのこゑきこゆれ人  
を出して訴訟人をめしいれて直にうつたへをきゝて書るし月毎の十日と二十日晦日と  
決斷の日をさため頭人評定衆をあつめて理非を決せらる其法の貞永の式目のことくなり  
然てよくふかきをいはちしめれんちよくなるに志たしみたまひ行有餘力則以學文といふ  
事あり奉行頭人評定衆も埋訟人なきひまにすこしの學文をいつとめたまへとて年いまた  
わかき人々にいことさら道義をすゝめられ常にまた仰られけるやういたとひ萬卷の書を  
讀學すとも時と相應の文を志らすの口をしかるへしその云どころ一たんの義理にかなふ  
に似たる事あるも時に相應せざらんにい智者といふへからす只古人のはき出せる陳言  
をさへつるのみなり國家の重用となるへからすこれよく嗜むへし人をそしり人をほむ  
るこれみな我心の機嫌によつて一定しかたき事にて侍へり往昔の人みなこれをたしなみ  
とす年の比三十歳より内の人他をそしるもきゝよからす若年のともからものちりかほに

て我の賢なりといはぬばかりに利口を申さるゝ其内心に黑白をもわきまへなきほどの分  
別なる誠にかたはらいたきことをかし老人の威儀たゝしくて才智分別もあらんとおほゆ  
るに人をそしり名を立らるゝのおどなげなき行跡のはととおかしかるへしこれらの事  
のみな重欲まんしんの中より生ずる小智の態なりされはにや小智の亡國のはし邪智の害  
毒の根と申事の候なりまして頭人奉行なんといかりにも虚語をいふへからす人のうつた  
へをいかる事なかれいかる則の民その訴へき事をおそれうつたへさる時の自然に國  
家の好惡をきかす民のなけきとなる事おほかるへし咎あるをも怒らすして先理をつとめ  
てのちにいましめ親疎に付て理非をまくる事なかれおりふしに付て參會ありとも無道の  
辨舌者不義の利口人愚癡の遁世者申樂のへつらふともからを近付戯言戯誕に及ふ時の自  
然におどり出つゝ非道さかんになるものなりその賢を賢として道義をかたれい道を志る  
者のいよいよよくし知さるゝ慕ひ趣き比私曲なるも少しの直になる事にて候愚にして佞  
奸なるものい參會の座にまてもいふへき事を知るゆへに只人をくろしめ押倒す事のみ  
をかたりて理非の道義をかへりみす奉行頭人も是を聞いての利にはしり欲におちいりて終  
にの民の愁となり候是等の事の随分可嗜候と申されけいのをのゝ首をたれ甘心志たま  
ひけりかくて時頼入道かくのことく理非分明にして奉行頭人評定衆をおきてすこしの  
古風にたちかへるかどみえしかともやゝもすれの遠國の守護地頭に奸曲ありて訴論やむ  
ときなしかゝる事をふかくたんしおほしめしてひそかに青砥左衛門藤綱二階堂信濃入道



とおほせ合され頭人評定しゆをあつめてのたまひけるの諸國無道の科人を罪罰におこなひし事數百人なり三浦やすむら父子反逆よりこのかたこれほどに人おほくそんしたる事はなしひとへに奉行頭人評定衆の奸曲なるかいたす所也そのつみすてに我おろかにして下のなけきをあらざるに起れり萬民をなやまし悪徒を損す我何の面目有てか諸人にまみえて國家を治むといふへき然るに時頼入道か天下の執政たることの時宗いまた幼稚なるによつて代官として暫らく諸事をいろひ侍へりき時宗幸に今成長してまかも執政の器量にあたり外にの口口をこのみ内にの道德をたしなみ進んでの仁をもつはらとし退りきての行に失あらん事を悔かへりみてすこふる賢君子の徳備はれり今のはや世中の事心易存する也我愚案をもつて久しく諸人をくるしむへきの天道のせめのかれかたし向後の事の太郎時宗にゆつり侍る將軍家の執政とし泰時の政理にしたかひて國家を治たまへとて涙をそなかされけるまはらくありてまた宣ひけるの某か愚の一によつて現當二世をうしなはんとす佛神の冥慮まことにおそるへし父祖の善惡のかならず子孫にむくふといへり因果の道理のかるましけれの我か愚をもつて多の人を損害せし故に子孫の後榮もたのみなし未來もさそかなしかるへしとを宣ひけるこれを受けたまはりしともからたゝ理に屈して申へきこと葉なくそゝろに涙をもよほしけりそのゝち一室にとちこもり親きにも對面なし青祇左衛門尉藤綱二階堂信濃入道と只二人はかり常のまいりて侍へりしかいくはとなく時頼禪門死給ひけり二階堂入道かなしみにたへす後世の御供せんとして自害いた

されけり左馬頭時宗歎の色ふかくさまゝの佛事をなし給ふ鎌倉中の云に及はず諸國の貴賤これをなけく事赤子の母をうしなふかことし實にはまからす世にはかく披露して二階堂入道只一人を召具して密に鎌倉を去のひ出容をやつし六十餘州を修行し給ふこと三ヶ年在々所々に入て善惡をうかゝひあるして甲乙人三百四十餘輩みな各々めし上せて賞罰たゝしくおこなはれ或の先代忠勤の家督斷絶せるものをの相續せしめ給ふこれによつて諸國の武士とも近年鎌倉の奉行頭人の私欲奸曲なるについてうらみをふくみしともから一朝にいきとをりをさんしのそみを達して時頼禪門を慶賀しまいらせたり邪曲の奉行頭人にこひへつらひけるものとも身をいたき先非をくひて正道に入けると云々

一弘長元年十一月前陸奥守入道北條重時卒去あり今年六十四歳法名觀覺極樂寺と號す是の義時の三男として此子孫を赤橋と稱す去ぬる康元元年三月に重時義時の執權の職を辭して舎弟北條政村その代として時頼と連判し天下の政治をおこなはれし也

一同三年十一月廿二日正五位下行相模守平朝臣時頼入道覺了房最明寺の北の亭にて逝去年三十七歳法名道崇最明寺と號す病氣身をせめ身心こゝろよからす醫療いさゝかもあるしなく終命こゝにせまりけれの最明寺にこもりこゝろまつかに臨終すへきとて尾藤太入道淨心宿屋入道何某只二人此外出入をどゝめられ臨命終に及て袈裟を着し繩床にのほり坐禪して辭世の願を書していはく

業鏡高懸三十七年 一槌打碎大道垣然



年號月日道崇珍重と云々

時頼入道の左京權大夫泰時の孫故修理亮時氏の二男童名戒壽丸嘉禎三年四月廿二日前將軍頼經公泰時の亭に入御なり御前にをいて元服の儀をとけられ北條五郎時頼と號す駿河の前司義村理髮に候し將軍家加冠し給ふ建長三年七月正五位下に叙せらる康元元年十一月廿三日最明寺にしてかさりを落し法名覺了房道崇と號す生年三十歳日比の素懐と云々

然るに時頼の往初寶治のはしめ蜀の隆蘭溪日本に來りて佛心寺を弘通せらる寛元四年鎌倉の壽福寺に下向あり相州時頼政事のいとま相看して佛法の大道を問給ふ去ぬる建長二年に建長寺を建立し同五年十一月廿五日に落慶供養をとけられ道隆禪師をもつて開山とせらる後に蜀の僧普寧兀菴の本朝に來りしを鎌倉に招請し巨福山建長寺にとめて參禮し見性せん事をのそまれしに政務をとめて工夫をこらし然に開示せられしかの森羅萬像山河大地自己と無二無別の理をあきらめらる普寧すなはち青々たる翠竹ことくく是眞如鬱々たる黄花般若にあらすといふ事なしとまめされしに時頼入道言下に契悟し二年來且暮の望み満足すとて九拜歡喜せられけりなを藤綱等の賢臣を求て諍謚の政事を聞て民安穩の仁徳を専ら心にこめられける有難き人なりしはしめ寛元四年より康元元年まで首尾十一年の執權の職に居て落飾の後七年にいたるすへて十八年綺世務と云々

一今年(文永元年八月)時頼入道の嫡男左馬頭時宗時頼の家督をつき相模守に任し執權職に補せられ政村長時扶翼として政道をたすけらる天性篤實にして仁徳あり禮節をのつからその宜しきになふ時に十七歳童名正壽丸

長時の重時の二男赤橋武藏守大夫將監

一同年時頼入道の次男式部丞時輔の京都にのほせられ北條重時の三男陸奥守左近大夫將監時茂と兩六波羅として畿内西國の政道を執行と云々

以水戸彰考館古藏本寫之

近藤 瓶 城校

明治三十四年十一月再校了

近藤 圭 造



竹崎五郎繪詞

一名蒙古襲來繪卷物の詞書

おきのほまに、ぐんひやう、そのかずをあらすうちたつ、すゑなか、一もんの人々、あまたあ  
十月二十日  
るなかに、ゑたの又太郎ひていゑ、ことに申うけ給はるによりて、かふとをきかへて、これを  
あるしにて、あひたかひに、みつぐべきよしを申すところに、いそくあかさかにちんをとるに  
つきて、一もんの人々あひむかふに、たいしやうぐんだざいのせうに、三郎さへもんかけす  
け、のたの三郎二郎すけしげをもて、ゑたの又太郎ひていゑのものに、げんざんにいり候し  
時、一まよにてかせん候べきよし申候き、あかさかはむまのたちわろく候、これにひかへ候  
い、さだめてよせきたり候いんずらん、一どうにかけ、をものいにいるべきよし申さる  
ゝにつきて、けんじちのやくそくをたかへしとて、をのくひかへしあひだ、たいまやうを  
あひまたば、いくさをそかるべきほどに、一もんのなかにて、すゑながひどのくにのさきを  
かけ候いんと申て、うちいつ、「此處に繪あり」はかたのちんをうちいで、ひどのくにゝゑ□□  
□一はんとぞんし、すみよしのとり井の□□すき、こまつはらをうちとをりて、あかさかに  
は□□かふところに、あしげなるむまに、むらさきさかおもたかのよろひに、くれなひのほ  
ろかけたるむしや、そのせい百よきばかりとみへて、けうどのちんを□□□り、そくとをひ  
おとして、くびニッたちとなぎなたのさきにつらぬきて、さうにもたせて、ま□とゆゝしくみ  
へしに、たれにてわたらせ給候ぞ、すゝしくこそ見え候へと申に、ひどのくにきくちの二郎  
たけふさと申ものに候、かくおほせられ候い、たれぞとゝふ、おなじきうち、たけさきの五郎

ひやうゑすゑなかかけ候、御らん候へと申てはせむかふ、「繪」たけふさに、けふとあかさか  
のじんをかけおとされて、ふたてになりて、おほせいは、すはらにむきてひく、こせいのへ  
ふのつかはらへひく、つかはらよりとりかひの志はひかたを、おほせいになりあひむとひく  
を、おかゝるに、むまひがたにはせたはして、そのかたきをのはす、けうどのすはらにちん  
をとりて、いろくのはたをたてならべて、らんじやうひまなくして、ひしめきあふ、すゑな  
かはせむかふを、どうけんたすけみつ申す、御かたいつゝ候らん、御まぢ候て、せう人をた  
て、御かせん候へと申を、きうせんのみち、さきをもてしやうとす、たゝかけよとて、をめい  
てかく、けうとすはらより、とりかいかたの、志はやのまつのもとにむけあはせて、かせん  
す、一ばんにはたさし、むまをいられて、はねをとさる、すゑなかいげ、三きいたでをひ、むま  
いられてはねしどころに、ひせんのくにの御けにん、あろいしの六郎みちやす、ごちんより  
大せいにてかけしに、もふこのいくさ、ひきまをきて、すはらにあがる、馬もいられすし  
て、おてきのなかにかけいり、みちやすつゝかざりせい、志ぬべかりしみなり、おもひのはか  
に、ぞんめいして、たかひにせう人にたつ、ちくごのくにの御けにん、みつとも、又二郎くび  
のはねををとさる、おなじくせう人にたつ、「繪」關東へ參せむとするに、志ゆゑの御房御  
とゝめありしを、のほるによて、御不審をかふるを、御とゝめあらむために、一旦の仰にてぞ  
あらむすらん、さだめて用途の給はむずらむと、ふかく身をたのみて、同六月三日うの時、竹  
崎をたてのぼるに、いよく不審ふかくなるにつきて、うちのものども、一人もうちおくりす



るものだにもなかりし程に、ふかく恨をなし奉りて、仲間彌二郎又二郎二人ばかり、あひくしてのはる、用途に馬くらをうりたりしばかりなり、今度上聞に不達、出家してながく立歸ることあるまじと思ひしはとに、熊野先達を、かの法眼けうまむのもとに打寄て、御祈精候べしと申さむとおもひしを、見參せば、はなむけなどもあらんずらむ、これより御布施をまいらせてこそ、いのりになるべきあいだ、わづかなる用途一結、使者をもてまいらせて、よく御きせい候へしと申て、うちとをりて關につく、時の守護三井新左衛門季成、ゑばうしをやたりしにつきて、見參せし遊君どもをめして、なごりををしみ、海道にめされ候へどて、かはらげなるこまに、ようとうあひそへて、はなむけにせらる、八月十日、伊豆國三島大明神にまいりて、かたのごとく御布施をまいらせ、一心にゆみやのいのりを申、同十一日、はこねの權現にまいりて、御布施をまいらせて、信心をいたし、きせい申、〔繪〕同十二日、かまくらにつく、三島のまやうしむをとおして、ゆいのはまにて、まほゆかきやとにてつかで、すくに八幡にまいりて、御布施をまいらせて、一心に弓箭のきせいを申す、〔繪〕かた／＼ふきやうにつきて申すといへとも、ちうげん一人ばかりあひくして、わうまやくのありさまたるゆへに、せひげんざんにいる、ぶきやうなかりあひくした、まむめいのかごならずよりほかの、申たつへしとおほえざりし程に、又八まんにまいりて、一まんにきせいをいたし、おなしき十月三日、ときの御をんぶきやうあきたのじやうのすけどの、やすもりの御まへにて、(衍)いちう申事、

ひごのくにの御けにん、たけさきの五郎ひやうへすゑなが申あけ候、きよねん十月廿日もうこかせんの時、はこさきのつにあひむかひ候しところに、ぞくとはかたにせめいり候とうけ給はり候しをもて、はかたにはせむかひ候しに、日のたいまやうださいのせうに三らうさゑもん、すけはかたのおきのはまをあひかためて、一とうにかせん候べしと、まきりにふれられ候しにて、すゑなが、一もん、そのほかに(衍)たいりやくぎんをかため候なかをいで候て、かけすけのまへにうちむかひて、ほん所をたつし候はぬあいた、わかたうあひそひ候はず、わづかに五き候、これをもて御まへのかせん、かたきをおとして、げんざんにいるべきぶんに候はず、すゑんてげんざんにいるよりほか、ごするところなきものに候、さきをかけ候よし、君のげんざんに御いれ候べきむね申候しに、かけすゑもぞんめいすべしとい、あいをんし候はねども、もしぞんめいつかまつり候は、げんざんにいれ申べく候と候しをうけ給て、はかたのちんをうちいで、とりひかのまほひかたに、はせむかひ候て、さきをし候て、かせんをいたし、はたさしのむま、おなしきのりむまをいころされ、すゑなが三井三郎わかたう一人三き、いたでをかうむり、ひせんのくにの御けにんまろいしの六郎(やみち)せう人にたて候て、かけすけのひきつけに一ばんにつき候し事、御ちうしんにもまかりいり、かきくたしの状にも、のせられ候べきむね、つねすけへ申候ところに、さきの一だんのまたいを申あけ候て、おほせにたがて申へく候と候て、さしおかれ候て、君のげんざんにいらす候事、きうせんのめんばくをうしなひ候と申に、じやうのすけどの、つねすけちうまん申てや候つら



む、いらすと御ちうまんのぶん御ぞんち候かとおほせありしに、いかてかぞんちつかまつ  
 り候べきと申に、御ぞんち候とこそきこへ候へ、ぞんち候はでい、ふそくのよしをばいかて  
 御申候ぞうけたまはるに、つねすけ申候しごとく、さきの一だんのまさいを申あげて、  
 おほせにまたかて、をて申べく候と候へしうゑ、かきくだしの御ちうまんのぶんをかきいだ  
 され候とけ給はり候をもて、さきの事御ちうしんにあひもれ候とおほえ候と申時、かきく  
 だしをとりて、一けんありて、ぶんどりうちじにの候かど、御たづねかうふるに、うちじにぶ  
 んどりの候はずと申に、候はてい、かせんのちうをいたし、くめでんきずをかふらせ給候とみ  
 へ候うへい、なんのふそくか候べきとおほせありしに、さきをし候て、一ばんにつき候しを、  
 御ちうまんにいり候はで、げんざんにまかりいらす候ぶんをこそ申候へ、せんし候ところ、御  
 ふまんのこのり候は、かけすけへ御けうをもて御たづねをかうぶり候はんは、申あげ  
 候さきの事、きよだんのよしきまやうもんにて申され候は、ぐんこうをすてられ候て、くび  
 をめさるべく候と申に、御けうその事い、ひかけ候いぬほとに御申候とも、なるまじき事に  
 候とおほせありしに、ひかけ候べしとおほえす候と申に、ぞんちせぬ事こそ候へ、さやう  
 等御ぞんち候うへい、御申あるべきに候はすとうけ給るに、まよむさうろんの事にて候、  
 ほんでうのかせんにても候い、ひかけうけ給らで、申あぐへ候か、いこくかせんにつ  
 き候て、ひかけ候へともおほへす候、ひかけ候はぬによて、御たづねをかうむらさ候て、君の  
 げんざんにまかりいらせ候はん事、きうせんのいさみ、なにをもてかつかまつり候へきと申

すに、おほせはさる事にて候へとも、御さたのはう、ひかけ候はでい、御申候ともなるまじき  
 事に候とうけ給るに、かさねて申あげ候事、おそれいり候へとも、ちきにくゑんまやうをか  
 ぶり候はんと申せう。候いす、さきをし候し事、御たづねをかうふて、きよだんを申あげ候  
 い、ぐんこうをすてられ候て、くびをめさるべく候、じつまやうに候い、げんざんにまか  
 りいり候て、かせんのいさみをなし候はん、申あげ候でうさしおかれ候いん事、しやうせ  
 なけき、なに事かこれにすぎ候いんと、さいさん申時、御かせんの事うけたまひり候ぬ、げん  
 ざんにいれ申へ候、さくゑんまやうにおきてい、さうい候はじとおほへ候、いとぎくにへ  
 げかう候て、かさねてちうをいたされ候べしと、おほせをかふるに、君のげざんにまかりいり  
 候はむにおき候ては、おほせにまたかてまかりくだるべく候ところ、ほんを候、たつし候  
 はて、むそくのみに候はとに、さいまよいづくに候べしとおほへす候、てにつき候は、か  
 へり候はむと申候、またしきものともは候へとも、なまじいにころはたをさ、むとつかま  
 つり候によて、ふちするものも候はぬほとに、いつくに候てこの日の御大事をあいまつべしと  
 もおほへず候と申すに、さやうに候はんには、なんちの御事にこそ候なれとあて、やまのうち  
 どのよりいそぎまいるへきおほせに候、御かせんの事は、なをくうけ給るへ候とてさん  
 せらる、〔繪〕同四日、あまなはのたちにさんずるに、ひせんのくにの御けにんなかの、どう  
 二郎こきりものにて、めしつかはれしが、すゑなかにたいめんして、きのふ□(御)ていちう  
 □(候)けると、ふに、かた〜御ふきやうに申候へとも、とり申されす候をもて、ちきに申



わけて候と申に、御うちの志かるべき人々あまた候しなかにて、御ていちうの志だいおほせ  
 いだされ候て、さきをし候し事、三郎さゑもんにたつ口口ばんに、きよだんを申あげ、くん  
 こうをすてられて、くびをめさるべしと申す、きいのこはものなど、たまむらにおほせ候て、  
 (たまむらのうまの太郎やすき也)口口の御大事にもかけつとおぼゆると、御ものかたりの候し、御  
 めんばくのおほせに候程に、いまだげんざんにいらざる候へとも、つくしの人のなつかしく思  
 ひまゐらせ候て申候、さだめて御くゑんをやうの候ぬとおぼへ候と、つげまられしをもて、  
 それよりつねに申うけ給り候き、同十一月一日、八はんにまいりて、ひつしの時ばかりさんす  
 るに、たまむらのむまの太郎、やすきをもて、すゑなか一人うちのげんざんところにめされて、  
 かみより御かをんのちうをやうに、御りやうはいりやうの御くだしぶみまいらすべきおほ  
 せにて、これ口口とめされしにさんじて、いまふたまおきてつゑんで、やすきよにめをきと  
 みおはせて、御くだしぶみを給て、すゑなかにとらすべきよしするに、やすきよまいるを、ち  
 きにゑんずべきおほせにて候、これへとかさねてめされしに、まいりて御くだしぶみを給り  
 て、つゑんで候ところに、やかて御くたり候かとおほせかうふるに、くだるべきよしを申  
 さは、ぐんこうを給いらんために、さきの事の申けりとおほしめされんざらんとぞんじて申  
 あけ候、さきの事君のげんざんにまかりいり候て、くゑんをやうにあづかり候、よをも  
 て日につき、まかりくだり候て、御大事をあいまつべく候、そのぎなく候、かけすけへさ  
 きの事御たづねをかうふるべきむね申あぐべく候と申すに、ひろう申候しにて、御ふんの

御くだしぶみの、ちきにゑんずべきおほせに候、いま百二十よ人のくゑんをやうに、さいふ  
 におほせくだされ候と、おほせをかうふりしに、さきの事げんざんにまかりいり候は、いそ  
 きげかうつかまつり候て、かさねてちうをいたすべく候と申時、むまぐそくゑんじ候のん  
 事、いかやうに候なんと、おほせをかうふる、めんばくきはまりなきをもて、せひを申におよ  
 ばず、いよくつゑんで候ところに、くろくりげなるむまに、こどもえのくらおきて、れんじ  
 やくのゑりがいに、ゑんせいくつはをはけて、むまやのべつたうさえた五郎をもて、これを  
 給はる、十一月一日、ひつしの時はかり也、(繪)以下一本無人々おほしといへども、きくちの  
 二(次)郎たけ文永の合戦に、なをあげしをもて、たけふさのかためし役所の石ついで地まへ  
 にうちむかて(季長)、將軍の兵船の、はばしらを白くきにぬりて、ゑるし候とうけ給候、おし  
 むかてひとやい候て、君のげんざんにまかり入候はむために、あひむかひ候、御存命候は、御  
 披露候へといひてうちとをる、(繪)同五日、關東の御つかいかうたの五郎、さしあむとうの左  
 衛門二郎たけ拂曉にはせきたりしに、季長のゆきむかて、海上をへたて候あいた、ふね候はで、  
 御大事にもれ候ぬとおほえ候と申に、かうたの五郎、兵船候にはちからなき御事にこそ候  
 へと申ところに、肥前國の御家人、其名わたかしま(鷹島)のにしの浦より、われ(破)のこり候ふ  
 ねに、賊徒あまたこみのり候を、はらひのけて、志かるべきものともとおほへ候のせて、はや  
 にげかへり候と申に、季長、おほせのとく、はらひのけ候は、歩兵とおほえ候、ふねにのせ候  
 のよきものにてぞ候覽、これを一人もうちとめたくこそ候へと申に、かうたの五郎、異賊



はやにけかへり候と申候、せいをさしむけたく候と、少貳殿へ申べしとて、使者をつかはすに、肥後國たくまの別當次郎ひて大野小次郎たにそのほか、兵船まはしたりし人々をひかゝるといへども、季長が兵船いまたまはらさりし程に、せんはうをうしなひしところに、連錢の旗たてたる大船おしきたりしを、かうたの五郎、城次郎盛宗殿の旗とおぼゆる、ゆきむかて見よとて、使者をつかはす、このふねにのりて、おきのふねにのらむと、まへをたてつかひのふねにのらむとせしに、のせざるをもて、守護盛宗の御ての物に候、御兵船まはり候は、のりて合戦すべしと、おほせをかふりて候と申に、のせられて、おきのふねにのりうつるに、こたへの兵部房、めしの御ふねに候、御ての人よりほかのすまじく候、おろしまいらせよと申て、まもべをもて、せきおろさんとするを、君の御大事にたち候はむためにまかりのほり候を、むなしくうみにせきいれられ候はむ事、そのせむなく候、はし船を給候て、おり候はむと申に、おるべきよしおほせらるゝ元うゑ元、狼藉なせと申に、物どものきしひまに、かのふねにのる、繪ある日六日拂曉に、かうたの五郎のかりやかたにゆきむかて、合戦の事條々申に、おほせいせむにうけ給て候、せむくの御合戦も相違候はじとおほえ候、自船候はで、一致度ならず、かり事のみおほせ候て、ふねくにめされ候て、御大事にあはせ給候御事の、大まうあくの人に候と、口上のけさむに入まいらせ候べく候、式部房證人の事のうけ給候ぬ、御尋候の申へく候とありしに、よて、かさねてせう人にこれをたつ、口繪志て一所に合戦候へしとおほせに候、御ふねをよせられ候へと申に、たかまさかぶとをぬぎ、

かしこまでをしよすといへども、のるべきやうなかりしをもて、甚深季長におほせつけらるべき事の候、ちかくふねををへられ候へと申に、たかまさちかくをしよせて見て、守護のめされけにも候はず、ふねをのけよと申に、ちからなくて、おほせのごとく守護のめされ候はず、このふねをそく候によて、申うけてのり候のむために申て候と申に、つもと殿同船し候て、ところなく候とて、いよくのけしあひた、せんかたなくて、手をすりてまかるべく候は、一身ばかりのせられ候へと申に、戦場のみちならで、何事にかたかまさいにあひて、こんはう候べき、めされ候へとて、ふねをおしよせまりにのりうつるを、わかたうこれを見て、すてられしとなげきあへりといへども、季長こんはうしてのるうへ、わかたうをのするにをよばす、弓箭のみちをす、むをもてまやうとす、よて手の物一人もあひてせず、た一人はかりあひむかふ、かぶといわかたうにまられしかために、もろさねにもたせて、ほんふねにおきしほどに、すねあてをばづしてむすひあはせて、かふとにせしとき、たかまさ、いのちをおしみてし候とおほしめさるまじく候、敵船にのりうつり候までと存候てし候、ふねちかづき候へい、くまでをかけて、いけざりにし候とうけ給候、いけざられ候へい、くさずりのはづれを候のむ事、志にて候はむにおおとるべく候、くまでにかけられ候へい、くさずりのはづれをきりて給候へと申に、たかまさふかくつかまつりて候、野中どのはかりはのせたてまつるべく候つる物をと申て、みちかくありしわかたうのきたりし、こさくらをきにかへしたるかぶとをぬかせて、めされ候へとて、あたへしを給候御事よろこひ入候へとも、かぶとをきられ候は



で、うたれ給候なり、季長ゆへに候と、妻子のなげかれ候はむ事、身のいたみに候、給まし  
く候と申を、かさねてめされ候へとありしに、ちかことをたて、申時、御せいさやうのう  
へい、ぬしにきよとてとらす、いますこしも身をかなくして、賊船にのりうつらむために、お  
ひたらしそやをときすて、ひたへ、(口)陳におしよせて、合戦をいたし、きずをかふり(口)  
事ひさのての物、信濃國の御家人あ。かさのいや(次)郎なひさなかのをいさきぶの三郎の  
ての物いはや四郎、ひさはたけやまのかくあみたふ、ほんたの四郎さゑもんかねふさ、これを  
せう人にたつ、頼承ておい(手負)てのち、ゆみをすて、なきなたをとりて、をしよせよ、のりう  
つらむとはやりしかとも、これ。水手もろをすてをさゝりしほせに、ちからなくのりうつらざ  
りしものなり、同日むまの時、季長ならびにての物きずをかふるものとも、いきのまつはら  
にて、守護のげさむにிரりて、當國一番にひきつけにつく、鹿島シカノシマにさしつかはすてのもの、同  
日巳刻に合戦をいたし、親類野中太郎、な郎す郎み從藤源太すけいたでをかふり、のりむま二疋こ  
ろされし證人に、豊後國御家人はしつめの兵衛次郎をたつ、土佐房道戒うちぢにの證人に  
い、盛宗の御ての人たまむらの三郎盛清をたて、げさんに入て、同御ひきつけにつく、  
(此條一本無)口すもり御事、口の人是をかんし申、口よそ口口口口口口口口口つかる人百二十餘人  
なりといへとも、ちきに御下文を給はり、御むまを給はる事、た、季長一人ばかりなり、弓箭の  
面目こまををほと口事、なに事かこれに口口口口口口口口をたす口す、いかてかこのめ口にと、  
むへきや、向後も又々口君の御大事あらん時、最前にさきをかへきなり、これをけふのこ

とすへし、

永仁元年二月九日

一關東へまいりし時、御むさうのつけによて、口年五月廿三日

佐大明神にはしめ口給てひかしのさくらゑたに、御あてをかまれさせ給し御事、關東海  
東おなしもんしなり、よて海東を給はるへき口四はらに口ひかしのさくらに御あわ口のと  
くを口くゆみに口海東に入部して、きうせんのとくをほとこさん、口にさくらに御ああり  
けりどこれゑる、そのゆゑい、同十一月一日、御くたしふみを給はりて、あくる正月四日たけ  
さきにつく口海東にの入口口とをかねて、御志口に御あありたるを口て、こにちにおもひあは  
するによて、口神のめてたき御事を申さんために、これをゑるしまいらす、

永仁元年歲次二月口

以鳥海叢書所載一本一校了

近藤 瓶城

明治三十四年十一月以帝國大學史料編纂掛本再校了

近藤 圭造



## 舟上記

元弘二年三月七日、先帝ヲハ後鳥羽院ノ例ニ任セ、隱岐國へ還幸ナシ奉ル、供奉ノ人々ニハ、一條頭大夫行房、禪林寺少將忠顯、御介錯(借)ハ三位ノ御局、宮女二人、御下部ニ金若トテ、サカ、シキ仕丁一人、亦關東ノ住人成シカ、近年所領ニモ離レテ、久シク在京シテ、成田小三郎ト云田舎武者アリ、醫法ヲ知タル由ニテ、笠置ノ皇居ヨリ雜色ノヤウニ召仕ハレケルカ、此度モ聊見知タル者ノナケレハ、夫男ノ走下部ニ成テ、隱岐國エモ供奉シケル、路次ノ御警固ニハ、千葉介貞胤小山五郎左衛門佐々木佐渡守高氏入道等也、五百餘騎前後打圍奉リ、七條ヲ西へ東洞院ヲ下へ遷幸ナル、都ヲ御出有テ、十三日ト申ニ、出雲ノ國見尾ノ湊ニツカセ給、爰ヨリ順風ヲ待テ御渡海アリ、四月廿一日ニ、三尾カ關ヨリ御渡海アリ、隱岐前司清高奉請取テ隱岐國ノ國分寺ニ入奉リ、キヒシク奉守護、伯耆隱岐出雲ニケ國ノ武士、カハル、御警固ヲ仕ル、同三月八日。一ノ宮尊良親王ヲハ佐々木判官時信路次ヲ御警固仕、土佐國畑ト云所エ奉流、妙法院尊澄親王ヲハ、長井左近大夫高廣路次ヲ御警固ニテ、讚岐國松山ト云處エ奉流、源中納言具行卿ハ、同六月十九日江州柏原ト云處ニテ、佐渡判官入道高氏カ承テ打之、カヤウノ事都ヨリ使モナケレハ、先帝聞召事モナシ、サレハ宮々ノ御行衛、亦ハ御供ニ參リ、笠置ニテトラハレシ、卿相雲客ノ人々如何成ケント、朝暮キカマホシク思召ケル、カクテ其年モ暮、明ル正月ニ成シカハ、隱岐前司清高ハ、皇居ノ守護ヲハ近國ノ武士ニ申付、出雲國エ歸リケル、先帝御歎有ケルハ、昔承久兵亂之時、後鳥羽院此國ニ御座有リケル時、刑

部僧正御弟子淡路法印ト云人、深ク哀ミ奉リ、每度御使ヲ奉リ、京ノ事聞召ケル、昔シ御恩ヲ深ク蒙リシ公卿殿上人御文計奉リ、終ニ御使ヲモ不奉リケレハ、問レテモウレシクモナシ此海ヲ渡ラヌ人ノナケク情ハ、トアソハサレケルソ、御怨ノ御歌ト語り傳ヘタリ、昔ハカクモ有リシニ、如何ニ都ヨリ御文タニ奉ル者ノナキヤラント、御歎カキリナシ、閏二月ノ初ツカタ、成田小三郎アマリニ御イタハシクテ、國分寺ノ僧ヲカタラヒテ、御守護ノ武士ノ中、伯耆國那波庄住人源小太郎長高カ舍弟惡四郎泰長ヲ招キテ、都ノ事ヲ尋ケル、泰長語りケルハ、君ハ未知シ召ルマシ、楠正成ハ御所方ニテ、金剛山城ニ楯籠リ、東國勢廿萬騎ニテ攻候、城剛クテ、寄手已ニ打負候ト聞エ候、亦備前ニハ伊東大和二郎三石城ニ楯籠リ、山陽道ヲ差塞キ、播州住人赤松ハ、大塔宮ヨリ令旨ヲ給、攝州マテ責上ル、四國ニハ河野一族土居二郎得能彌三郎味方ニ成リ、河野ヲ背テ旗ヲ舉ケレハ、河野ハ在京候間、中國探題北條時直、小島ヨリ押渡リ合戦シ、悉打負、行方ヲ不知落行ケレハ、四國皆土居ニ付、既打立、是エ御迎ニ參ルトモ申ス、御運已ニ開カセ玉フヘシ、アハレ此時分、君ヲトリ奉リ、義兵ヲ起サハヤト存候、此趣ヲ達上聞サセ玉ヘト語りケレハ、成田アマリノ嬉サニ胸驚テ不及返答、則近クヨリ少聲ニ成リ、イサ、ラハ今度此趣ヲ披露可申、然ラハ和君カ今夜ノ當番コソ幸ナレ、奉咫尺龍顏、如何ニモ計ヒ玉ヘト申シケレハ、惡四郎子細候ハシト領掌シテ、御前ニ參ル、先帝大ニ御感有テ、先汝カ一族可然者アラハ、語ヒテ義兵ヲ起シ、迎ニ參リ、何國ニテモ要害ヨカラン處ニ、皇居ヲ移シ奉レカシ、聖運開カレハ、恩賞ハ可依請ト、勅



定有ケレハ、悪四郎畏リ、謀リ申シケルハ、先己カ本國伯耆國舟上ハ、無雙ノ城郭ニテ候、小太郎長高ハキハメテヲコノ者ニテ候間、大將ニ頼ム由勅定アラハ、身ニ取テノ面目ト悦ヒ候テ、早々味方ニ參リ候ヘシ、然レトモ先出雲國中ヲ味方ニ被成、隱岐前司御追討ナクハ、如何ト存候、彼富田ノ住人鹽冶三郎高貞ヲ御頼ミ、如何ニモシテ出雲國エ御座ヲ移シ奉ルヘキ謀コソ第一ニ候ヘ、當番ニ候富士名三郎義綱ト云者、高貞カ一族ニテ候得ハ、語ラヒテ見候ハント申テ、次ノ日頓テ義綱ヲ招キ六波羅ノ事申出シ、金剛山四國ノ合戦ヲモ語リケル、義綱モ此時分ニ謀叛ヲ起シ、此君ヲ取奉ラハヤト心ニ思ヒ、同心ノ族ヲ窺カヒ尋ケル折ナレハ、小聲ニ成テ、如何思玉フ、我等カ當番ニ此君ヲ落シ奉リ、大功ヲ成シ、恩賞ヲ蒙ントコソ存候ト云ケレハ、悪四郎手ヲ拍テ、我等モ其様ニ參テ候トテ、頓テ義綱ヲ御前エ相具シ參リケレハ、御盃ヲ被下、ヒタスラ御頼ミアル由勅定ナリ、悪四郎ハ閏二月廿日、早天ニ御暇ヲ申、役所ヲ立テ出雲ヘ押渡リ、伯耆國エヤ通ルヘキ、鹽冶判官ヲヤ語フト案シケルカ、先高貞ヲ語テミント思ヒ、高貞カ方エ行ケルヲ、高貞ハ天下未兩方ノ勝負、何厝落着ナカリシカハ、一圓領掌セスシテ、悪四郎ヲ追出シケレハ、急キ伯耆エ歸ラント通リケル處ニ、其頃六波羅ヨリ、國司并隱岐前司カ方エ逆徒若差チカフテ、先帝ヲ奉奪取事モコソアレ、能々警固仕、アヤシキ者ヲハ、カラメトルヘキ由被下知ケレハ、大社國造ト云神人コレニ同心シテ、國中ニアヤシキ者ヤアルト尋ケルニ、悪四郎ニ行アヒテ、生捕ニコソシタリケル、案ノ如ク、先帝舟ノ上ニ御籠有シ時ニ、終ニ同閏二月晦日、出雲國ニテ悪四郎ハ自害シテウセニケルコソムサンナ

レ、義綱カ心ヲトラント、都ヨリ御供ニ參リシ宮女十八歳ニナリケルヲ、義綱ニタマハリケル、義綱勅定ノ忝サニ、是モ役所ヲ忍ヒ出テ雲州ニ渡リ、高貞トカク思案半ナリケレハ、勅答モ不申、義綱ヲ押籠テ不歸、閏二月廿三日、頭大夫行房ト成田カ申上ケルハ、彼兩人ノ中ニ、悪四郎ハ伯耆エ可通ト申シケル程ニ、遅ク歸ルヘシ、義綱ハ早可歸ト申上ケルカ不歸、此事人ニシラレナハ、後悔シテモカイ有マシ、明朝忍テ出シ奉ルヘシトテ、御番ノ兵トモ御酒ヲ被下、三位ノ局近日御産有ヘシ、依之御所ヲ御出有テ、民屋ニ出御アル由披露有テ、御輿ノ中ニ先帝ヲ横ニノセ奉リ、御小袖アマタ上ニ積テ、三位殿ヲ上ニノセカケ申シ、態ト御輿ノ戸ヲ細ク明テ、頭大夫行房忠顯モ御供ニテ、義綱カ旅宿ノ民屋ヘ落シ奉ル、金若ト成田ト駕輿丁ニ成テ、御輿ヲカキ奉ル、閏二月廿四日未明ニ御出有、三位局ハ旅宿ニ留リ奉リ、頭大夫行房ハ殘リ、忠顯ト金若成田、富士名カ郎從ト四人御供申シ、ソコトモ不知、遠キ野ヲ遙々歩ミ落サセ給フ、忠顯モ先帝モ初メタル御步行ニテ、歩カチサセ給ヒケルヲ、成田ト金若、御腰ヲ押御手ヲ引テ、千波ノ湊ノ方エト急キケル、爰ニ田舎ノ夫男一人、隱岐ノ駒ニ乘テ行逢ケルカ、先帝ヲ見進テ、痛敷ヤ思ヒケン、急キ飛ヲリ、駒ニノセ奉リ、忠顯朝臣ヲ輕々ト負ヒ申、御道シルヘ仕候ハント申テ、五十町行ケレハ、千波湊ニ付、爰ニテ船人ヲ語ヒ、順風ニ帆ヲ舉ケレハ、忠顯朝臣舟人ヲ近付屋形ノ中ニノセ奉シハ、日本ノ御主也、カ、ル時御船仕コソ幸ナレ、何クニテモ御運開ハ、汝ヲ所領ノ主ニ申成スヘシト宣ヘハ、舟人大ニヨロコビ、同廿五日ノ巳ノ刻、雲州島根郡野波浦ニ馳着ケル、爰ニテ供御ヲ奉ラント求メケレ死不叶、御



酒ヲヤウ〜求テ奉ケル、四人ノ人々モ、舟人モ酒計參リテ、夫ヨリ同廿七日杵筑ノ浦ニ着ケル、爰ニテ金若ト富士名カ郎從ト二人ハ、供御シタクシテ奉ラント、岡ニ上リケルヲ、大社ノ神宮(官カ)仙間(家カ)ノ國造カ郎從共、國司ト一ツニ成リテ、先皇ヲ尋奉ルニ行逢テ、金若ト富士名カ郎從ヲハ被生捕ケリ、是ヲハ、夢ニモシロシメサ、リケレハ、舟ヨリ上ラセ玉ヒテ、隱岐ノ駒ノ、出雲ニモアマタ有シヲ、野人ニカリテ載奉リテ、大社ノ方エ趣ケルニ、此馬頻ニ跡エ歸リ、打テ凡打凡本ノ道ニ歸リケル、アマリ不思議ニ思食、亦御舟ニ歸御ナリケレハ、早敵ノ尋ル體、岡々ニ見エシカハ、舟人驚キ取梶面梶取合テ、片帆ニカケテ逃ノヒケル、隱岐前司清高舟十艘計ニテ、先皇ヲ追奉ル、船頭是ヲ見テ主上ト忠顯朝臣ヲ舟底ニ伏セ奉リ。上ニ海草ヲ引散、乾物入タル俵ヲ積テ、船頭ト成田、其上立雙ンテ櫓ヲ押ケレハ、追手人々此舟ニ乗移リ見ケルカ、此舟ニハアヤシキ人ナシトテ、亦舟ヲ押出シ帆立梶ヲ直テ馳テ行ク、折節海上俄ニ風替リ、御舟ハ東エ吹送リ、追手舟共西エ吹モトス、御座ノ船ヲハ、同月廿六日、伯州片見ト云處ニ着ニケル、是ヨリ名和ノ湊ハ何程有ト尋ヌルニ、五里程ト申ス、サラハ今少モ近クエトテ、御舟ヲ大坂ノ湊ニ着、是ニテ水キコシメスヘキ由、勅定ナリケレハ、成田小三郎水ヲ求メニ上リ、水ヲ漸奉ル、先皇モ忠顯モ供御ヲハキコシメサス、此水ニテ力ヲツケ給フ、先成田ヲ以テ、小太郎長高カ方エ勅定有シハ、舍弟惡四郎ヲ以テ、委ク勅定有トイヘ凡、重而頼仰ラル也、清高カ圍ヲ忍出テ、汝ヲ頼母敷思食、是マテ行幸ナリタリ、如何ニモシテ勅定ニ隨ヒ奉リ、義兵ヲ擧ケ朝敵ヲ亡シ奉ルヘシ、天下ヲ反復、偏ニ長高カ心ニ可有、

若亦夫レ凡不叶ハ、急テ御迎ニ參リ、御命ヲツキ奉リ、鎌倉エ申シ、汝カ高名ニ成シ奉リ、御菩提ヲ奉吊、隱岐判官カ手ニカ、ルマシト思食、汝カ方エ御舟ヲ被着タリト被仰下ケル、成田ハ勅定奉リ、岡ニ上リ、長高カ館ハ是ヨリ何程アリト尋ケレハ、二里程有ト答ケレハ、大ニ喜ヒ、唯一足ニト飛カ如ク急トイヘ凡、三日食事ナカリケレハ、手足ニ力ラナク、踏足更ニ働ラカス、一所ニ跳ル心地シタトル、尋行、名和殿ノ館ハ何方ヤラント問ハ、土民申シケケルハ、名和殿ノ館ハ、今二十町程ニハ無下ニ近フ候、名和殿ハ六波羅ヨリノ催促ニテ、先月千劔破ノ城ニ向ヒ玉フトテ、御上洛ト申ス、成田是ヲ聞テ力ヲ落シテ胸アサカリ、コハ如何ニト、歎カシクテ、夫レハ何日ニ御歸リ可有ト問ケレハ、亦人申ハ、イサトヨ、大殿ハ上リ玉ハス、若殿計御上洛候、タシカニ昨日マテ犬ノ馬場ニテ、蟻目ノ音ノ聞エ候ト申システ、通リケレハ、ウレシサ申計ナシ、此言葉ヲ力ニテ、同廿八日午ノ刻ニ、彼館ニ走着テ見レハ、誠ニユ、シキ門戸有、其中ニ大家アマタ作並テ、客殿ノ前ニハ若キ殿原アツマリ、馬ニ乘リテ見居タル處エ行着、ツト入テ見レハ、皆何者ソトトカメケレハ、成田、若シカラス、名和惡四郎殿ヲハセヌニヤ、可申事有テ參リタリト云、惡四郎殿隱岐ノ御番ニテ、御留守ト答フ、扱テハ未歸サリケルニコソ、道ニテ如何ナル遅引ソヤト思ヒ、小太郎殿ニ可申事有リト云、長高折節酒宴シテ居タリケルカ、是ヲ聞テ、人ヲ出シ何事ソト問ケレハ、全ク人傳ニテ申マシ、直ニ長高エ對談可申ト云ヒケレハ、名和是ヲ聞テ、如何様子細有トテ、閑ナル處エ呼入ケレハ、成田ハスハ殺サル、カト思ヒケレハ、是非ヲ言ニ不及彼處ニ行テ、長高ノ手ヲ取、君



ノ勅定念頃ニ初ヨリ終マテ申シケレハ、名和是ヲ承リ、首ヲ地ニ落テ、扱モ々々忝キ勅定カ  
 ナ、十善ノ君ニ被憑奉リ、尸ヲ軍門ニ曝<sub>レ</sub>、何カ苦シカルヘキ、名ヲ後代ニ留<sub>ン</sub>事、生前ノ思  
 出也ト喜ケレハ、成田ヨミカヘリタル心地シケル、ヤカテ干飯ヲ洗ヒテ居ケレ<sub>レ</sub>、餘リウレ  
 シク覺テ、胸塞テ一口モ不食ケル、誠ニサコソウレシカリケメ、長高御迎ニ參ラントテ、鎧  
 トツテ肩ニカケ、馬引寄セ打乗、馬上十騎計ニテ、逸足ヲ出シ、唯一サンニ馳着テ、船津ニテ  
 馬ヨリ飛下リ、少將殿ハ御渡候カ々々ト、高聲ニ問ケレ<sub>レ</sub>、返答モナカリケル、舟人ノ食事ヲ  
 尋テ、岡ニ上リタルヲ尋ヌルトテ、少將殿モナカリケル、先帝聞召、アハヤ何者ソト思召、苦  
 屋ノ中ニ深ク隠レサセ玉ヘハ、名和小太郎、君ノ御迎ニ參リタルト高聲ニノ、シリケレハ、  
 其時苦ヲ明サセ給ヒ、如何ニヤイカニ長高ヨ、成田ハ參付ケルカ、御顔ヲ指出サセ給ケル、龍  
 顔モ塵ニアヒレ、ヤツレサセ玉フ御形ヲ、武士<sub>ニ</sub>奉見、皆涙ヲ流シ、御前ニカシコマル、小太  
 郎申ケルハ、成田小三郎ハアマリニツカレ候間、馬ニ乗候ヘ<sub>レ</sub>未タ追付不申候、某ハ勅定ノ  
 忝サニ片時モ早クト參リ候、若敵モヤ迫懸奉ラハ、防矢可仕存、加様ニ急候ト申處ニ、千種  
 少將飯リ參リ、手ヲ拍テ喜ケル、扱御馬ニカキ乗セ奉リ、長高基長父子郎從以下廿四人供奉シ  
 テ、舟ノ上ノ山エ奉入、自船津二里計有ル野中ニテ、頻リ御草臥有テ、御休息アリタキ由勅  
 定有ケレハ、長高カ舍弟長重、着タル鎧ノ上ニ荒薦ヲ卷テ、主上ヲ負奉リ、舟ノ上ノ麓岩屋谷  
 ト云處マテ、鳥ノ飛カ如ク走着、爰ニテ故キ輿一丁求メテ乘申ス、サシモサカシキ西坂ヲ、片  
 時カ程ニ入奉ル、馳參ル人々ニハ、大將長高兄弟、長高ノ二男孫三郎基長、其弟乙童丸後號日高光

野三郎義行子息又三郎義泰甥六郎太郎義氏内河彦三郎義真長高舍弟鬼五郎助高從弟信貞同  
 次郎三郎實行同彦三郎忠秀以下廿七八騎ソ有ケル、カ、ル處ニ長高舍弟大山ノ別當信濃房  
 源盛、大山寺衆徒二十四人引卒シテ馳參ル、アハヤ敵カト見居タリケレハ源盛也、長高大ニ悅  
 ヒ、當山ハ源盛末山也、急イテ供御調ヒテ參ラスヘシト下知シケレハ、承ルト申シテ、弟子同  
 宿馳マハリ、供御ヲ出來テ奉ル、此時君臣<sub>ニ</sub>力付テ、人ノ心地ソ有ケル、馬<sub>ヲ</sub>籠ノ林ニツ  
 ナキ置ケルカ、嘶ケル聲岩ニ響キテ夥シ、長高二男基長ヲ呼テ云ケルハ、汝ハ急テ館ニ歸リ、  
 兵糧ヲ當山ニ入、其後妻子<sub>ヲ</sub>思ヒ々々ニ忍ハセ、館ニハ火ヲカケ燒拂ヘシト下知シケレ  
 ハ、基長畏テ申シケルハ、加様ノ小勢ニテハ、侍ノ一人モ大切也、敵ハ定而寄ヘキニ、一天ノ君  
 ノ御前ニテ可<sub>レ</sub>打死ト存スル也、餘人ニ此使ヲハ被<sub>レ</sub>仰付ヘウモヤ候ハント申シケレハ、長高  
 大ニ怒リ、汝ハ不覺ノ申ヤウ哉、弓取ハ我館ヲ敵ニケ散サラル、ヲ耻トス、其上館ニ一人  
 モナカランモ無念ナリ、物トリ認メ、尋常掃地シテ妻子皆ハ方々エ可<sub>レ</sub>落、父カ最後ノ命ナレ  
 ハ、爭テ背コト有ヘキ、急ケ々々ト云ケレハ、基長承リ候トテ、我館エ引カヘス、内河彦三郎  
 ヲ召テ、近邊ノ在家人ニ觸廻シ思立コト有テ、船上ニ兵糧ヲ上ル事アリ、我倉ノ米穀ヲ一荷  
 持運ヒタラン者ニハ、錢ヲ五百ツ、取スヘシト觸タリケレハ、即時ニ人夫五六千出來、五千  
 餘石ヲ我劣ラシト持送ル、其後家中財物ヲ悉ク人夫ニトラセ、館ニ火ヲカケ燒上、内河彦三郎  
 ヲ召テ、土用松丸ハ嫡孫ナレハ、舟ノ上エツレテ可<sub>レ</sub>來ト云捨テ、基長モ歸來ケレハ、長高ヲ  
 初メ、イシクモシツル物カナト感シケレハ、内河彦三郎ハ、長高嫡孫土用松丸トテ、四歳ニ成



ケルヲ引卒、其外長高ノ妻女并土用松丸カ母モ迎ヘテ來リケル、隱岐前司カ館ハ、小波ト云處ナリシカ、角トモ不知ケレハ、味方ヨリ忍ヒテ軍兵ヲ指遣シテ、夜打ニセヨトテ、馬上廿騎計雜兵六十餘人打立ケルニ、味方ニ稻瀬ノ五郎三郎弘義ト云者、清高カ方エ返忠シテ、清高惡處ニ待請、長高カ執事田所并舍弟五郎左衛門、植直若林等討死シテ引返ス、其夜除目被<sub>レ</sub>行、大將長高、左衛門尉被<sub>レ</sub>任君ノ御諱ノ尊ノ字ニ同シヒ、キ有テ恐アリ、其上長ク高ハ危事也、カタ、不可然トテ、長年ト改名ス、長年カ一族名和七郎ハ謀有者ナレハ、白布五百端有ケルヲ旗ニコシラヘ、松ノ葉ヲ燒テ、煙ニフスヘ、近國ノ宮方并人ノ知タル武者ノ紋ヲ旗ニ書テ、此ノ木彼ノ峰ニソ立置ケル此旗共峯ノ嵐ニ吹レテ陣々ニ翻、山中ニ大勢充滿シタルヤウニ見エケレハ、近處ノ軍勢、吾モ々々ト馳着ル、同二十九日隱岐前司清高、同名佐渡前司千餘人、南北ヨリ押寄タリ、此城ハ大山ニ繼キ、三方地僻ニ、白雲腰ヲ廻レリ、俄ニ籠タル城ナレハ、堀ヲモハカ、シクホリエス、大木ヲ切倒シテ逆木ニヒキ、僧房ヲ破テカヒ楯ニカケル計也、寄手坂中マテ責上リタレハ、ハヤ近國ノ宮方馳進タリト見エタリ、家々旗ノ紋アマタ見エケレハ、此勢計ニテ不叶トヤ思ケン、佐々木佐渡前司ハ遙ノ麓ヘ引返シ、散々ニ落行ケル、清高ハ是ヲ不知、大手ノ城戸口マテ責入、時ウツルマテ戦ヒケル、城中ノ勢ハ敵ニ勢ノ分際ヲ見セシト、木陰ニカクレ、射手ヲ出シ遠矢ヲ射サセ、日ヲ暮ス處ニ、天曇リ風吹キ、大雨頻ニ降ル事車軸ノ如シ、雷ノ鳴コト夥シ、寄手是ニ恐レテ敢不<sub>レ</sub>進得、味方ハ是ニ力ヲ得テ、射手ヲ左右ニ進メテ、散々ニ射サセ、大山ノ崩ル如ク打テカ、ル間、清高カ勢カケマ

ケ谷底エ皆マクリ落サレ、己カ太刀長刀ニ貫レテ、死ル者數ヲ不知、清高ハ辛キ命タスカリ、小波ノ館ニ皈リ、大息ツキ居タリケルヲ、國人皆改リ御所方ニ成リ、館ニ火ヲカケ燒上ケル、味方ハ此火ヲ見テイサミ、長年父子ニ百騎計、其夜ノ明方ニ押寄ケル、清高父子小舟一艘ニ取乘リ隱岐エ逃歸ル、長年ハ當國ノ守護代糟谷カ館エ押寄、責落テ卅騎計打取、亦小嶋ニ忠長カ有シヲ押寄テ打取ケル、其外國中軍勢悉ク馳參リケル、出雲守護ハ八木ト云所ニ有ケルカ不<sub>レ</sub>參、鹽冶近江三郎高貞ハ、富田ニ有シカ、義綱ト相具シテ千餘騎ニテ可<sub>レ</sub>馳參ルヨシ、先立テ申上ル、同二月二日長年カ一族出雲隱岐ヨリ馳參ル、舍弟長義同弟六郎行氏同七郎貞高入道法名學妙八郎高重同十郎行泰從弟孫三郎同四郎助貞同五郎惟村同九郎行實同十郎行義内河兵衛入道念西甥左衛門尉義重内河新三貞員同四郎太郎泰近土屋孫三郎宗重同彦三郎同彦五郎信貞舍弟阿陀伽井小次郎長貞等、吾モ々々ト馳參ル、同三月三日、曲水ノ御祝有、長年ヲ伯耆守ニ被<sub>レ</sub>補ケル、亦長年カ嫡子彦太郎義高ハ、千劔破ノ寄手ニ加ハリ上洛シタリケル、父カ方ヨリ先立テ、此由ヲ告タリケン、夜ヲ日ニ繼テ馳歸ル、同九日舟ノ上參着、急キ御前ニ參リ、上方ノ軍ノ有様申上ケル、同年三月十三日除目被<sub>レ</sub>行、忠顯朝臣ハ左中將ニ任シ藏人頭ヲ兼玉フ、頭中將モ申ケル、同十五日、忝モ主上御震筆ノ御詠歌ヲ被<sub>レ</sub>遊、長年ニ給ハリケルコソ難有ケレ、

忘メヤヨルヘノ波ノ荒磯ヲ御舟ノ上ニ留シコ、ロハ、長年カ家ノ紋ニ帆カケ舟ヲ用ヒシモ、此時主上勅定ニ依テ也、去ル程ニ御方ヘ參ル人々ハ、淺山二郎八百餘人、金持黨三百餘



人、大山衆徒六百人、石見ニハ澤善四郎三角入道安藝熊谷小早川、美作ニ菅家江見芳賀澁谷南三郷、備後ニ江田廣澤宮入道三吉、備中ニ新見成合那須三村小坂河村庄眞壁、備前ニ今木大富和田範長知間藤井射越小島中吉和氣石生我ニ前ニト馳參リ、船上四方籠ニ三里カ間陣取ケリ、抑此長年カ先祖ヲ委ク尋ルニ、村上天王第七王子中書王ト聞エシ具平親王御末也、彼親王御孫右大臣顯房其子丹波守季房、其子忠房、伊勢ノ國ニ居住シテ誕生セシ子息、成人ノ後マテ啞者ニテ有ケレハ、在京モ不叶、但馬國ニ小野房ト號ス、其子小野惡七郎ハ、仁和寺ノ御室ノ御代官ヲ殺シテ、御トカメ重カリケレハ、伊勢國鈴賀山ニ入、強盜ヲ催シ、往來ノ人ヲナヤマシケルヲ、藤原ノ景綱ニ仰セテ召捕レテ、但州ニ被配流、其子忍ヒテ在京シテ行勝ト號ス、山門ノ神輿入洛ノ時、忠節ヲ盡シ、上頭下頭兩郷ヲ給ハル、其子二方二郎三郎行秋ト云者、後ニ櫻田ト改名ス、此人ノ代ニ承久兵亂有、但州ヨリ御所方ニ參、宇治ノ合戦ニ忠ヲ盡シ、關東ヨリ本領ノ上頭下頭兩郷ヲ没収セラル、其子山徒ノ惡僧ト成シカ、但馬ノ禪師行盛ト云、伯耆長田ト云處ニ下向シテ後、アマタ息男ヲ産、一男村上禪師太郎行高トテ、去ル元徳元年三月、行年七十二歳逝去ス、行高ノ嫡子今ノ伯耆守長年是也、或時主上仰セケルハ、汝カ祖父二方二郎三郎、承久ノ亂ニ院方ニ候テ、忠功ヲ盡シケレハ、不運ニシテ不遂ヨシ聞召ス、其執心ノ代々ニ殘リ、汝今朕カ味方ニ參リ、如此大功ヲナス事、誠ニ一生ナラサル宿縁也ト、叡感有テ念頃也、去程ニ三位局御渡海アル、頭大夫奉相具、亦其頃京都ノ合戦、官軍毎ニ打負ヌト聞エケレハ、サラハ大將ヲ差上セテ、赤松等ニ力ヲ合セ、六波羅ヲセメラルヘシト、

頭ノ中將忠顯ヲ大將軍トシ、那和ノ義高ヲ指添ヘ、一千餘騎ニテ、三月十七日船上ヲ立テ責上ル、主上合戦勝負、天下ノ安危如何可有、宸襟ヲ被惱、皇居ニ壇ヲ被立、御身ツカラ一字金輪ノ法ヲ行ハセ給フ、其七ケ日ニ滿スル三月廿一日夜、金色ノ佛光明カクヤクトシテ、船ノ上ノ山上ニ現シケル、諸人見之悉ク奉拜、御願忽ニ成就スヘシト、主上モ憑シク被思召ケル、

此記即異本伯耆卷之缺本也

近藤 瓶 城校

明治三十四年十一月以帝國大學本再校了

近藤 圭 造

舟上記終



和田系圖裏書

○河內國高木八郎兵衛尉遠盛軍忠事

一去年延元二七月四日夜相加小山三郎左衛門尉忠能之手押寄八尾城進于先陣責寄堀際致合戰之處若黨常陸房慶盛被疵左目下被射通畢

一同年八月十六日發向八尾城之處出向凶徒等五條河原之間致合戰追籠凶徒等於城內畢同十七日天王寺凶徒等寄來之間於山井相加同手致合戰畢同十八日押寄丹下城致合戰燒拂近隣在家畢

一同十月五日押寄八尾城致數刻合戰燒拂彼城墾畢同十九日為細河兵都少輔大將軍引率所々凶徒等寄來東條之間於山城口致隨分合戰乎

一今年三月八日囑和田左兵衛尉正興之手相向丹下城及數日致合戰乎

一五月廿二日燒拂高安凶徒等陣之處天王寺之凶徒等寄來之間馳向追返凶徒等燒拂萱振在家畢

一為八幡後詰令發向之處六月八日同十八日或曲松或於洞到下抽度々合戰忠節畢

一丹下凶徒等當國松原庄構城郭之間閏七月廿二日屬正興手致合戰追落凶徒等討取丹下八郎太郎子息能登房畢此等次第橋本九郎左衛門尉正茂和田左兵衛尉正興檢之上者無其隱者也

一同八月十二日燒拂高安凶徒等陣畢

一同九月廿九日屬佐備三郎左衛門尉正忠手相向池尻半田致隨分合戰畢

右度々軍忠次第面々同所合戰之上者無其隱者也然者早賜御證判為向後龜鑑言上如件

延元三年十月日

○追伐間事

副進

一通 系圖

右俊連三木村惣領相觸同行俊同貞俊并一族申承傍輩等令引率於當國者罷立一番屬于日大將軍

新田藏人七郎氏義去五月廿一日元弘三引籠敵靈山寺大門射大手稻村軍勢於散々之間難打入之

所俊連自峰折下懸先打破敵之籠大門插板坂力戰之間若黨羽生田九郎太郎盛政被射右肩藤木田

太重遠被射左腕右腰上中野卿房良賢被射左數輩雖被疵捨身命戰之間追落朝敵訖將又俊連責上靈山

寺峰及夜闇戰之所又若黨與富兵衛三郎俊家被射右被疵事巨細所勒目安也

一行俊同月同日於靈山寺致合戰盡忠節之間自身被射左腕中間孫六泰知被射左膝雖被疵捨身命戰之

間追落朝敵之條日大將軍新田藏人七郎氏義令見知事巨細所勒于目安也

一貞俊於所々致合戰之上同月同日屬于日大將軍新田藏人七郎氏義於靈山寺致合戰之間若黨今溝余次有知討死事雖然捨身命戰之間追落朝敵之條氏義令見知上巨細所勒于目安也然則被經御奉聞為由緒地上者各浴恩賞彌為施弓箭面目恐々言上如件



異說系圖

●●清和天皇(八幡石清水)自神武天皇五十六代也

經基六孫王

滿輔陸奥守

為光甲斐權守

為邦

貞能源氏先

貞澄

家輔

扶俊

為俊

貞俊考美太郎

為兒伊那右馬大夫

為家芳尾(美)二郎

俊重次郎太郎

俊泰三木彦次郎入道法名俊崇

俊連次郎

行俊大次郎

貞俊三郎次郎

○和泉國岸和田侍從房快智申軍忠次第

一延元二年四月十六日楯籠當國卷尾寺構要害令警固御所尾同廿六日令下向橫山燒拂凶徒住屋畢

一 同五月十四日天王寺并國中逆徒等寄來當寺之間馳向橫山致合戰之忠節即追返畢

一 同六月五日令發向宮里城致合戰之處同六日國中逆賊寄來之間抽合戰之忠勤凶徒等令追罰畢

一 同十三日令發向同城攻戰之處又逆賊等寄來之間致合戰之忠勤凶徒等數輩令被疵即追返畢  
一 同廿六日相向城郭至于同廿八日致合戰之刻令發向當國燒拂朝敵與同人住宅之處又逆類等馳來之間致散々合戰追返畢

一 七月五日罷向同城之處同六日逆徒等寄來之間於宮尾致合戰追返畢

以前條々軍忠之次第當國守護代大塚掃部助惟正并八木彌太郎入道法達土生彦次郎義綱已下同所合戰之間所令存知也所詮且為後日龜鑑且為成弓箭之勇欲賜御證判仍粗言上如件

延元二年八月日

○和泉國岸和田大輔房定智申軍忠次第

一 延元二年四月十六日楯籠當國卷尾寺構要害令警固御所尾同廿六日令下向橫山燒拂凶徒等住宅畢

一 同五月十四日天王寺并國中凶徒等寄來當寺之間馳向橫山致合戰之忠節即追返畢

一 同六月五日令發向宮里城致合戰之處同六日國中逆類寄來之間致合戰之忠勤令追罰畢

一 同十三日相向同城責戰之間同十四日又國中凶徒等寄來處致散々合戰追返畢

一 同廿六日罷向宮里□于同廿八日致合戰之刻令發向□國燒拂朝敵與國人住宅之處惡黨等馳來之間抽涯分軍功又追返畢

一 七月五日相向同城之處同六日又逆徒等寄來之間於宮尾致合戰追返畢

以前條々合戰之次第當國守護御代官大塚掃部助惟正并八木彌太郎入道法達上卿左衛門太郎俊顯同所合戰之間所令存知也所詮賜御證判且備後證且欲成弓箭之勇仍粗言上如件

延元二年八月日

○和泉國岸和田彌五郎治氏申軍忠次第

一 延元二年四月十六日楯籠當國卷尾寺構要害令警固御所尾同廿六日令下向橫山燒拂凶徒等住宅畢

一 同五月十四日天王寺并國中凶徒等寄來當寺之間馳向橫山致合戰之忠節逆類數輩令被疵即追返畢



一同六月五日令發向宮里城致合戰之處同六日國中逆類等寄來之間致合戰之忠節又追返畢  
一同十三日相向同城攻戰之處同十四日國中凶徒等寄來之間抽涯分軍忠令追罰畢  
一同廿六日重令發向同城至于同廿八日致合戰之刻令發向唐國燒拂朝敵與同人住宅之處又逆徒等馳來間致合戰之忠節即追返畢

一七月五日罷向同城之處同六日重逆類寄來之間於宮尾致合戰追返畢  
以前條々軍忠之次第且當國守護代大塚掃部助惟正被加見知畢且八木彌太郎入道法達并上卿彌次郎俊康同所合戰之間令存知者也所詮賜御證判欲備後證仍粗言上如件

延元二年八月日

○和泉國岸和田大輔房定智申軍忠次第

一去八月四日夜宮里城合戰之時於國分寺前致合戰忠節之條卷尾寺衆徒辨房所令存知也  
一九月廿六日押寄宮里城同廿七日夜責合戰之時於東面堀際抽軍忠畢此條當國守護代大塚掃部助惟正并上卿六郎兵衛尉範秀所令存知也  
一十月十三日凶徒等率大勢寄來卷尾寺之間馳下横山庄於坪井手遂合戰即追返畢此條大塚新左衛門尉正連所令存知也  
一同十五日又寄來之間於同所輕一名致合戰之忠勤即又追返畢此條八木彌太郎入道法達所令存知也  
一同十九日逆徒等令發向天野寺之間爲後縮馳<sup>本</sup>向國分寺宮里并黑石等凶徒等陣中燒拂之所逆

類等自城中打出之間致散々合戰追籠城郭畢將又自十月十二日至于同十九日云夜縮云合戰抽涯分忠勤之條大塚新左衛門尉并八木彌太郎入道法達已下同所合戰之間所令存知也所詮條々合戰之次第支證分明之上者賜御證判欲備向後龜鑑仍粗言上如件

延元二年十一月日

○和泉國岸和田彌五郎治氏申軍忠次第

一去八月四日夜宮里城合戰之時於國分寺前致合戰忠節畢此條卷尾寺衆徒辨房等所令存知也  
一九月廿六日押寄宮里城同廿七日夜責合戰之時於東堀際抽軍忠畢終夜合戰致忠功之條當國守護代大塚掃部助惟正并上卿彌次郎俊康所令存知也  
一十月十三日凶黨等引率大勢寄來卷尾寺之間馳向横山於坪井口遂散々合戰即追返畢此條大塚新左衛門尉正連以下所令存知也  
一同十五日又寄來之間於同所不惜身命致合戰之忠勤凶徒等數輩令被疵即又追返畢此條大塚新左衛門尉正連并八木彌太郎入道法達所令存知也  
一同十九日逆徒等令發向天野寺之爲後縮馳向國分寺宮里并黑石等凶徒等陣中悉燒拂之處逆類等自城郭打出之間致散々合戰追籠城中畢將又自十月十三日至于同十九日云夜縮云合戰抽涯分忠功之條大塚新左衛門尉正連并八木彌太郎入道法達同所合戰之間所令存知也所詮度々合戰支證分明之上者預御證判欲備向後龜鑑仍粗言上如件



延元二年十一月日

○和泉國岸和田彌五郎治氏申軍忠次第

- 一延元々年五月廿五日兵庫湊川合戰之時楠木一族神宮寺新判官正房并八木彌太郎入道法達相共抽合戰之忠功者也
- 一同六月十九日同晦日於竹田河原造路六條河原等北、合戰馳參山門同八月一日大塔若宮自山門御口□□□御供仕於八幡山連日令祇候者也
- 一同八月廿五日於木幡山阿彌陀峰抽軍忠者也
- 一同九月一日足利一族阿波次郎國清已下凶徒等令蜂起當國之間致合戰之處逆徒等猛勢而御方軍勢各雖退散仕楯籠入木城構要害之處同七日國清已下逆類等率大勢寄來之間不惜身命日夜致合戰之忠者也爰自天王寺中院右少將家并楠木一族橋本九郎左衛門尉正茂已下爲後縮被發向之刻自城內打出凶徒等令追罰者也其後惡黨等楯籠喬原城之間即罷向追落畢
- 一同十月四日楯籠東條今年正月一日河州中川次郎兵衛入道父子被召捕之時屬當御手令發向彼住所畢
- 一同八日屬當御手令發向若松庄玉井彦四郎入道城并和田菱木已下凶徒等住所燒拂之同廿六日馳向橫山燒拂凶徒住宅事
- 一同三月二日屬當御手令發向河州古市郡構要害之處丹下三郎入道西念已下凶徒等率大勢寄來當所古市間馳向野中寺前致合戰逆徒等追籠丹下城燒拂在家畢

一同十日細川兵部少輔同帶刀先生等爲大將軍寄來古市之間馳向野中寺東防戰之所逆類等引退之間迫懸藤井寺西并岡村北面致散々合戰之刻細川等大勢分二手寄來之間數刻致合戰之忠節者也就中細川帶刀先生討死之時者於藤井寺前大路至御方軍勢退散之期抽軍忠畢此等次第當國守護代大塚掃部助惟正并平石源次郎八木彌太郎入道法達已下同所合戰之間所令存知也

以前條々軍忠之次第支證分明之上者且爲後證爲成弓箭之勇欲賜御證判仍粗言上如件

延元二年三月日

右和田氏系圖并文書一卷以泉州人和田太郎左衛門所藏元本寫焉

貞享二年乙丑春正月

京師新謄本

明治三十四年十一月校了

近藤圭造



永享記

仁王五十六代之帝清和天皇第六の皇子貞純親王、始て賜源氏之姓を、其子經基號六孫王と、其子多田新發意滿仲と云、其三男河内守頼信、其一男伊豫守入道頼義、其一男八幡太郎義家、義家一男對馬守義親、二男河内判官義忠、三男式部大輔義國、四男六條判官爲義、爲義の嫡子下野左馬頭義朝、義朝三男右大將征夷將軍頼朝也、此御代壽永元曆の頃、源平兩家之鬪諍あり、平家追討之蒙院宣、御弟範頼義經を大將軍として、諸國の源氏を相催し、數萬騎之軍兵を引率して、在々に合戦す、中にも攝州一の谷、雀の松原、深草の森、八島、水島、壇の浦にて合戦、或は海上にて日を暮し、船中にて夜を明し、或は鎧の袖を片敷、甲の鉢を枕として、治承の秋の初より、元曆の春に至て、斯やかしこに相戦、暫くも安堵の思ひをなさず、雖然、矢島壇の浦において被牽祖父清盛公之戚縁に、帝海底に沈み給ひしかり、一門の卿相雲客も皆亡ひ給ひ、三種の神器も海底に沈み畢、適々殘る公達も、或は入水し、或は討死し、平家の一門悉滅亡す、陰謀野心の輩悉く令誅伐、日本一遍に治て後、諸國の惣追捕使と成て、號征夷大將軍、彼御子二人、頼家實朝、相雙て號三代將軍、扱又式部大輔義國、康和年中常陸國佐竹冠者追討の大將軍として、下野國足利太郎基綱の館に下着有て、基綱の息女を最愛すと云々、其御腹に子二人出來給ふ、嫡子大炊助義重法名上西、新田殿の先祖也、二男足利判官義康、其一男義長十九にて早世、二男義清號矢田判官、三男義兼號赤御堂殿、長九尺二寸、母熱田大宮司藤原秀範二女なり、法名號□□、梵字駿河守殿と云、其一男義純岩松殿、二男義助桃井殿、

三男左馬頭義氏法名號法樂寺、其一男長氏、今川吉良の元祖也、二男泰氏平岩殿、法名證阿、號知光寺、其一男家氏斯波殿の先祖、二男義顯澁川殿之元祖也、三男治部大輔頼氏、法名義仁、號玄祥寺、其子家持伊豫守、號報國寺、其子讚岐守貞氏、號淨妙寺、其一男左馬助高義、號延福寺殿、二男高氏治部大輔、後に征夷大將軍尊氏公是なり、號等持院殿、又號長壽寺、法名仁山妙義大禪門、其弟直義、三條錦の小路殿法名惠源、號大林寺、尊氏の御子四人あり、嫡子竹君殿、元弘三年之亂の時、伊豆の走湯山密嚴院頼中御坊にて自害す、次男直冬、號筑紫左兵衛佐、今も其子孫九州にあり、三男義詮、宰相中將、號寶篋寺殿、是京都公方の先祖也、四男基氏、鎌倉殿、關東公方の先祖なり、法名道新、號瑞泉寺殿、其御子氏滿、法名道仙、永安寺殿、其御子滿兼、號勝光院殿、其御子持氏、長春院殿、其御子正四位下左兵衛督成氏公の御時こそ、初て鎌倉を去て、下總國下河邊庄古河の城に移り給ふ、其由來を尋るに、永享八年丙辰、信濃國住人小笠原大膳大夫と、村上中務大輔と確執の事有て、合戦に及ふ、村上連々關東の公方へ申通しける間、御加勢を請奉らんとて、家の子布施伊豆守を鎌倉へ指越ける、明窓和尚是を吹舉し給ひければ、御加勢可遣由被仰出ける、

公方管領不和の事

去程に村上加勢として、桃井左衛門督を大將として、上州一揆武州一揆那波上總介高山修理亮等、已に打立よし聞えける、鎌倉の管領上杉安房守憲實、諫言を以申されける、信州の京都の御分國也、小笠原の彼守護人、京都の御家人也、彼を御退治、京都への御不義たるへしと、



頻りに被申ける間、此加勢の事ゆかす、同九年四月、上杉陸奥守憲直を大将として、武州本一揆打立へき由被仰付けるを、如何なる野心の者か申出したりけん、是者信濃へ御加勢に非ず、管領を誅伐せらるへきよし風聞しけれ、憲實の被官舊功恩顧の輩、國々より馳集る、おはや天下の大事と、人肝をひやさすといふ事なし、同六月六日より、鎌倉中猥に騒不斜、上下男女逃迷ひ資財道具を持運ふ、依て公方七日之暮方に、憲實の宿所へ御出あり、いろく被仰分しかり、少し静りける、然れ共、世上あふなくみえける間、管領父子同月十五日、藤澤へ罷退き給ひしか、猶身の上不安とて、憲實の嫡子七歳に成給ひしを、ひそかに上州へ落し給ふ、是の直兼憲直等、色々の讒言を以、無故憲實蒙御勘氣、身におゐて、無誤旨頻りに被申聞けれ、讒者の實否を糺して、同廿七日、一色宮内大輔直兼等、三浦へ追下さる、又管領家にて、大石石見守憲重長尾左衛門尉景仲、色々讒説をかまゆる由、公方被仰出ける間、景仲憲重、山内殿の御前に参り、我々在鎌倉故、屋形の御爲悪しく候はんにおゐて、下國いたすへきよし頻りに申けれども、縦ひ兩人下國致すと云とも、世上無異たるへからすと見えけれ、扱留りぬ、同八月十三日、公方持氏、憲實の屋形に御出有て、色々なため給ひ、管領職務の事、如元被仰付、再三辭退被申けれども、強て被仰付ける、然れとも、武州の代官職不施判形をいたされず、萬事苦々敷て、其年の暮ぬる、明る永享十年六月、公方の若君吉王殿御元服有へしとて、御祝義の用意、善盡し美盡せり、管領被申ける、代々御元服、みな京都へ御使ありて、一字を御申あり、任先規御字御申有へし、節に莅て御使御難義なら、某か弟

上杉三郎重方、幸用意の馬なんとも候、罷登候へき由被申けれども、此條曾て無御承引して、彼御祝義に付て、國々より名字を指て御勢を被召、直兼憲直等も、蒙御免許罷歸る、又何者か申出したりけん、御祝義の時、憲實出仕の時、於殿中可被誅由聞えけれ、憲實虚病して出仕を止め、舍弟重方代官として出仕し給ふ、管領是を漏聞給ひ、彌君を恨み奉る、公方も是を聞召、房州無實の説を信し、予を恨る事短慮の至なり、然、若君義久公も憲實の宿所に奉置へし、此上の遺恨有へからすと被仰下けれ、管領忝き由申上、諸人も開喜悅肩けり、かゝりける所に、若宮の社務尊仲、ひそかに参り、此條不可然と、色々讒言しけるを信し給ひ、若君を憲實の屋形へ移らせ給はず、依て管領彌奉恨ける、誠に君臣不快の基ひ、歎ても餘りあり、此世の中いさても歎かしく、長尾尾張入道芳傳、同八月十二日、御前近ふ参り、只憲實をなためせさ給ひて、世上無爲に可被成由、再三諫言を以申けれども、無御許容、其後上杉修理大夫持朝子時彈正少弼千葉介胤直等、一味同心して、色々管領和融の義、世上無爲の由を訴認申けれども、無御領掌放生會を限として、十六日に武州一揆を初として、奉公外様の軍勢、山の内へ可押寄申聞えければ、憲實大きに驚き、身に於て誤りなくして、被向御旗、御敵分に成て討れん事、不忠之至り、末代迄の瑕瑾也、所詮御糺明以前に、自害して御憤を散し、忠儀を可殘とて、押肌拔て、已に刀を抜給へ、御近習數十人走寄、奉奪腰物て、前後左右より令警固、かゝりける所に、長尾新四郎實景と、大石源三郎重仲進出て申ける、道にもあらぬ長僉儀して、頓て討手を被向、闇々と御損命の一定也、御分國へ御下向有て、無科旨



再三歎き御覽候得かし、相州河村之館へ御開き尤に候、若さもなく御自害候は、各我等雜人等か手にかゝり、淺ましき死をすへき事必定せり、同じく死せん命を、御馬廻と打合、晴なる討死すへきをや、各大藏邊へ打出て、殿中にて屍を曝すへき由、詞を不殘、血眼に成て申けれ、憲實つくくと聞召、いや、某自害あたりとも、各左様にあらんに、憲實か悪名末代まで通難し、さら、今宵鎌倉を開へし、乍去河村の分國豆州の境也、河村にて不得申開、豆州へ令下向、上様の御惡名を、京都へ申立る様に、人之思ひ給ふへし、上州へ下向すへし、其用意せよとて打立けれ、同名修理大夫持朝、同名廳鼻性順、長井三郎入道、小山小四郎、那須太郎以下、一味同心の大名相伴ひ、八月十四日戌刻計に、山の内殿を御出ある所に、光明赫奕たる日輪一ツ出現して、憲實の馬の草頭の上に掩ひけれ、諸人大に驚き、希代不思議哉と匂りける、如何様是の氏神春日大明神の、行末迄守り給へき御靈光可成、此時御運を可開事疑なしと、賀し申さぬ者無りけり、

## 三浦介逆心事

去程に、武州一揆とも馳集て、上雷坂に陣を取て、憲實を待懸たり、管領の勢共是を聞て、何程の事か有へき、蹴散して捨んとて、各甲の緒を止め、旗の手を下しけれ、憲實堅く制して、いや、不可然、某下向する事、無罪由可申開ためなり、御勢に向て、弓を引へからず、あなたより切てかゝら、無力防戦ふへし、從是打てかゝるましき由、強に下ちし給へ、無力皆陣を取て、忿を押へ對陣す、一揆の勢とも、管領の大勢を見て、叶はしとや思ひけん、

其夜上雷坂の陣を拂て、散りく、に成にけり、扱しも道開け憲實上州へ下り給ふ、鎌倉に宗徒の兵かけ參り、憲實の下向の事如何と、評定區々也、或尊宿貴僧達を御使として、下向の子細を御尋尤也と云義勢もあり、又召返しなためさせ給へと申族も多かりけり、然共是を次てに可追討とて、其夜兩一色直兼并同名刑部少輔時家を大將として、御旗を賜り、十五日の夜半計、其勢二百騎計、路次の人數を驅催し、上州へ下向す、公方持氏、同十六日の未の刻、武州高安寺へ御動座なり、御留守の警固、任先例三浦介時高被仰付、時高近年領地少く、軍兵なけれ、不肖の身として、如何難叶旨辭し申けれとも、御成敗嚴重たる上、先々奉隨仰、時高思ふやう、先祖三浦大介、右大將家に忠ありしより以來、代々功を積て、御賞翫他に異也、然るに當御代になりて、出頭人に覺え劣り、内々失面目無念に思ける處に、持氏公内々勅命に背き給ひ、京公方より、三浦方へ御内書を被成けれ、則此留守を打捨て、忽に逆意を起し、鎌倉を罷退、わか宿地へ歸りけり、十月三日、三浦介鎌倉を退きけれ、此由公方へ早馬を以申けれ、大きに驚き給ひ、誰を打手に遣すへき由被仰ける處に、同十七日、三浦介二階堂一家の人々と引合て、鎌倉へ押寄、大藏犬懸等へ令夜懸、數千軒の在家へ火を懸たり、鎌倉中の僧俗、上を下へと北迷ふ、營中變化の分野、目も當られぬ次第也、

## 箱根早川尻合戦の事

抑今度京都鎌倉不和と成ける濫觴、持氏關東中の禁中の御料、京方の所帶等、御支配の事不可然と諫申けれ、忠言逆耳、還而憲實を被亡、上意の儘に可有由思召ける由、京都へ聞



えけれ、大に忿り給ひ、則奏聞あつて、綸旨を賜り、御旗を被下、不日に追討すへきよし、御教書を被成ける、

被綸旨俯從三位源朝臣持氏累年忽緒朝憲近日興擅兵匪管失忠節於關東剩致是鄙輩於上國天誅不可遁帝命何又容早當課虎豹武臣可令拂豺狼賤徒者綸聞如斯以此旨可令洩入給仍執達如件

永享十年八月廿九日

左少辨資任奉

謹言 三條少將殿

右御幡に、辱も帝御詠歌を被遊と云々、  
禪振海中雲の幡の手に東の塵を拂ふ秋風

去程に、同九月十日、京都よりの討手大勢、足柄箱根二手に分押寄る、箱根への横地勝間田の軍兵共、伊豆の守護代寺尾四郎左衛門尉を案内者として、既に山を越んと志けれ、大森伊豆守箱根の別當是を聞、水呑の邊に、究竟の惡所の有ける所をかたどり、搔楯かいて待懸たり、箱根山と申、西方嶮岨にて、谷深く切れ岸高く峙り、敵を見おろし、我勢の程敵に不見、虎賁狼卒かはるく、射手を進めて戦ひけれ、敵縦何萬騎ありとも、難近付見えけれも、寄手の大勢、防く兵の小勢なれ、何まで此山に怵へきと、哀なる様に覺て、掌に入たる心地しけれ、五百騎皆馬より下り、射向の袖を差簪し、太刀長刀の鋒を揃へて、只一息にありける、大森か兵箱根の衆徒、石弓を懸、一度にはつとはなす、數萬の軍勢、是にまくり落

され、遙の深き谷底へ、人雪額をつかせて落重なれ、敵に討たれ死する着の少といへとも、己か太刀長刀に貫れて、死する者數を不知、大森伊豆守勝に乗て、短兵急に撫んと、揉に揉んで攻ける間、石巖苔滑にして、荆棘道を塞たれ、引者も不延得返す者も敢て不被打といふ事なく、横地の討死す、寺尾兄弟三人共に深手を負け、十方へ分れて落行ける、軍散して四五ヶ月、山中草腥して、血野草に淋き、尸の路徑に横たはれり、大手の軍の味かた打勝といへとも、搦手の軍勢、足柄山を越て、相州西郡まで押寄ると聞えしか、上杉陸奥守を大將として、二階堂一黨、宍戸備前守海老名上野介、安房國の軍兵を相添て、西の郡の敵に押向らるゝ所に、此人々九月廿七日、相州早川尻へ押寄、鬨聲を合、矢一筋射違ふる程こそあれ、大勢の中へ掛入て責けれ、魚鱗鶴翼の陣、旌旗雷戰の光、須臾に變化して萬法に相當れ、野草紅に満て、汗馬の蹄血を蹴立て、河水派せかれて、士卒の尸忽に流を斷、かゝりけれとも、續く味方もなし、只今を限と戦けれとも、目に餘る程の大勢なれ、憲直の頼切たる肥田勘解由左衛門蒲田彌次郎足立萩窪を初として、一族若黨悉く討死し、憲直海老名終に討負て、散々に成て落行けり、

持氏鎌倉へ飯給ふ事附鎌倉合戰事

同廿九日、持氏相州海老名道場へ被移御陣、千葉介胤直、初より憲實と御和談ありて可然旨、再三申けれとも、少も御承引なかりしか、武州府中にて、亦諫め申けるに、初も再三申けれとも、御許容なく候に、申上る條の憚有といへとも、主暴不諫の非忠臣也、畏死不言非



勇士と云事あれ、縦ひ蒙御勘氣とも、指當る一事なか申さらん、管領の全く異義なく見之給へ、召返され、本の如く政務を給り、水魚の思ひを被成、關東靜謐の謀りとを廻し、御座ますへし、彼憲實の、内に匡君の過、外に揚君美、無雙の良臣に候へ、召に參らすと云事有へからず、但讒者群狂に恐て、遲參之儀も有へし、君達を御使として、召返させ給ふへくもや候はん、某若君御伴申て、憲實を同道仕り、飯參すへき事、案の内に候と、憚所なく申けれ、當座の評定一決して、九月廿四日、既に若公御下向に究りし所に、若宮の社務尊仲、此由を聞て、築田河内守方へ以飛脚、彼御下向不可然旨、志ひて申けるを信し給ひ、若君御下向止けれ、千葉介諫言徒に成し程に、胤直大に恐りて、相州へ御動座の時、御供不申罷留る、分陪河原に安駕可參と、御使有けれ、畏て承候と申けれとも不參詰、爲關戸山御越の時、千葉介手勢引具し、神田寺原へ打出、下總國市川へ張陣、是のみならず海道の討手大手搦手一に成り、宮根の陣を破て、大將上杉中務少輔持房、相州高麗寺に陣を取、さらし是を防くへきとて、木戸左近大夫將監持季を大將として、御旗を給はりて、相州八幡林に陣を取、篝を焼て待明す、又憲實追討の爲に、下向し給ふ兩一色の人々も、相伴ふ軍兵の、管領の方へ驅付けけれ、手勢計にて、大敵を可除様なくして、一戦にも不及、同四日海老名の御陣へ引返す、上杉安房守數萬の軍勢を相具して、同四日上州を打立て、同月十九日に分陪に着陣す、是を見て御旗本に有し人々、御内外様の侍奉行頭人に至る迄、公方を捨置申、管領の勢へを馳加はる、今の宗徒の御一揆、普代舊功の御勢より外の、残り止る人もなし、去程に同十

一月一日、三浦介時高を大將にて、二階堂の人々、持朝の被官一味同心して、大藏の御所へ押寄ける、折節警固の兵少なけれ、案内の知たり、大庭へ亂入る、御所方の人々、若公を扇か谷へ奉落て後、殿中鳴を靜て待かけたり、三浦介を始め、一枚楯を引側め、門の内へ込入れ、甲の鉢を傾け、鎧の袖をゆり合、切捨て、天地を動し、火を散す、切て落し、突落し、爰を先途と防けるか、寄手若干疵を被て、一度にはつと引たりけり、寄手の大勢なれ、追出せ、荒手を入替、責入々々戦けれ、築田河内守、同出羽守、名塚左衛門尉、河津三郎を初として、防矢射ける人々、一人も不殘討れにけり、去程に方々より亂入、人々の屋形に火を懸、神社佛閣に入て、戸帳を下し、神寶を奪取、狼藉止事なかりしか、三浦介か被官佐保田豊後守、馳廻て制止てけれ、軍勢暫く靜りけり、同十一月一日、長尾尾張入道芳傳、爲鎌倉警固、分陪を立て上りける所に、同二日、持氏海老名より歸らせ給へ、相州葛原にて參合、あはや敵と見てんけれ、御供の人々、甲の緒を止め、馬の腹帯を固めて、色めき渡る所に、一色持家を御使として、憲實の代官芳傳か方へ被仰ける、累祖等持院殿、天下の武將たりしより以來、汝等か先祖上杉民部少輔長尾彈正、當家譜代の家僕として、主従の禮儀を不亂、而に重代忘餘、身恩穩に不伸子細、大軍を起す、是縦持氏を滅すとも、天の譴を不可遁、心中に憤る事あら、退て所存を可申、但讒人の眞偽に事を寄せ、國家を傾んどの企なら、再往の問答に不及、自害白刃の前に命を止め、忽に黄泉の下に汝らか運を可見と、只一言の中に若干の理を盡して被仰けれ、芳傳馬より下り、いやく是迄の仰を可承と不存、只讒



臣憲直直兼欠文アルカ不誤所を申披き、讒者の張本を承て、後人の惡習を申こらさん爲にてと、楯をふせて畏る、依て憲實申給に任せ、憲直直兼罪科に可被處と被許けれり、芳傳喜悅の眉を開て、則裝束を改め、遂出仕銀劔一振進上す、則又御劔を被下けるにそ、諸人皆色を直し、安堵の思を成けれり、子細なく鎌倉へ歸らせ給ふ、芳傳御供申ける、永安寺へ入らせ給ふへきと、御駕を進めける所に、三浦介か郎等佐保田豊後以下、八幡宮邊赤橋に馳塞り、凱の聲をそ上にける、依て御駕を被返、淨智寺へ入御なる、芳傳大に忿て、豊後に近付、以の外狼藉なりとて、荒らゝかに申けれり、赤橋の軍勢引退ぬ、扱こそ事故なく、永安寺に入らせ給ける。

持氏御出家并憲直以下自害の事

同月四日、金澤の稱名寺といふ律宗の寺へ移らせ給ふ、猶も角てり始終の御身の爲惡かるへしとて、世に望なく御身を捨られたる心の中知せんといや、同月五日に御髪を落し給ひけり、未強仕齡幾程も不過に、剃髮染衣の姿に皈し給ひし事、盛者必衰の理とい云なから、方見かりける事とも也、法名をい長春院殿揚山道繼とそ號し奉る、同月七日、長尾尾張守入道大將として、憲直以下の讒臣退治の爲に、數千騎金澤へ發向す、憲直も一色も運の窮達を見て、有是非を不悲、主憂則臣辱らる、主辱らる則臣死すと云り、今何の爲に命を惜むへきとて、心閑に最期の出立して、靜り皈て居たりけり、去程に追手の大將芳傳入道、あはひ半町計に成て、馬を一足に颯とかけ居へて、同音に鬨を作る、直兼の郎等草壁遠江と名乗、紺糸

の鎧に、同毛の五枚甲の緒をしめ、瓦毛なる馬に乗て、最前に進み、父子四人少も不擬議大勢の中へ懸入、馬烟を立て切合けるか、切てり落し、八方をまくりて、一足も不引討死す、是を見て、帆足齋藤饗庭場喜、并板倉西大夫以下の侍、聲々に名乗、敵の真中へ會釋もなく懸入て、一騎も不殘被討にけり、其隙に直兼父子三人憲直父子二人、并淺羽下總守以下一族門葉の人々、心靜に念佛申、指違々々算を亂したるとくに、重り合て死にけり、憲直の次男上杉小五郎持成、山の内の徳善寺に在けるか、是を聞て乳母の鱸豊前を呼、已に自害に及ひけるか、又居直り、硯を取寄、筆を染て、辭世の詞に云

合受百年煩惱業、今朝端飯轉身清、滅却心頭化、緣盡本來空 性行

くるくゝと押疊み、西にむかひ手を合、念佛百返計唱へて、雪の肌を押肌抜、九寸五分の刀を抜、左の脇より右の乳の下迄引廻す所を、豊前守後より主の首を打落す、其太刀を取直し、己か心もとへ、鏢本迄指貫てを失にける、譽ぬ人こそなかりけれ、其外三戸治部少輔をい永安寺の内、平雲庵と云寺にて、長尾出雲守討てけり、海老名尾張守入道、六浦引越の道場にて自害しぬ、其弟上野介をい、上杉大夫持朝の家人とも取籠、扇谷の會下寺海藏寺にて腹を切ける、此人の兄に似して、公方へ度々諫言を以、世上無爲こそ肝要に候へと、申上られける由聞えけれり、命計助け置へき由、管領以專使被申けれと、其使以前に自害しける、不運の至り餘りあり、若宮の社務尊仲も被生捕けるを、是の張本の讒人なれり、尋仰らるゝ事もあへしとて、京都へ上せけるか、終被誅とかや、同月十一日、持氏永安寺へ歸り入せ給ふ、上



杉修理大夫持朝、大石源左衛門尉憲儀、千葉介胤直等、番替て奉警固さなから禁籠の如くな

持氏満貞御最期の事

去程に持氏の御命計助け奉り、自今以後、政務綺ひせ奉るまじき由、再三京都へ被申けれど、年來の無道重疊せり、奢侈梟惡不誠におゐて、後日の禍となり、天下の變親なるへしと評定有て、終に可奉討に定りしかり、永享十一年二月十日、持朝胤直奉押寄、永安寺を稻麻竹葦の如く取巻、打圍て御自害を奉勸、依て御近習祇候の人々是を聞て、木戸伊豆入道、冷泉民部少輔、小笠原山城守、設樂因幡守、印東伊勢守、武田因幡守、加島駿河守、曾我越中守、設樂遠江守、治田丹後守、木内伊勢守、神崎周防守、中林壹岐守、敵の中を破て、卿手十文字に懸散さんと喚て蒐る、追つ返しつ、引組々々差違、寄手左右へ颯と分て、散々に射る、御所方引色に成けるか、取て返し討死す、満貞の御馬廻り、南山上總入道、同左馬助、里見治部少輔、今川左近入道藏人、二階堂伊勢入道、同民部少輔、下條左京亮、逸見甲斐入道、右川民部少輔、新五十郎左衛門尉、岩淵修理亮、泉田掃部助、横合に懸て、兩方の手騎を追ひまくり、真中へ會釋もなく懸入て、引組て落差違て死す、其間に公方持氏、御舍弟満貞御自害、哀成ける次第也、御馬廻り舊功の人々も、一人も不殘討死す、神妙にこそ見えにけれ、二階堂信濃守、此公に深く頼まれまいらせたりしか、如何思ひけん、御没落以前より、行方不知落行けり、同廿八日、若公義久、十歳にならせ給ひけるを、奉討へき由聞えければ、報國寺に御坐せしか、

人々馳集て、此由申されければ、佛前に焼香被成、念佛十返唱へさせ給ひ、御守り刀を引ぬき、左の脇に突立て引廻し、うつふきに伏給ふ、哀といふも愚也、討手に參し人々、一同にあつと感して、袖を顔に押し當て、泣々歸り參りけり、梅檀の二葉より香はしと、是等之事をや申へき、天晴武門の棟梁ともならせ給ふへき御器と、惜まぬ人こそなかりけれ、

憲實出家之事

于茲管領上杉安房守憲實、まはらく關東の成敗を司て、鎌倉に在しかり、諸大名頻に媚をなし、彼下風に立んとを望ける、元來忠有て誤なしといへとも、虎口の讒言に依て、君臣不快となりし事を思へり、未來永却迄の業障也、公方連々京方御退治の企を申止めんとて、度々上意に背し故なれとも、有爲無常の世の習、明日をも不知命の中なれり、因果歴然、忽身に報せん事を思ひ、又譜代の主君を傾け奉る、末代の嘲を恥て、其身の罪を謝せん爲にや、俄に出家し給ひて、法名を高岳長棟庵主と號す、舍弟同兵庫頭清方を、越州より呼寄て、子息成人の間の名代と定て、管領を譲り、永享十一年己未六月二十八日、長春院へ參詣して、公方の御影の前にて、焼香念佛し、泪を流して申されければ、臣今度讒者の申様にて、御勘當を蒙り、不意御敵と成る、雖然心中に無不義、宜在天鑑と云もはてす、腰の刀を引抜て、左の脇に突立給處を、御供の侍高山越後守、那波内匠介、走寄て懷付、御脇差を奪取、其時皆々馳集て、屋形へ還し奉て、能々養生し奉れり、定業ならぬ事なれり、程なく平癒し給ける、同十一月二十日、山内殿を辭し、藤澤へ御出あり、猶も世間物憂て、同十二月六日、伊豆國名越の國清寺に引籠

大所藏一  
本此章一  
以下直移  
以山星移  
湘山道記  
集田草而  
之文有異  
行大旨無  
同異者總  
稱曰者山  
星移集題  
下註永享  
記六小字  
今歸小中  
之六小字  
曾清對一  
校借對一



り給ひけり、

結城籠城事

同十二年庚申正月十三日、一色伊豫守鎌倉を落て逐電し、相州今泉に有と聞えければ、あは  
や天下の亂近に有と云程こそあれ、今度降人に成て命を續たる人々、世の聞耳を口惜く思、  
哀謀叛を起さはやと思けるに、所願の幸哉と悦て、即興力して、密に寄合々々評定すと聞え  
ければ、事の大にならぬ先に退治すへしとて、長尾出雲守憲景、太田備中守資光を大將とし  
て、相州今泉の館に押寄せければ、國內通計して、往方不知落にけり、依て同類なれりとして、舞  
木駿河守持廣を、長尾入道芳傳か方へ謀寄て、管領へ出仕をいたし、本領安堵可然と云け  
れば、持廣實と心得、太刀一腰馬一疋用意して、正月廿二日、尾張守か宿所へ行ければ、究竟  
の兵共五十人物具せさせ、竊に是を隠置、亭主出合、勸酒好時分を見て、前後左右より出合、  
持廣を討てけり、持廣か寄騎の侍、赤井若狭守、腰刀許にて切て入る、尾張守か郎等數多討  
取、終に討死してんけり、爰にまた故長春院殿の御子達、去年御滅亡の刻、近習の人々日光山  
へ落し申たりけるか、其後は禪院彼律寺に一夜二夜を明し、世上の様を隠聞てまませしか、  
何まで斯て可有、急一味同心の輩を招き、再關東を治め、先考の鬱憤をも可散申とて、便宜  
の大名を憑まれける所に、結城氏朝無二奉被憑、子息七郎光久御迎に參られける、其後氏朝  
家老一門を召集め、此條如何と評定す、家老とも未被申御請とおもひければ、水谷伊勢  
守築修理亮同將監黒田民部丞一同に申ける、當家の及累代差せる名家にあらざれども、

春村云以  
下鎌倉大  
草紙卷三  
に同し

代々與義士、一日も未取不忠之名を、依之關東にて、誰か漏し可申なれば、若君達の憑敷  
思召事、さる事なれども、去年の一亂に、京方へ御和談ありしか、京公方も管領も、殿を  
二心あらしと深く頼み給ふ處を引替、謀叛の張本とならせ給ふへき御恨何事をや、人而無  
遠慮、則必有近憂と云へり、能々可有御思案と申も終らず、厚木掃部介馳參して、若君達御  
入有と申處に、氏朝の一男結城七郎御供申し、若君御入有ければ、家老一門大に驚き、扱々是  
程の一大事を、吾々に被仰合迄にも不及、思召立事、人々を肩共思召さりけるをや、今度の  
御大事に逢て無詮とて、水谷以下四人の家老共、髻切て一同に遁世者とをなりにける、其中  
に水谷伊勢守許様々問答して、亂を見て捨る、弓箭の道ならず、無力所なり、討死するより  
外之事有問敷とて、取て返す、殘三人の終に出家入道まてんけり、然とも近國他國の牢人、并  
に志の大名少名馳集り、結城の城に楯籠る、元來構密なれども、俄に又大堀を堀、塀を塗り、櫓  
を搔せ、見せ勢を出し、御旗を打立、白旗赤旗二引左巴釘貫穀の葉の紋書たる旗とも、其數風に  
翻て充滿たり、又野田右馬介を大將として、矢部大炊介以下、古河城を繕て楯籠る、此由早馬を  
以て、京都へ披露しければ、急可追伐由、被成下御教書、御旗を下され、依之自管領清方、武  
藏國司上杉同廳鼻性順に罷向ひ、可有退治と下知し給へり、無勢にて難叶と申けるにより  
て、長尾左衛門尉景仲を加勢として被進ける、同三月十五日、兩大將二手に成て、鎌倉を立つ、  
性順の苦(苦又芳)林に張陣、景仲の入間河原に取陣、馳付勢を待居たり、又其比新田中佐野  
小太郎高階傍士飯塚修理亮桃井か被官の輩、野田右馬介か郎等加藤伊豆守以下、御所方に成



て、足利莊高橋野田の要害に馳集て揚旗、可討平一(上)州評定す、上州之守護代大石石見守憲重、當國一、揆を催促して是を退治の爲に發向すへき由相觸る所に、兩以大草紙補之、方の安否をや伺けん、一人も不應催促、然れども非可默止置とて、手勢許にて、四月四日同國角淵に出陣す、去程に近所の人々、少々馳付ける程に、是を待合せ、同九日、高橋の城へ押寄、堀際に楯を突雙へ、大勢を一所に集め、向城の如くに備へたれり、城に籠る敵の軍勢、機を屈し、勢を吞れて、不叶とや思ひけん、寄手の大勢なり、城の構へ、未始終如何あるへし是を落て、重て可起大軍とて、其夜拂城引て行、雜色國府野美濃守同舍弟等殘留て、爲大石討れにけり、鎌倉の警固に、三浦介時高、同四月廿日馳參る、又上杉中務少輔持房、同五月一日京都の御旗を帶して、鎌倉へ下向す、上杉兵庫頭清方、同修理大夫持朝、四月十九日、鎌倉を立、在々所々を催促して、軍勢を集らる、東海道に不及申、武藏上野の一揆の輩、越後信濃之軍勢數萬騎馳集事、不違註之、亦安房入道長棟禪門も、伊豆國に御座けるを、京都より頻に被仰ける程に、同四月六日、伊豆國を立、山田庄へ歸參り、長尾郷に令滞留、同五月十一日、神奈川へ出勢ある、

村岡合戰事

同七月一日、一色伊豫守、武州北一揆を相語ひ、利根川を馳越て、武州の一騎須賀土佐入道か宿城へ押寄、悉く燒拂、須賀か郎等共暫支て討死すと聞えけれり、同三日、廳鼻性頼、長尾景仲、成田の館へ發向す、一色少も不驛、馬を東頭へ立直し、閑に敵を待懸たり、兩陣馳合、追つ返つ、烟塵を捲て戰事十餘度に及へり、一日戰暮し、夜に入れり、相引に及けるに、同四日、

兩方戰屈して見えけるところに、一色方へ馳加る軍兵雲霧の如し、味方に加る軍兵、入西にハ毛呂三河守、豊島に清方の被官の輩許にて、以の外無勢也、此勢許にて如何にと引色に成處に、伊豫守是を見て、すはや敵の引けるを、何迄も追蒐て、討捕者共とて、荒河を馳渡し、村岡河原に打立る、乘勝所のさる事なれども、無手分の沙汰も、事體餘りに周章して見えたりける、性順景仲、只一手に成て、魚鱗に連て、荒手を先に立、蜘蛛十文字に懸破しかり、伊豫守急に討負、一返も不返、手負を助けん共せず、親子の討るをも不顧物具を捨て大双紙小江山迄引退、其より散々に成て落行ける、修理大夫持朝、此由を聞て、岩筑より後詰の人衆を出しけれとも、軍の退散しけれり、引還し給ひける、勝豊後守逆徒に與してんけれり、同七月廿五日、足利の町屋にて、同名八人爲持朝被誅にき、長棟庵主、七月八日、神奈川を立、野本唐子に逗留し、同八月九日、小山庄祇園の城に著給ふ、其比信濃國住人大井越前守持光、御所方に成、揚旗、曰井峠迄押來ると聞えけれり、爲防之、上杉三郎重方、國分に取陣、爲相州警固、上杉修理大夫、相州高麗寺の下徳宣に取陣、又箱根別當、大森伊豆守元來無貳の御所方なりけれり、爲結城後攻、馳參共申けれり、今川上總介、平塚に取陣、蒲原播磨守、國府津の道場に陣取て待懸たり、持朝與管領清方の、路次の軍勢を驅催し、同七月二十九日結城にこそ着給ふ、

結城落城の事

彼結城城と申り、天然形勝の地、要害之便有、兵糧卓散にて、籠る所の人々の、一騎當千の兵

澤山



なれり、力攻に落かたし、城中の人々の、結城中務大輔、同右馬頭、同駿河守、同七郎、同次郎、今川式部丞、木戸左近將監、宇津宮伊豫守、小山大膳大夫、子息九郎、桃井刑部大輔、同修理亮、同和泉守、同左京亮、里見修理亮、一色伊豫六郎、小山大膳大夫、舍弟生源寺、寺岡左近將監、内田信濃守、小笠原但馬守、(以下大)究竟の軍兵數を盡して籠りける、寄手の八方を包て攻寄せたれり、先陣の方の惣大將清方、諸卒を下知して張陣、西へ上州一揆、乾の持朝を大將として、安房國の軍兵、坎良の京勢并宇津宮新右馬頭、土岐刑部少輔、上杉治部少輔、小田讚岐守、常陸の北條駿河守、震巽の越後信濃の軍兵、武田大膳大夫入道、南の岩松三河守、小山小四郎、武田刑部、武藏一揆、千葉介、上總下總の軍勢也、敵の陣味方の間、僅に三町許を隔たり、其間に大堀二重堀逆茂木を引、是の城中の兵糧運送の路を止ためなり、清方持朝千葉土岐等か陣の前に、十餘丈の井樓を二重三重に組上たり、然とも城中に死生不知の盜者共、是を先途と捨命戦ふ、寄手の功高く、祿重き大名共か、只味方の大勢を憑計に、誠吾一大事と思ひ入たる事なけれり、毎日の軍に、無不乘勝事、因茲城衆聊雖爲得機、寄手の日本半國の兵、四方に成圍、味方の此城一ツにて、始終如何か有へからん、城の本人氏朝の舍弟山内兵部大輔、降人と成て、管領の方へ出てにける、是の若討負結城一門今度絶終らん事を歎て、爲可續結城之跡とを見し、即屬長沼子細を申けれり、即蒙免許、可在陣由宣ける、管領上杉兵庫頭、以太田駿河守、諸大將へ合戦の意見を尋給ふ、宇津宮右馬頭申けるり、結城事非他國事、某如以前一族被官同心申候者、可退治事不可借他力、雖然近年無勢罷成、其上此城

如此大勢籠候への無及力、他國之軍勢御發向無面目候、急て御責尤と存候、自然攻損手負多く出來なり、古河山川の御敵、乘弊蜂起出張せり、勇々敷御大事なるへし、信濃の大井、甲州の逸見等縦五百騎千騎出張候て、後攻に來候とも、此御勢にて御退治容易かるまし、御延引候ても、敵の勞れたる様に御計ひ尤と存候と、餘義もなげに申ける、長沼か申けるり、此城殊に寄手大勢にて候得り、致惣攻候は、外城易攻候へし、然とも先年某か要害僅の事候得とも、被向御所之御旗に、桃井岩松以下之人々、七十日迄責しか共、某手勢軍兵三十騎、上下百餘騎にて、度々討勝、御敵被討、況や是の廣大の名城、數萬の軍勢籠候得り、山川以下案内者に相謀て、以策可攻候覽、但愚按短才の身、非可編申公義を、兎も角も可隨御下知候と申す、京勢仙波常陸介申けるは、去年永安寺にて、長春院殿御最後の時、隨分四方の警固たりしか共、此君達を落し申させ、及箇様の御大事候、況や是の大城にて合戦の紛、二三人も落させ給へり、重ての御大事不遠候得り、能々廻謀、急可攻城候、若猶豫の評定候者、必可有後悔候、但當所不按内にて候者、諸勢の僉議に任へくとを申ける、城中の兵共、構究竟城、爲積置數萬石兵糧者、見勢程懸合々々合戦をする共、又籠て戦とも、一年二年の内、に容易に落されし物をと、初の勇言ける、凱箭叫の音、毎日止隙なく、上の梵天四天王、下の黄泉金輪際迄響らんと覺えける、要害善けれり、寄手敢不近付得、城中の兵被圍四方、氣疲勢滅しかり、懸合て不戦、打立て不及散、敵互に掛目對陣して、徒にのみを過しける、去程に改年立回り、翌永享十三年辛酉、改元有て嘉吉と云、四月十五日、大將兵庫頭清方、向諸軍宣



ひけるい、自昔攻敵城事、對陣而雖有送二三年事、其い五百騎千騎の國諍也、是の日本半國の勢か向て、一城を攻兼て、當地にて數月不及合戰、而徒煩皇(里)民事非本意、京都の公方も定て、未練にを思めすらん、且可爲末代の恥辱、明日吉日なれい、可有惣攻と相觸、嘉吉元年四月十六日辰の刻に打立、靡旗進兵けれい、城中の兵共、元來機變蒐引心に得て、死を一時に決たる氣分なれい、何かい少も可擬議、大勢の真中に蒐入々々懸散し、鶴翼魚鱗に連て、東西南北に爲惱、馬足不留敵の勢を驅靡たれい、朱に成し放馬不知其數、蹄の下に切て落したる敵、算を亂して臥たりける、蒐りける處に、如何成野心の者のまたりけん、城の櫓に火を放ち、時節大風吹落、塀(城)の内へ吹懸、屋形城中一字も不殘焼けれい、防兵共烟に咽て、悉く東西に失氣引ける間、寄手乘機、追懸攻ける程に、引立たる者共か、難所に追懸られ、なしかいよるへき、城の東の切岸田川に被追入、被討、溺水者其數ををらす、一日の合戰に被討兵數萬人、籠る所の人々、一人も不殘討死す、惣大將安王との春王殿をい、越後勢の大將長尾因幡守虜申ける、則乘籠輿に御上洛とを聞えし、其御弟六才にならせ給ふをい、御乳母潜に落し奉りけるを、伊佐の庄にて、小山小四郎生捕申ける、小山大膳大夫兄弟の落たりしを、長尾因幡守に被虜、是も京へを上げる、同十七日、可被攻古河城をよし、被相觸所に、野田右馬介以下の人々、結城を爲根城と楯籠けるか、聞落城之由を、寄手未近以前に、舟に取乘て、不行方知落にける、矢部大炊介以下殘留て、野田讚岐守に被誅ける、又今度所討捕首共、同十七日、被付著到、被遂實檢、惣大將上杉兵庫頭清方、小具足許にて出給へい、侍所長尾

出雲守憲景、紫下濃の鎧に、鍬形の五枚冑、瀬下治部少輔景秀、黒糸の鎧に同毛の三枚冑、鹿の角を打立て著たりける、此兩人付役にて、其外伺候の人々半袴にて參ける、見てける大名小名僧俗貴賤、哀かな、昨日迄も詞を通し、雙方見馴し朋友なれい、拭泪を悲あへり、大將分の首二十九、若君に添申し、五月四日、京都に著、若君を濃州垂井の道場金蓮寺迄、兩佐々木參迎て、同五月十六日、御兄弟共奉害、是歳十三十二に成せ給ひける、自關東上る處の頸共い、六條河原に被懸ける、若君の乳夫二人、徳利文左衛門漆桶三四郎共に出家す

成氏の御事

去程に關東鎮りけれい、憲實彌世を物憂思て、徳丹清藏主二人の子を相伴ひ、諸國修行に出給、三男龍若丸をい、伊豆の國に打捨給へい、上杉之一門家老寄合て、奉祈(訴)京都、關東にも、公方管領なくて不叶事なれい、故長春院殿の末の御子永壽王殿とて、信濃の住人大井越前守持光か隱置申けるを取立、元服有て、左兵衛督成氏と號す、龍若丸を元服させ、管領に居申ける、右京亮憲忠是なり、山内殿に移り、長尾一家の長者共左右に相連て、政務を補佐し、關東無爲になりけるか、蒐る所に、幾程なくて、嘉吉元年六月廿四日、赤松左京大夫滿祐、京都四職の其一にて、無雙の出頭人なりけるか、企逆心、其頃の公方普光院殿義教公を奉討ける、其前にて一の不思議あり、縦い京都室町殿の御殿の或小座敷に、二寸計の人形數多出來て、猿樂をしけるに、鶺鴒の能をを囃しける、諸人不思議に思ひ、集て見て、餘りに珍事なればとて、彼人形散々い、成し時、一ッ捕て入鳥籠置しかとも、食物をも不知い、頓て其儘飢死

參ける迄  
草紙の中  
卷の本文  
に次ぎて  
大名小名  
の城討首  
級の交名  
中巻終る  
是より後  
は別紙に  
り



けると聞之し、其後程なく、赤松入道の館に有御成て、御遊始りけるに、猿樂等舞臺に出  
て、鶉飼をを拍子ける、能未終に、軍兵ともを隠置て、切て出、奉討公方を申て、天下黒闇に  
成はて、本國播州へ馳下、己か城に楯籠る、細川畠山山名各責下、討捕赤松を、義教公の若  
君義政公を奉備征夷大將軍に、天下如舊の成にけると申せとも、已澆季に及驗にて、臣  
弑君子敵父世と成て、下尅上奴原か、王公貴人をも不恐翔ふ有様、時節到來とい申なから、  
三年の内に忽報て、京都公方の御生害に及はせ給ふ、因果の程こそ怖けれ、關東の管領憲忠、  
雖若輩也と、涯分執行政道を、責己施徳しか、國豊に民樂む、是は扇谷修理大夫持朝の  
智にて在せしか、持朝以下の御一門、政務を補佐し給へ、國靜にして、十ヶ年の春秋を  
送迎る所に、享徳三年甲戌十二月二十七日、公方成氏、鎌倉西の御門にて、管領右京亮憲忠を  
被誅けり、是者父長春院殿持氏、爲憲實か被亡給ふ事を、御思召ける故に、上杉一家を有御  
退治可奉止御憤との御企とを聞之し、爰に上杉の老臣、長尾左衛門尉入道昌賢、知謀無雙  
の古兵なりしか、廻謀其比上杉民部大輔顯定十四才にて、越州におはせしを呼越申し、楯  
籠上州の境に、與公方家及合戰事已に四ヶ年なり、竟に退治八ヶ國の軍兵を、而顯定移山  
内殿に、司關東の成敗を、可爲執權之由、自京都御教書到來す、公方成氏終に討負給ひて、  
打捨鎌倉下總國下河邊庄古河の郷に被移居給ふて、奉申古河御所とける、自是關東大に  
亂れ、三十餘年、在々處々の戦ひ、一日も靜成事なし、委く記さ、筆の海も底竭すへし、され  
に此時、山内殿顯定、扇谷殿定政持朝子此二人、與公方家の侍、或敵となり、或者閔となつて、鬨争

更無止時、依て國弊民窮、年貢をも不脩、王化をも不恐、利潤を先として、暴惡頻りなりけれ  
に、只國土可滅亡時節到來しぬと歎あへり、

堀越御所御下向之事

兎角自京、被出御馬、被靖四海逆浪、可然とて、勝鏡院殿政知義教公御子伊豆の北條へ御下向あ  
つて、被立御旗しか、關東中の不及申、伊豆駿河甲斐信濃の軍勢參集、不靡草木も無け  
り、先達て被下御教書、其書曰

就關東發向事に、可相觸出羽陸奥兩國之軍勢等條々、

一成氏誅罰未落居之事

右敵及鋒楯、挿不忠構私曲之條、非疑貽々於進發不參之族者、一段可被經其沙汰矣、

一諸軍士多勢無勢之類出陣之事

依分限に各可勵忠節之處、御成敗於難澁之仁體者、可註進交名、但可隨在處之遠近、

子細同前也、

一關東隣國之士卒等出陣之事、不可准遠國所亦可遲々一條、且令存野心歟、且引組朝

敵輩(畢)、太(大)難遁、避其科所詮左右一途に、可仰付近所之輩焉、

一官軍等猥稱有遺恨之族、着陣之日、對顔之義不快之類、事互閣宿意成和融之様、可專

忠功由、被仰出候事、

一諸勢雖遂參陣、不請大將之儀、任雅意之事、甲乙人等共以被停止者也、所詮云手負之



淺深云當病之輕重可有糺明之沙汰焉、

右任條目之旨、嚴密可觸廻之、依忠否之次第、每度載起請文、其詞註進於戰功、者可被恩賞之趣、皆可申合軍兵等矣、

寛正二年辛巳十月日

去程に堀越殿伊豆國に御座ける程に、關東の兩上杉、已に公方と奉仰、政知卿有御逝去、御子茶々丸君を北條に留め給ふ、是を後に成就院と申ける、山内扇谷の兩管領、東海の掟を司り、關東の執權たり、中にも山内殿の、上杉の惣領にて、長尾一家の長者とも、家を補佐し、政務を執行ふ、上州越州武州等、分國なれり不及申、其外家來共の領知も廣大なれり、軍勢凡二十萬騎とぞ記しける、扇谷殿の、上杉家にては庶流にて、分國も少し、御家老にも大軍の兵なし、漸々山内の家中、長尾の領知程ならてはなし、少身なれども、大將定政智謀深き人にて、諸家も重く、萬人傾首寄心、中にも家老太田備中守入道、智仁勇の三徳を兼たりき、君明に臣正く、國福あれり、其下の軍勢、何も義を專にして畏天命、國土豊饒にして、民富佞人自ら去、賢臣更に集しかり、大家の山内より人の渴仰も多かりき、古河殿の、只公方の御名計にて、御牢人の體なれり、分國もなし、築田一色とて、御家風少々ありまかとも、軍勢も領知も少けれり、増て東國の成敗を綺はせ給ふ事もなし、然とも公方家の舊功を思人々も有繫多けれり、今更上杉の下知に付なん事も口惜とて、上州武州兩總州之間にて、上杉の兩勢と公方家の軍兵と、國を争ひ處を論し、挑戦ふ事限なし、

京都軍之事

關東のかく亂しかとも、五畿内西國の靜なりし處に、應仁元年丁亥五月二十六日、京都に合戦起て、天下大に亂ける、其由來を傳聞くに、其比公方義政公、可續御代無御子、而淨土寺殿を還俗せさせ奉り、爲御養子奉爲續公方しに、其後實子の若子出來給へしかり、公方は是を取立申て、御代を續せ參らせんと思召て、御臺所の御方より、山名右衛門佐持豐入道宗全を憑せ給へり、淨土寺殿號今出川義視管領細川右京兆勝元、京極武田以下一味同心の大名を引率し、謀叛を起して、今出川殿を取立公方に仰き申さんとす、山名入道昌山義就以下一味して、若君を取立申さんとて、京都に有て大合戦あり、洛中燒拂けるとぞ聞えし、

古河城の事

其後世治り、公方御代を續せ給ひしに、又關東の彌亂て、文明三年辛卯關東の公方成氏、古河の城をも爲上杉被責落、憑千葉介爲遷千葉城給ふ、世已に雖及澆季、偏に衰行の今の武士の心根なり、弓矢取の本意にて、死を善道に守り、名を義路に不失とこそ嗜へきに、僅の欲心を含て、譜代の主君を傾け、聊遺恨を憤て、年來の恩顧を忘れ、忽に背て敵となり、閑味方となる、等持院贈左府公、爲武將以來、戴恩荷徳事、諸人皆是幾千萬をや、持氏將軍御運盡果て、終に御自害の後、諸家忽に翻て、鎌倉を追落し申、剩古河城さへ落させ給ひし事、如何に口惜く思召けん、然とも末世雖及濁亂、有繫日月未墮地に在るしに、隨ひ奉る者多くして、其後度々の軍に打勝給ひ、終に君臣和睦在て、文明九年丁酉七月十七日、古河



の城へ、還入らせ給ふ、其比の御歳四十二歳にならせ終ふ、即古河の續、關宿の城に、築田中務大輔を被籠、成氏之移らせ給ふ、故下河邊庄司行平か館と聞えし右河城也、其後城南鵠の巢と云處に在御所作て、自京都御和陸の事調りて、關東の權柄をこそ、御心に任せ給はねとも、兩上杉も八家も、先古河殿と崇申けり、所謂八家とい、千葉小山見佐竹小田結城宇津宮那須是なり、此古河の城、昔日源三位（賴朝政卿）の御弓の師と聞えし、下河邊庄司行平より代々住ける舊館なり、城南東方に龍崎と云所に、有源三位賴政之廟、一説伊豆守仲綱尋其來由、三位入道於平等院自害之後、郎等下河邊三郎行吉と云人、此地之住人也けるか、賴政の首を討て、衰老の頸を獄門にさらさん事を、無念なりと宣しとて、不違遺言、作山伏之姿、彼首を入桶納笈裡、諸國修行して後歸本國に、此處に笈を置けるに、此笈少も不動、大石のとく、是の不思議なり、此地に住せ給へき験にやとて、此館の鎮守に奉祝、崇一社神、金銀幣帛の祭奠、蘊藻の禮物、善盡美盡せり、されの靈神感應、日々に新にして、當城凶事有らんとて、此社鳴動す、其驗揭焉也、此社前に、菩提樹生たり、奇特なりける事多かりき

太田道灌之事

爰に扇谷の老臣太田備中守資清入道道眞者、武州都筑郡太田郷地頭也、此人若年よりも文道に心をよせ、政道を佐け、武備を以て亂を治めける程に、關東の諸將靡隨事、吹風の草木を如動すか、道眞の一男鶴千代丸とて、世に隱なき童形あり、九歳の比より學聰に入、十一歳の秋迄終に不歸、父家、螢雪の功積て、五山無集の學者たり、十一歳の冬の比、父入道の方へ

信名藏本  
太田道灌  
條以下無  
之爲是以  
下宜削去

文を造て送りけれり、其時父始て家へ迎へ取給ふ、其名譽天下に聞えし程に、管領の重寶、政務の器量共可成とて、自山内殿、彼兒を有御所望しかとも、扇谷殿萬金にも不換とて、彼鶴千代を召寄給ひて、頓有加冠、太田源六資長と號し給ふ、後に備中守といふ、道灌是也、此人十能七藝に心を寄て、好所一として無不顯名、されとも和歌の道、父の入道に少劣りや侍らんとも沙汰おけるとなん、其後彌鎮入學窓、専ら五常守三徳、鑑和漢之記録賞罰是非を分て、善惡明察にして、慈悲を行給へり、諸將是を重しめてなしける、謀を行ひ、張良か傳へし道を學ひ、陣を破る事、孫吳か秘する術を得たり、扇谷殿、山内より分國の少く、軍勢も微なれとも、太田父子の善政を聞及ひ、武功之者集事不知其數、武道未練の族、自身を退ける、依て人も禮を學、公方管領も聞義諮道給ふ、されは大名高家も重之、萬民傾首をけり、今の如ならり、末々扇谷殿、上杉家を主とり、關東の一向に彼下風に隨ひなんと、人々さ、やきけれり、山内殿の御内の侍、并越後の相摸守房定も、偏執の思を成し給ふ、其比資長思ひける、上杉關東を治る事三十餘年、果報の淺深により、聊國を治と云とも非眞實、山内殿雖大名、昌賢死去の後、彼一流も一人而善政を不爲、欲心熾盛にして、君臣の禮をも不思、只空他の國を我者にせんと許の貪心多し、國家亂ん事近かるへし、然者當方に、諸大名可隨付事無疑、如何にもして取名城、大勢を籠んと宣ひける、扱資長の、武州荏原郡品川の館に居住たりしか、有靈夢告とて、同國豊島郡江戸の館に移り給ふ、勝れたる名地に、雖無山見下四邊を、有入海爲諸國往還の便、誠に目出度處なれりとて、此城を靜勝軒と



號す、康正二年丙子の年より始て、長祿元年丁丑四月八日に、功匠の功成就さけるとを聞えし、峻宇高臺の雲を凌ぎ、松風の薫篇を動す聲も、萬歳をとなへる響かと疑ひる、白峰の金屏に映するの、千秋の窓雪を合るに似り、寶塔の林間より見たるの、遠寺を畫くに似たり、釣舟の蘆邊に浮めるの、歸帆を移かど訝、西湖十景もよそならず、此城之景を述て、五山の名宿詩を題せり、

景臣(正宗)

兵鼓聲中築受降

聞君延客日臨牕

風帆多少載詩去

吹雪士峰晴墮江

龍澤元イ

籍々威名關以東

又知天下有英雄

鼓聲(鞀)不起城邊靜

驅使江山入穀中

景三(相國寺横川)

江戸城高不可攀

我公豪氣甲東關

三州富士天邊雪

収作青油幕下山

見(有)人聞者賞歎するに堪たり、太田資長、是歳二十五才迄、數多の城を取しかども、此城に勝りたるの無とて、登櫓四方を詠め、一首の和歌あり、

我庵の松原遠く海近し富士の高根を軒端にを見る、と讀れしより、此江戸城此櫓を富士見亭と號す、

長祿元年、管領廣感院殿年十四歳にておはしけるか、太田入道命して、武州河越の南仙波(南波)城を、今の河越三芳野郷に移し、要害の繩張畢て、即城を築けり、北方此城の鎮守三芳野太政威徳天神の宮居まします、是を三芳野天神と申す、何の御代より御垂跡ありて、如何

以下東亂  
記ニ同シ  
非永享記  
恐後人擧  
入也別本  
無之可除

成靈感之故やらん、御神體の、銅の五本骨の扇を納め奉り、御寶前の嚴飾にも、みな扇の繪に書たり、神秘の事の不知共、風の靡かし炎蒸を去なれ、如何よふ此城より靈陽之北院中院とて、三十餘箇寺並薨へたり、かゝる砌に建られたる城なれ、勇々敷かりし事共也、或記曰、文明年中、道灌江戸城にも河越の如くに、仙波の山王を城の鎮守に崇め、三芳の天神を平河へ移し給ふ、文明十年戊戌六月五日、日河社に視(順)へ、津久戸明神を崇め給、又神國(田)の牛頭天王、洲崎大明神の、安房洲崎明神と一體にて、武州神奈川品川江戸、何も此神を祝ひ奉る、或人の云、平親王將門の靈を、神田明神と奉崇とかや、又城東淺草寺の、推古天皇御宇定居二年戊子に建立せり、佛法最初の靈場にして、關東無雙効驗揭焉の觀音なり、此道灌を、世人太公望か再來と云へり、されは、文明八年丙申四月廿三日、豊島合戦に、敵二百餘騎を、五十騎にて、平場の軍に討勝、同十年戊戌正月五日に、平塚の城の敵七百餘騎を、五十餘騎にて責落し、伐頸事二百餘、同十一年己亥七月十五日、下總國白井城を責しにも、鴻臺に初構城、七十餘騎にて二百餘騎を責落す、文明十五年癸卯十月五日、上總長南城を責落したりしに、味かたの旗の上に山鳩二つ飛來、羽を休しこそ不思議なれ、是等非凡夫之所爲、偏是生摩利支天なるへしと、人みな不思議の思をなせりとかや

太田最後之事

逸政にの忠臣多く、勞政にの亂子多き風俗なれ、上杉家の出頭人評定の輩共、太田入道、扇谷の執事として、萬心に任せたる事を猜し、境に着て吹毛の咎を擧て、讒言する事度々なり、

永享記終



然ども扇谷殿定政、道灌なくして、誰か天下の亂を靜むる者可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>と、無<sub>レ</sub>直事<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>けれ、少々の咎を<sub>レ</sub>耳にも不<sub>レ</sub>聞入給、只佞人<sub>レ</sub>讒者の世を可<sub>レ</sub>亂をを悲給ふ間、道灌の出頭も自若也、かゝる所に道灌江戸河越の城を構へ、その普請に心を勞して隙なかりまかり、久敷出仕もせさりけれ、彼讒臣共よき隙也と悦ひ、道灌父子爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>退治山内殿、構要害候條無疑と申上ける間、自<sub>レ</sub>山内此事を扇谷へ有<sub>レ</sub>談合、定政大に驚き、事實ならは一家不和の基、國土亂逆の端たるへしと、度々被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>專使<sub>レ</sub>まかり、道灌父子、嗟乎<sub>レ</sub>堅子不足<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>謀、近年當家不才庸愚の者、爭<sub>レ</sub>政務亂真なれ、讒者の糺明も可<sub>レ</sub>有、只忠功之下死を賜て、衰老の口を曝さん事、何の傷か有<sub>レ</sub>きとて、兎角の陳謝にも不及、依<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>讒臣頻なりけれ、文明十八年丙午七月廿六日、扇谷殿定政、相州扇谷へ被<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>御馬、道灌を退治し給ふ、山内殿顯定も、鉢形の城より加勢として、高見原迄旗を出されたり、去程に道灌入道打て出たりしを、鎧にて突倒し、首をとらんとまけれ、道灌其鎧の柄に取付て、

かゝるときこそ命の惜からぬ兼てなき身と思ひまらす、只忠のみ有て咎なかりつる道灌、一朝讒せられて、百年の命を失ふ、彼左納言右大史、朝受恩夕賜<sub>レ</sub>死と、白居易か書しも理哉、道灌の馬廻齋藤加賀守安元を、分別才覺軍法故實有<sub>レ</sub>とて定政へ被<sub>レ</sub>召出<sub>レ</sub>けり、扱河越へ、朝良の執事曾我兵庫頭を被<sub>レ</sub>籠、江戸城に同豊後守をを居住せられける、

山内扇谷不和之事

翌年改元有<sub>レ</sub>て、長亨元年丁未に移る、其比山内顯定憲房有<sub>レ</sub>談合、扇谷修理權大夫定政を可<sub>レ</sub>有

退治と聞えける故、道灌か子息太田源六郎甲州へ忍出て、山内殿御下知に隨ひ、軍勢を催しける、關東八州の大名小名、道灌有<sub>レ</sub>し程こそ、扇谷殿へ志を寄んに、いつしか扇谷の柱石を摧ぬ、因<sub>レ</sub>何扇谷殿へ可<sub>レ</sub>參とて、みな山内殿へ馳參る、定政朝良の糟谷有<sub>レ</sub>なから、河越に曾我を籠、小田原に大森式部少輔を置、僅に三百騎許にて、八箇國の大軍を覆さんと、少も不<sub>レ</sub>騷氣色なり、定政使者を古河の公方へ參らせ、今度太田入道當家へ無<sub>レ</sub>貳忠功を積、度々の勞動不可<sub>レ</sub>勝計、然ども山内へ對し、企<sub>レ</sub>逆意候間、加<sub>レ</sub>誅罰<sub>レ</sub>候得者、無<sub>レ</sub>程自<sub>レ</sub>山内當方退治之企、抑<sub>レ</sub>依何事忘<sub>レ</sub>一家之好、可<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>定政支度難得<sub>レ</sub>心、東八ヶ國滅亡の基なり、縱自<sub>レ</sub>山内雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>退治當方之企、於<sub>レ</sub>御所者任<sub>レ</sub>正理、當方へ被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御下知、於<sub>レ</sub>御旗本可<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>安否<sub>レ</sub>由、盡<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>けれ、古河公方政氏有<sub>レ</sub>御納得<sub>レ</sub>而、定政へ爲<sub>レ</sub>御加勢及<sub>レ</sub>御動座<sub>レ</sub>まかり、上杉譜代之老臣長尾左衛門尉景春入道伊玄、定政へ馳着ける、是を初として、左右良臣何も勝たる義士有<sub>レ</sub>けれ、縱<sub>レ</sub>小勢の味かたにても、敵何萬騎ありとも不足<sub>レ</sub>恐と、案のなかに推量して、氣色かはらすおはしける、長亨二年戊申二月五日、山内の軍勢を引具して、顯定憲房兩大將にて一千餘騎、相州實蔭原に出陣す、依<sub>レ</sub>て定政僅<sub>レ</sub>選兵二百騎相具して、長途を一日一夜に打越て、墳然として少も不<sub>レ</sub>擬議<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>敵<sub>レ</sub>を勇銳追かゝりて、鬨を二度作て、颯と亂て、追つ捲つ半時計戰て、兩陣互に地をかへ、南北に分て、其跡を願れ、原野染血、山林易<sub>レ</sub>緑、暫休て又亂合て、縱横無<sub>レ</sub>碍戰しか、山内大勢、扇谷の小勢に打負て、四方に亂て落行、定政も以小<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>大、喜悅の眉を開つ、凱歌を唱て還りける、



高見原合戦之事

其後所々の糴合止時なく、不分晝夜戦けり、就中長亨二年戊申六月八日、山内殿上杉民部大輔顯定同兵庫頭憲房、須賀原へ出陣す、坂東八ヶ國の勢兵、我もくと馳集て如雲霞、甲冑の光の輝わたりて、明残る夜の星の如くして、鳥口の陣をを堅めける、扇谷殿上杉修理大夫定政子息五郎朝良、古河の公方の御動座を申し成し、打立御旗、長尾景春入道參りしか、小勢なれども家の安否身の浮沈、唯此一軍に可定と、各勇進て、敵東西に有とも不思議色也、然ども、定政弟ならひに子息五郎朝良若輩にて、今日初の戦なれ、眞先かけ、長尾新五郎同修理亮に掛合、散々に追立られて、顯定憲房是に横合に掛て、散々に追立て、諸軍機を得て拔連て掛る所に、定政高處に馬を打揚、追返せと下知して懸出し給ふ、左右の軍兵大將の前に馳抜々々、一度に破亂離と切てかゝる、喚叫に戦ふこゑ、さしも廣き武藏野に、餘許を聞えける、かゝる處に、長尾伊立入道藤田□□と掛合追散して、其軍勢を其儘横に立直し、山内殿の旗本へ突て懸る、顯定憲房兩方の敵に追付られて、終に打負引退く、其後廳定政、公方の御動座を申成、高見原へ出張す、顯定聞て即押寄攻給ふ、扇谷の先手の軍兵被懸惱、引色に成ける所に、定政と伊立入道荒手を替て攻立けれ、顯定の兵戦疲て引退く、是迄の扇谷殿毎度雖も乘勝、人馬皆疲ぬ、若黨不知其數、被討けり、され山内方の何も大名高家にて、軍勢澤山なれ、縦軍に負る事度々なりといへども、分國廣けれ、重て大勢を催し退治せしに、最容易るへしとを申ける、

早雲蜂記之事

爰に伊勢平氏葛原親王の裔孫伊勢新九郎長氏入道宗瑞と云人あり、備中の國の住人たりしか、壯年の頃より京へ上り、公方に奉仕しける、少年の初より漁獵を好て、身を山林河海に寄て、馬に乗ての惡處を落し、越巖石事得神變、偏造父か執御、千里に不疲も是に不遇とを覺ける、水練の憑夷か道を得て、驪龍領下珠をも自奪つへし、弓の養由か跡を追しか、弦を鳴して遙なる樹頭の棲猿をも落しつへし、射巧にして人を懐け、氣健にして膚不撓か、戰場に臨度毎に、堅に當り強を破て、敵を靡けすと云事なし、され似たるを友とする事なれ、其頃伊勢國に荒木山中多目荒河佐竹大道寺早雲、以上七人何も不劣人々也、此勇士共常に親遊ひけるか、或時七人一同に關東へ弓矢修行に下ける時、七人神水を飲て誓ける、此七人如何なる事有とも、不和の事有へからず、互に助成して軍功を勵し高名を極めつへく、中にも一人勝て大名となら、殘人々家來と成て、其一人を取立、國を數多可治とて、各東國に下つく、思々に有付ける、伊勢守新九郎、駿河の國司今河氏親へ仕へてけり、度々の戦功ありけれ、今川殿其功を感じ、富士郡下方の庄を賜て、高國寺城に居す、于時長亨二年戊申十月葦山へ移ける、此時伊豆國の上杉の分國也、幸高國寺より程近けれ、如何にもして伊豆國を討取はやと、宗瑞常に思ひけるに、伊豆國に堀越城御所とて、公方おはします、政知の御子也、成就院殿是也、彼御所時に外山豊前守秋山新藏人と云忠功の者有しを、佞人放埒の奸臣共、渠か出頭を猜み讒言まけるを、御所御運の末にて、無御糾明も二人の侍を



討給ふ故、家中の面々大に騒ぎ、各心を置合て、國中更に静ならず、蒐る時を得て、早雲伊豆國に湯治して有しか、此形勢を見澄して思けるに、今日此比兩上杉の合戦に、伊豆國中の軍兵并御所侍共、跡を拂て關東に發向し、殘る人々纒なれり、早雲大に悦ひ、彼荒木山中大道寺多目荒川佐竹六人の兵を招きぬ、今川殿へも此旨を申、加勢を請、伊豆へ急發向せり、御所方に俄事にてあるなれり、無可楯籠兵、如何せんと驚て、即山林に引籠らせける、御所の侍關戸播磨守と名乗て切て出、數々たゝかひけるか終に討死してけり、其のち堀越殿も不叶して自害ありしかり、早雲伊豆へ推移り、北條に旗を立、韮山に在城し、家を興して、竟爾五代の榮耀を開き、武勇の名をそ殘しける、

明治十七年八月

近藤 瓶 城校

明治三十四年十一月再校了

近藤 圭 造

### 永享後記

永享の末かどよ、關東公方管領の中、不和に成給ふか、持氏たちまち亡ひ給ふ、安房守憲實の、隨分の忠臣成しか、如何おもひけるにや、去る正月の比、都よりの御使に、柏心和尚下り給ひし時、持氏の御振舞ありのまゝに申上し程に、武田刑部入道佐々河川野等の諸勢、かさねて責下り、關東の諸家にふれ廻し、永安寺にて終に御生害ありし、若公北の政所も皆ほろひ給ひ、殘る公達兩人、日光山にかくれ給ふ、いつまでかくてあるへきとて、永享十三年三月四日、常陸國中那濃庄木所の城にて義兵を御起し給ふ、其時小田の一門熊野別當朝範のすゝめにより、其兄筑波法眼玄朝弟美濃守定朝同伊勢守持重以下舊功の輩、木所之城に馳集る、同國小栗へ御出有、是も分内せはしとて、同十八日、伊佐の庄へ御出ありしを、同廿八日御結城中務大輔氏朝、子息七郎御迎に參り、結城へ御座を移し奉る、同卯月十八日に、中畑へ御出、長沼の淡路守御供を、不申、忽に陰謀を起し、已か本城に引籠る、氏朝大に腹立、時日不廻をよせ、合戦度々におよひける、挑井岩松打立、七拾日責戦しかども、長沼か城名城にて、終に責不落して、筑波法眼以下の味方、數ヶ所の疵を蒙り本城へ引返す、同十四年、改元して嘉吉元年卯月十六日、惣責に落城して、結城氏朝子息七郎其身朝兼氏朝の弟原の三郎光義駿河守朝助以下の侍、悉討死或の自害よけるに、若君達落給ひしを、長尾因幡守生捕申て、御上洛有しか、美濃國垂井の金輪寺にて、佐々木大夫參りてさしころし奉る、其弟を、めのかいたきて、信濃國に落行、大井越前守源持光を頼、山中にて養育し奉る、其後都公方義教も不慮に生



害に逢給ふ、其比古老の歎きけるい、あはれむかし康暦元年の事にや、尊氏の御孫永安寺殿、御在世の時、御威勢たくましくて、十一ヶ國隨ひ申奉る、御子あまたおはしまし、奥州へも御下向有、篠川の御所と聞えし、彼氏滿の一男滿貞の御事也、關東をたなこゝろのうちにおさめ、已に京都を責落し、一天下を一旗にとおはしめしたち給ふ、その比の管領上杉刑部大夫憲春に請合られしか、上杉承り大に驚き諫し、扱ひ此殿の武威にはこり、終に御身を亡し給ふへし、其故の等持院左大臣殿、天下を治め、京鎌倉に御子を置、行するまでも兩方水魚のおもひをなし、天下安全と、ちかひ給しそのかひもなく、幾ほとなくして、惣領家を亡し給は、又京方の御一門、又の普代の大名有、縦一旦勝事有も、却て關東も亡へし、只兩口の鳥のつたなくて、毒のむしを食ひて、一つの體を失ひしに異ならず、足利家の絶事なるへしと様々申上げる、去にても、故尊氏の掟をそむき、京都へ弓を引給はん事、歎てもあまり有、たどひ打から給ふとも、關東の諸家皆悉滅ひん事うたかひなし、其上公の御元服有し時、左馬頭の御望ありしに、左馬頭あかさされい、去る應安六年十一月廿九日、鹿苑院殿未左馬頭にて御座候か、忽にわけられ、君を左馬頭に任し給ふ事、御懇情の有難きい、つゝの間に忘給ふへき、方々天罰をそれ有と、かきくとき諫しかとも、聊用不給、已に上洛の御用意有し時、憲春いさめかね、出家し閑居せんとおもはれしかとも、いやとよ、弓取の不覺なるへし、あよせんかなふましくよしの諫狀を奉り、自害せんとおもひつめ、女房を近付、いかに女房、所望の候かなへ給はんやと云、女房さる人なれい、何事にか君か事のかなはさらんや、とくくとのたま

へい、上杉よろこひ、今夜尼に成て得させ給へと有、女房聞て、この不思議の所望かなど、歎かしくおもへとも、男に隨ふ女のならひ、いかてかそむき可申候、さりながら物くるしをしてもや有り、かくのたまふかと、色々心見けれども、さもなし、とかくすれの夜更る、とくこしに打乗り、脇と云所のびくに寺へ行、尼に成けるをわはれなる、扱上杉の持佛堂へ入、内より戸さして、公の御謀叛難叶由の諫狀、一通書置、康暦元年七月十九日、自害して失給ふ、氏滿而召、大に後悔有て、忽京都の望を留給ふ、彼の一人の自害により、諸人の命をたすけ、國土安全成しをもて、是を大沼院高源道珍と申て、今に鎌倉中奉吊の彼の憲春の御事也、憲實も正敷一門をかし、いかにためしなく、二代の主君を責亡しけるをやと、諸人口々につふやきしかい、安房守もさる人にて、いよく後悔にて、さすかに世になからへんも恥敷思ひ、二人の若公諸共に出家し、兄をい徳丹、弟を清藏主、我身の長棟庵主と號し、衣鉢を持て、大衣を着し、佛道修行に出、いつくともなく失給ふか、後に因幡國にて、應仁の比終り給ふと聞えし、さるあひた、京にも義教の公達を、公方に仰き奉り、又關東にも、上杉大夫持朝長尾左衛門兼仲以下相計、持氏の末子永壽王丸殿、信濃に志のひたまひしを取出し、成氏と號し、公方に仰き、又安房守三男龍若丸、伊豆に捨置しを呼越、上杉右京亮憲忠と號し、長尾一家補佐して、十年の春秋を靜に送りむかへける、又結城氏朝父子三人自害しける時、三男長朝北殿と號しけるい、武州へ出發し、四男成朝の其比三歳なりしを、家老多賀谷彦四郎抱取て、佐竹へ遁出、十年の春、十三才とて鎌倉へ申立て、則本領安堵し、結城へ歸りし、鎌倉殿より一字



被下、結城七郎成朝と號し、普代のやから來集り、威勢父祖にをとらす、或時の在鎌倉しけるに、御前近く寄り、直に往事を語り、只涙計にて有しか、扱も上杉の、公方の御ためにも、父の御敵、結城にも大敵也、如何にもして、憲實をこそうたんと思へども、出家して失ぬ、もし死もやしけん、憲忠の彼か子也、安房守におとるまし、いさや討たん尤かのと談合有て、亨徳三年十二月廿七日、結城成朝大將にて、鎌倉西御門管領の亭へ打て入る、成朝か家人に武州牢人金子と云もの兄弟あり、大手より責入、憲忠を害し、御首取てまいりたり、成朝大によるこひ、則かれらをめしつれて、御所中へ參上仕、御白洲に畏る、彼兄弟の無位の者なれども、憲忠の御首平地置へからすとて、たゞみを敷、彼兩人を置、公方兩人の名字を御尋あり、成朝かねことい不呼、結城家老の多賀谷か同名に被成、多賀谷とめす、此兩人則常陸の下妻の多賀谷の元祖祥永祥賀兄弟是也、依之多賀谷の庭たゞみと云の此由來也、又家の紋に瓜を用し事も彼の首に敷きたる紙に、瓜のことく血の付たるゆへに、此家のもんに定る也、此時上杉大夫并長尾左衛門入道、憲忠の弟兵部少輔房顯を取立、同月廿八日、鎌倉赤坂にて合戦あり、成氏の御方小田中務大夫結城七郎先陣して、ことくおひちらすといへども、敵猛勢にして、結城以下數ヶ所の疵を蒙り、馬もいられてかち立に成、武州さしてをちて行、成氏御めしかへの鶴毛の御馬も成朝に給りし、かくて翌年正月廿七日、長尾上杉長野光阿彌を先かけの大將として、武州の原に陣を取、御所かたに、結城筑波定て安藝守松田左衛門大森式部大夫以下の侍、命を塵芥、義の金石と思ひつめ、入亂合戦し散々に追ちらし、明日廿二日、同

國府中へ押寄る、御所方の人々、昨日の戦に草臥、ことくかけまけ引退、それより相州武州の一揆とも、管領にまよくするもあり、又總州上總野州の侍とも、御所かたに心をよせ、或の管領かたに成、己か城に籠り居ける、長尾昌賢謀を廻し、康正元年十月十七日、八ヶ國の軍兵を催し、武州瀧山の城主大石源左衛門を先かけの大將として、岡部の羽織原に陣を取、御所方にも木戸將監一色を初め、結城筑波二階堂高相馬山名佐野千葉介小山小四郎加勢しければ、原高城ことく馳加り、魚鱗に陣を張たりし、鎌倉勢三方より押寄、荒手を入かへく責ければ、御所陣かたに、むねといたのみ給ふ野田齋藤討死し、成氏も御手をおひたまへ、一陣破れて殘黨不全、ことくくうちまけ引返す所に、千葉介同城主大須加大夫荒手になりて、佐々木本郷足達本庄爰にて討死去ける程に、管領方二度め戦に討負、相引にこそ引にける、羽織原の一戦是也

明治十七年八月

近藤 瓶 城校

同 三十四年十一月再校

近藤 圭 造

永享物語終



湘山星移集

夫持氏將軍申、人皇五十七代清和天皇十三代後胤、足利治部大輔尊氏五代末孫也。上杉安房入道大全死去、後同名右衛門入道犬懸禪秀、管領職給、四五年間改政道、途亂事直處良藥口苦、忠言耳逆習成、連連背、上意事既多、然應永二十二年四月下旬、常州住人越幡六郎差無罪科、被沒所帶程、禪秀再三不便之由被申處、上意以外御氣色之間、禪秀被思召、道爲道事悅、背法事法不陳申、職居有何益乎、迎午五月二日、上表被申畢、上意連連御耳逆儀非、令輕上意乎、思召間、收上表畢、同十八日、大全嫡子安房守憲基被仰付、去程秋半成、金吾禪門潛氏滿三男滿隆、新御堂小路御座新御堂殿申江參被申、梟抑關東樣體如何樣思召候哉、上樣御政道違給處、入道折折依申、御氣色惡候、結句御外戚之人々依申、掠罷蒙御不審候得共、無誤故深淵遁候畢、身爲恩仕、命依義輕申、加樣無情御沙汰積、落着如何、又如今御無政道成、定謀叛人可令出來候、內々及仔細候歟、慥世給被取事、存御家歎有餘、扱又君御忘候哉、先年佐介大全、依讒言憂目見給事、今樣覺候、所詮此時被直御運候、入道走廻候、去共被申新御堂殿滿隆內々存有仔細、但甥候持仲猶子立上、是可取立、由被仰、禪秀開眉喜悅思義畢、八月自末病氣由披露、而其爲支度、從國國犬懸郎等共兵、具悉表隱、如糧米馬付、或人負上間、故無知人、新御堂殿御書入道副狀道廻文、御請申旁、先千葉新介新田岩松、澁川左馬助、舞木太郎、大類、倉賀野、武藏丹治者共、其外荏原蓮沼別府玉川瀨山瓶尻、甲斐國武田入道小笠原一族、豆州狩野一族、相州曾我中村土肥土屋、常州名越一黨上總入道又佐竹一族、小田太郎平氏大掾行方小栗、野州那須越後入道

宇都宮左衛門尉、奥州篠川申故蘆名白川田村石川南部葛西海道四郡者共皆同心、大學內木戶內匠助、伯父甥、二階堂者共、佐々木一類、初而百餘人同心仕、角國調儀畢、十月二日戌刻、新御堂殿并殿所西御門寶壽院在御出、被上御旗、犬懸郎等屋部垣谷兩人手者共打行、其夜塔辻下所所堀切、鹿垣結渡、走櫓犇揚、持楯突、思思武具、家家幕共、一揆旗打建、禪秀御前參、持氏可奉、懷捕、支度仕折節、上樣在御沈醉、寢所御寢在、木戶將監御近參、奉驚世角申、上樣不審哉中務、禪秀一男大輔今期迄出任、又犬懸入道以外違例之由聞物被仰、木戶將監、夫虛病成、申、唯今御所中敵致亂入候、內窄馬不可叶懸引、一間途成共、可有御出、迎、被召、御馬十二所、懸小坪、打出前濱、佐介入給、御供一色兵部大輔、息左馬助、同左京亮、故讚州舍弟掃部助、甥左馬助、龍崎尾張守嫡子伊勢守、品川左京亮、同下總守父子、梶原兄弟、印東次郎左衛門尉、新田中務、水戶將監、那波掃部助、島崎大炊、海上筑後守、同信濃守、梶原能登守、江戶遠江守、三浦備前守、高山信濃守、今川參河守、同修理亮、板倉式部丞、香河修理亮、島山伊豆守、筑波源八郎、同八郎、藥師寺常法、佐野左馬助、二階堂小瀧、宍戶大炊助、同又四郎、小田宮內少輔、高瀧次郎初而御供人々五百騎不過、安房守憲基努々不知此事、酒宴著給、上杉修理大夫三十騎計馳來、犬懸入道新御堂殿并殿御所取立申、奉捕籠御所、唯今是可指懸、如何優優渡候哉呼給、房州小咲、何條去事在哉、滿隆先年親親者蒙恩扶、辛命給、何間左樣之事可忘給也、又犬懸入道、奥州伊達罷下赤館戰時、兩國奴原被見限、今更何者值遇仕、可有去事哉、迎曾不驚、然處又藤藏人大夫十四五騎出來、門扣敵味方不知、何樣前濱軍勢充滿、打立給得呼、其時房州實心得、著武具手者、先長尾出



雲守大石源左衛門尉羽繼修理亮舍弟彦四郎安保丹後守帷助五郎長井藤內左衛門尉其外木部寺尾小幡白倉加沼金子金田力石初而宗徒者共七百餘騎打立房州被申御所參上樣未無恙御座御供申可奉是入若又御所中敵取捲申西御門掛火寶壽院推寄可爲一戰由申合處上樣是入給皆人直色一同悅合翌日依爲惡日從犬懸方不動從佐介不寄明四日從未明佐介之口々得被差向御勢先濱面法界門長尾出雲守入道初而房州手者甘繩(海土繩)圍小路佐竹左馬助藥師堂面結城霜臺無量寺口上杉備中氣生坂三浦相摸人人扇谷霜臺父子其外所所旁馳向陣取流同日新御堂殿從寶壽院打立給御馬廻都合一千餘騎若宮小路御陣被居千葉大介嫡子修理大夫同陸奧守相馬大炊賀原山城寺先而八十餘騎米町而扣給佐竹上總入道嫡子刑部大輔次男依上三郎舍弟尾張守親賴土佐美濃守參河常陸郎等河井淡路長瀬駿河西宮初而百五十餘騎從濱大鳥居極樂寺口差寄陣取扱犬懸手入道嫡子中務大輔舍弟修理亮郎等千坂駿河守息岡谷豊前守嫡子孫六郎次男彌五郎從弟式部大輔垣谷入道舍弟平次左衛門尉蓮沼安藝守石川助三郎加藤將監矢野小次郎長尾信濃守同帶刀左衛門尉坂田彈正忠小早川越前守甥孫六郎矢部伊勢守嫡子三郎其外白井小櫃大茂沓係太田神田秋本神崎曾我中村之者共和具初而二千五百餘騎從鳥居前東向鋒矢形陣張角國國諸勢集間六日十一萬餘騎六本松押寄上杉霜臺從扇谷出向攻圍岩松澁川入替入替戰間上田上野守正田右京進討死霜臺白身深手負引退給禮部彌得力氣生坂推寄闕咄揚其時上樣御馬廻人人梶原但馬守海上筑後守同信濃守椎津出羽守園田四郎飯田小次郎其外三十騎許氣生

打上雖防戰敵多勢而荒手者共馳重間梶原但馬守椎津出羽守討死飯田海上園田四郎痛手負無量等取入扱禪秀方二階堂尾張守同山城守其外駿河守下總守同名一手成馳向二百騎計上杉備中守手者共大庭初而不殘手負引退所々之軍味方打負間岩松澁川者共走散國清寺火係軍兵共弓矢本末江戶近江守今川參河守畠山伊豆守其外宗徒人人三十餘人討死佐介火係風炎捲烟日光包不叶入力上樣極樂寺口引給房州御供任片瀨腰越汀遙打過落給程小田原著給實御運之究乎土肥土屋者共奉追懸雖防戰無勢成不叶兵部大輔父子今川爰討死箱根別當案內者申係箱根坂伊豆奈古屋落給二三日忍御座處狩野介伊豆陸奧者共相語同十日推寄走留山大衆馳加寺中攻御奉公人々佐介手者都合二百餘人不過矢軍時移計也其後持楯突寄武士大衆一手成責入間係火寺中高樓木戶將卒一同二十一人自害畢其間上樣安房守箱根別當案內者任駿州大森乎館落給從其當國御越候其時親々者上樣御供仕罷上當國住人與成候扱岩松殿御家風等餘誇忠國人御家人依有緩怠頓替國中九十日申御再興在親々者地盤老者申世外之依有忠其儘此山家候與語也一尊氏三男四位中將基氏是關東將軍也瑞泉寺殿申基氏嫡子左馬頭氏滿永安寺殿是也此御代關東十一箇國悉飯伏氏滿五人御子御座嫡子左馬頭滿兼關東御遺跡勝光院殿下申二男滿直陸奧大將而御下向持氏同時自害也三男滿隆新御堂殿四男滿貞篠川殿五男滿秀勝長壽院大御堂殿是也扱滿兼御子左兵衛督持氏長壽院殿中是八男御座一男賢王殿二男春王殿三男安王殿四男永壽王殿次四人者御出家也五男大御堂殿六男長春院主(禪秀也)七男社家



上弘尊僧正、八男熊野堂本源院殿也、賢王殿永安寺殿自害也、春王殿安王殿、於美濃國垂井道場御生害、永壽王殿信濃國御落候、大井殿在、扶助御申、其後長尾左衛門入道昌賢奉引出、奉成將軍御申候、四位少將成氏は也、乾享院殿申、成氏嫡男左馬頭政氏は常公方御座、語問曰、何由兩三人若君御生害候哉、答曰、京都將軍義持依無御息、關東持氏成猶子、御重書御重代迄渡御申候處、義持薨後、舍弟二位公青蓮院殿、叡山座主御座、引下奉仰將軍、依之内持氏京都御氣色惡候分、賢王殿御元服事、於天下可致冠親人無之故、義家任例、於鶴岡八幡宮可有御元服由、管領安房守在御談合、憲實都鄙以操御一統之於京都可然、御元服由被申、依之御氣色惡、而御元服不被知、安房守也、去程上下御面如水火、互雜說有之候間、憲實山内退、白井籠、訴申京都、然頓義教在御勢出、永享十一年持氏於永安寺御自害、賢王殿於報國寺宅間御自害也、永享亂是也、又春王殿安王殿日光山在、御落、結城七郎重代君在、迎御迎參、結城館入申處、憲實重都鄙之催軍勢、結城館推落、若君兩人奉虜、籠輿乘申、長尾因幡守御供申、致上洛處、京都上意下、於濃州垂井道場、永享二庚戌三月、御生害語也、永享亂是也、云云、

扱又上杉家之事聞、上杉殿御先祖勸修寺左衛門督重房與申、是宗尊親王鎌倉御下向候時、稗本而在下著、其時丹州上杉莊給、武家下、任修理大夫左衛門督、御供在、此重房足利治部大輔賴氏婿取御申候、伊豫守家時、上杉修理大夫殿御子孫也、扱重房嫡子大膳大夫賴重、法名聖尊、文武二道之達者也、扱於京都杉谷申、尊氏將軍依爲御親類、在御同心、四條河原合戰討死仕給、彼嫡子民部大輔、受領安房守憲顯、法名道昌號佳山、此御代上野伊豆越後三ヶ國在御知行、關東管

領職之始也、應安三戊申九月、菩提所而伊豆國清寺建給、國清寺殿申是也、憲顯無御子、故舍弟宅間伊豆守重能御子兵部少輔能憲、渡管領職給、敬堂道謹報國寺殿是也、其次安房守憲方、康曆元己未四月二十日、管領職給、始山内御座、應永元甲戌十月二十四日、六十歲而卒去也、道號天樹、法名道合、明月院殿是也、其次安房守、壬辰十二月十八日、三十八歲而死去、大長基先照寺殿是也、次右衛門佐氏憲、一兩年爲管領職、法名禪秀、次安房守憲基、應永二十五月十八日、管領職給、露顯惣奉行也、同二十五年正月四日、三十四歲而卒去、海印信元宗德院殿是也、次安房守憲實、是越前民部大輔房定二男、海印猶子也、六歲時關東越山在、對主君被犯重罪間、御子四人御座、三男伊豆與捨置、德丹清藏主兩人引列、上方被成行脚、應仁元丁亥於周防卒去仕給、高岳長棟菴主是也、次右京亮憲忠、是長棟三男、亨德三甲戌十二月二十七日、於鎌倉西御門御生害在、大詔長鈞興雲院殿是也、次憲忠舍弟兵部少輔房顯、文正丙戌二月十二日、於五十子病死、清岳道純大光院殿是也、扱當屋形樣顯定申、是當國相模守房定二男御座語、顯定御年十四歲之時、關東越山、四十三年御座而越州御舍弟九郎房義、臣長尾六郎爲景在、鉢楯、終謂雨溝地而被召御腹候、依之顯定爲散鬱憤、永正六己巳七月二十八日、武州御立在、八月越州在、發向、大概國中屬御本意、爲景越中境西濱雖追越、翌年土一揆發、六月二十日御年五十七而在御生害、法名腊峯可淳申、問云憲忠依何儀、西御門而御生害候哉、答云、持氏御生害候、成氏永壽丸信州御落、憲忠龍若子、伊豆與御座候、關東無主、如何思、長尾昌賢、永壽王丸龍若子引出申、一室奉補佐、受天氣、頓御官御元服在而成、鎌倉申入、天下一統而國家豐饒也、然成氏、持氏御生害之插



御野心、憲忠被爲生害、此時又上杉相分、日夜朝暮之合戰也、然上杉御一家長尾一類者、調談在、綸旨、日御旗申下、御人體引立間、成氏終不叶而古河被入、御馬、到于今御座、近年越州民部大輔殿顯定、御親父御入候、且爲國家、且爲諸人、若干以煩、都鄙御合體被成、御申、今關東一統候語、問云、禪秀亂禪秀何成流候哉、答云、禪秀申國清寺殿佳山御舍弟、中務少輔憲賢嫡子彈正少弼朝房、此朝房信州上總兩國御知行候、攝州渡邊河原合戰討死候、彼御舍弟中務少輔朝宗、法名禪助、山內德泉寺殿是也、此御子右衛門佐氏憲、法名禪秀也、問云、別府玉井殿之四家、武州聞候、七黨內候歟、答云、各別候、從上代、公方黨者共四家之面而被召候、是持氏將軍從、御代於殿中日日記之、役人法界坊申入、自言被申候、問云、西別府鄉丈六申大伽藍候、此住持周乳藏主迎、及八旬所翁渡候、此僧被申候、當寺從始伽藍一尺五寸大黑候、此被負候袋中有一卷書、取出候得、當寺開基樣體、又四家申來、具註置候、其書之趣、四家申、淡海公十代末孫關白道長子孫、式部大輔任降武州吏守、而御下向在之、幡羅鄉(郡カ)御座、郡徒稱之號、幡羅太郎、此曾孫成田三位式部大輔助隆是藤氏成共、八幡殿伯父爲申傳、去八幡殿安倍貞任宗任爲追伐、奧州御下向候時、助隆時大將軍御座迎、八幡殿出仕在、八幡殿伯父御座迎、助隆御出仕在迎、中途行合、互下馬在、去至于今、成田下馬橋迎在之、諸侍當時下馬仕、此助隆四人在子、次男左衛門督任、從三位、行隆是別府也、三郎奈良、四郎玉井、嫡子次家云云、別府東西兩名字候、問云、何惣領候哉、答云、西別府代代左衛門督候、去代代先祖墓共並立候、何墓甲斐權守左金吾切付候、誠宏才覺候上、鄉四條中納言藏人頭左大辨藤原仲房御名所、文和二癸巳四月九日、鞞負尉蒙宣旨、左衛門尉鞞負役

人候間申所也、或鄉惣鎮守伊藤西別府御建候、九體丈六是又先祖菩提所西立候、祖父助隆東西四至勝爾云、行隆被讓狀、西別府候、至于今西別府北南(西カ)面迎三人庶子、東是(兄カ)見候、問云、何自北東西分候哉、答云、行隆子左衛門尉行助、治部少輔義行兩人、義行今日那、文書副被置候、文書共古別府書助隆、從以前別府云者在之事顯、而古字被置候歟、問云、九體丈六申、佛歟、菩薩歟、答云、應身佛果長一丈六尺、佛丈六申候、九體御座事、九品教主阿彌陀如來申說候、又過現未各釋迦彌陀藥師御座、顯三佛云說候、大通彌陀御座候、其故本尊妙觀察智定印、脇佛八體皆三身說法印結列被渡候、此堂自昔袋佛迎、布袋形爲仕、懷籠面第一年寄佛一體被渡、是頭陀上手迦葉云人候、又布袋申人候、大通迦葉被渡候、此堂當初三佛(體カ)大佛御立候、淡海公開基註候、九體造副候事、行隆再興見候、問云、井殿申、權現歟、明神歟、答云、大明神御座候、惣而波羅鄉惣鎮守伊藤、彼鄉內所御立候、是春日第二王子神形、武具立駒馬被召、本地大聖文珠也、云云、應永年中、將軍關東持氏、長春院殿、京義持勝定院殿、京管領畠山德本細川左京大夫持之法名道玖、關東兩管領佐介殿、犬懸殿、佐介安房守憲基、法名海印、犬懸右衛門佐氏憲、法名禪秀、彼兩上杉不和而常不斷、雜說、佐介內公方見、御引汲間、禪秀滿隆持仲(持氏舍弟也)進被申謀叛企、既見事候間及合戰、佐介敗北而憲基越後差而有敗走、持氏公大藏御所忍出、御塔辻筒燒警固申間、山路經廻、三浦由井濱御出相州、經駿河、御透候、箱根別當案内者迎、御供申也、應永二十三丙申十二月合戰也、然間禪秀滿隆仰被申分也、持氏公駿河今川上總介憑給、又安房守憲基、越後、京都言上相調、後年攻下間、滿隆御生害、同上



杉右衛門佐入道禪秀、并子息以下、悉於鎌倉雪下滅亡也、  
宇都宮 紀清兩黨 紀氏也、紀益子清原氏也、清芳賀、河野兩黨、土居 得能也、  
此文難澁殆不可讀矣而行文亦有誤脫歟余嚮就湯島圖書館贍一本是異種也不可以對校

明治十七年八月

近藤 瓶 城識

明治三十四年十一月

近藤 圭 造校

松陰私語目錄第一

通前後編之次第不同

當家中興源慶院殿事

橫瀨宗悅入道事

太宗文皇帝明鏡事

松陰三十年來源慶隨身事

以人為鏡事

兵凶器事

重賞香餌事

可守源慶之後胤事

太宗之語之事

書之語之事

魏徵之語之事

古語之事

太宗治國之喻之事

魏徵之語之事

周易之語之事

太宗謂侍臣事

源慶松陰訊問之事

詩之先人之言之事

源慶自筆之事

褒揚他家之事

可守源慶之先言事

源慶明純御勘當事

明應三年四月十八日五十皿子陣退散之事都鄙之大陳先記之

同五月十日山內之判形所以明純召寄事

同七月廿三日於金山神水之事

神水三々條之事

明純御父子神水之砌無御出事

明純御出行事

橫瀨以下御家風中御衣體之事

源慶御自殺之事

各衣體相止事



源慶古河ニ御懇望之事

松陰爲御代官公方參上之事

當方年來之不忠御寬(看)免之義申成事

都都御一和上杉房定被仰合事

公方松陰被仰屈條々事

山内扇谷向兩家御進發之事

當方可奉供奉事

當國瀧廣馬場ニ御出陳之事

當方出陣之事

當方打立源慶御見物之事

當方初合戰申請事

十二月二十七日俄大雪降依之其日合戰相延事

其夜上杉兩家屬築田都鄙御一統可有申沙汰之旨被申上事

千葉長尾背上意事

翌年正月二日武州成田ニ被廻御旗事

當方御供之事先陣長井之玉井雖仰出有意趣松陰申請處也

七月二十三日私日文明十年御歸座之事

當方向古河迄御供之事

松陰利根河瀨之先陣之事

公方一亂以來關東諸家中無雙之忠臣与被仰出

松陰爲利根河先陣之賞御厩御馬宿所へ拜領之事

公方ニ松陰昨日羅之衣之袖ヨリ今日腹卷之袖輕見与御感直ニ被仰出事

公方樣以熟瓜雅樂助同名新次郎松陰兩三人御手移ニ切被下事希代未聞之御感賞殿中之面々被申之事

當國惣社山内張陣之上明純御父子御一和入社之事

橫瀨宗悅入道父子執成申爲御感賞橫瀨惣領ニ謹之字直字に被成下事於當家未代面目之至也

松陰走廻爲御感於當方自今以後入(人)親類与御狂言之事併面目之至也

宗稟父子一和歸庄同前之事

翌年四月十七日再亂之事

橫瀨父子方山内再亂無存知子細之事依之重而一旦口舊着歟

當方代々山内与好見之事

應永永享一亂以來山内与同陣之事都鄙各別之時也

都鄙御一統之上之事當方可爲如舊規也

尊氏將軍以來代々當方之事

可守關東之上意之事都鄙同前

五月十三日於藤澤道場天用御生涯之事

當家岩松流新田流令一統之事

同十月二十日夜自岩松當寺萬像庵御忍之事源慶御用(幼)少

普光院殿持氏御對治思召立之事

源慶十八歲御還俗之事

源慶御元服上下御繪(陰)紋之事

京都三管領以下諸大名源慶御宿所以代官各御祝言事

新田四郎長純与御名乘之事

關東征伐之大將斯波武衛并當方被仰出事

持氏將軍下野(總)國結城々御楯籠之事

京都御勢三十三ヶ國衆也百八十萬騎之事

源慶關東御下向之事

橫瀨御退治明純思召之事

關東中無主闕所之地所々普光院殿當方御判之事

關東再興之始長尾正賢以下守當方之御旗事 天子御旗下着之上山内大手當方搦手之事

昌純之事

徵語之事

國繁父子自鉢形尙純奉忍出事

橫瀨國繁古河言上之事

明純御父子御勘當之上古河へ以松陰被御申上條々(箇條々々)之事



尙純御進退於古河申披御寬宥源慶可爲名代旨御書事  
源慶御他界明應丙子(子)四月二十二日午刻也同二十一日橫瀨國繁父子尙純松陰參上御枕元  
ニ而尙純御遺言事  
太宗文皇帝治國之喻之事

〔右一卷ハ庄田彦市出す〕此一條一本によりて補ふ

第二目錄

普光院三十三回源慶御落飾之事

戒師穆堂長老之事

歷數年源慶御他界穆堂和尙導師之事

橫瀨國繁衣體御供之事

松陰御葬送之奉行之事

於當寺一七日御諒闇之事

任源慶御遺言於當寺自然意見之事

非松陰自專事

當方新地以下之儀萬代不變宗悅相談事

武州相州之中小十八ヶ所當方之舊領不知行之事

源慶宗悅對愚僧閑談之事

自他家當方有隨身方者尤自當家他家隨身不可有之事

乾享院殿當國島名御張陣之上松陰一人當方陣外指向鳥山方陣所張陣宿之事

公方御陣二候鳥山方松陰以所行退陣子細御咎目(之)事

捧誓詞申披事  
當方之者自敵鳥山方於殿中名字斷絶之事

自當方陣所鳥山方昨日陣所火懸二百餘騎退陣之由注進事

公方樣松陰進退不敏由事

源慶宗悅松陰動當方五百年無之三百年以後不可有之旨公私御感之事

於國繁御前松陰當方之御難義今度共二三ヶ度引直(旨)被申上事

公方(ニ)當方奏者島名瀧御陣之上三人取替之事 築田方替奏者子細斷而被相尋事

於築田方陣鳴子与云人引馬依所望水引手繩以乘事

印東方奏者辭退之事

本間方奏者之事

畠(昌)山少符奏者之事五人何も松陰軒意見也

五十子張陣之始世良田三藏(籠)要害之事

源慶被定置制止背之他家合力之事

當方惣兵(會)議之時當屋形昌純無御出事

當方之大禮者可爲天下明鏡事

昌純以乾享院殿御操機定事

昌純并橫瀨新六郎器量群出之事

五十子陣之上小山下野守招長尾左衛門尉父子之事

兒玉塚張陣佐野以下心替之事

於五十子諸將御内談事

明純爲惣大將兒玉諸將進發之事

山内若年之間源慶惣異見事

〔普光院殿三十三回忌よりは是迄先年出焉是より赤塚地利迄の古書金尾常右衛門出事〕(此一  
條一本に依りて補ふ)

當方之庶子鳥山關東惣大將事

當方出陣之上足利庄之中相憚所之事

鑿河寺衆徒中諸將卷數之事

鑿河寺返牒松陰書之事

天命春日岡打上兒玉塚衆引越事

橫瀨國繁動之事



長尾以下自足利五十子取除(取陣)事

諸將同時被入馬事

尊氏義貞依勅命爭天下事

當家者一建立之窟事

公方足利庄御進發事

金山一城京都方之事源慶五十子御張陣也

松陰金山五十子日夜通用事

天子御旗本山内五十子張陣事

長尾左衛門尉佐野庄八柵城責事

橫瀨國繁對長尾陣之淺深相論事

大窪般若寺陣之事

八柵城包前赤見以下討捕事

佐貫(野)庄館林城責事

橫瀨國繁歡樂乘物張陣事

御一家中有子細松陰爲御代官國繁同陣在陣之事

自兒玉塚諸將被入馬砌次松陰長尾申屈條之事

長尾返答之事

金山動故奉押返公方上(方)忠賞可有之事

長尾返答之事

金山一城不借他家力動事

武相之舊領長尾申屈事

長尾申御舊領所々大功之事

對長尾兼日申定子細申番之事

武相之舊領可請取間新地所々入申事

金山城衆雜說之事

國繁宗稟足弱以下五十子陣下參上之事

赤塚地利長尾尾張守取立事

〔當方の庶子と云つるよりは迄の古書金谷常右衛門書出す〕(此一條一本によりて補ふ)

第三目錄

五十子張陣之上可被出天其御旗事

公方森腰御進發之事

源慶持尊之印像有異夢告失在所事

摩利支天印像片時之間作進上之事

上杉民部大輔當方扇谷岡部原終日張陣晚(昨)日本陣五十子被入馬事

打輪役國繁隙之間其日一日金井伊勢守被相憑國繁手替事

當方打立時役人外私之打輪不可持事

當方御劔打團兩役共國繁末代被仰付事宗純御列在之

師島合戰當方之田中民部少輔橫瀨主計助桐生相馳事

金山堅固之事

田中方堀之内松陰燒落事

松陰師島合戰場使之事

夕手(刻)之合戰長尾左衛門尉父子大利之事

敗北之敵桐生入馬之事

師島合戰打歸先(長尾)當方參事

五十子張陣之始岩松八幡社參之事

橫瀨鄉八幡御勸請之事

國繁廣瀨御劔之役相論之事

當方御同名左京大夫殿當庄御知行事

橫瀨廣瀨和談之事

於五十子御陣打團進上事

鳥山式部太輔關東惣大將事

當方惣家督源慶御代岩松流新田流一圓御補仁(任)事

義貞攝州多々良濱以來所々敗北事

去康正元年十二月三日武州須賀合戰三五日以前橫瀨良順爲御代官出陣被申請事



足利純能 被申雜談 一三史之 卷數下返 不覺三日 相留五日 去被申候 知學深際 限申御 執之申 尋之申 易尚書 詩禮記 傳五公羊 穀梁義 禮周禮 經九經 一孝經 子老莊 子揚子 子孟 子荀子 史記四 十卷後漢 百卷後漢 書百卷 卷下答了

良順討死之上犬房御扶助事

當方角淵合戰之事

當方二百五十騎手分之事

太田道灌入道武州別府張陣之上金山ニ招上事

世良田新要害中雜說之事

世良田地利可被執退事

國繁(主)才覺角(一用)之事

以一書別府道灌陣申遣子細條々事

橫瀨國繁道灌對談所用之事

道灌陣所書札雪花百袍遣之事

道灌金山ニ可越返札之事

道灌金山ニ可越日限相定看兩度ニ十馱越事

道灌金山ニ淹留兩三日飛鳥井手跡歌之題之外兵議之雜談一度無之事

松陰相對而兵書以下雜談事

道灌滯留兩三日之中金山之四方只一度見物近比明城之由褒美之事

道灌歸陣國繁今井之大橋之向迄門送互惜名殘爲體之事

雅樂助以下二十騎計間々田舟端迄門送之事 成繁中間一人召連道灌陣下迄供奉事

成福寺當方之御難義等走廻得度々々國繁申上事 六鵬九萬升鷲一笑之事

山內之計議諸一揆出陣相止當座安詮之事 長尾景春爲退治道灌下總出陣之事

道灌金山ニ越テ國繁對談爲其謝當方道灌合力二百餘騎下總出陣之事

第四目錄

文明元年丑二月二十五日金山城執立事

爲御代官松陰地鎮之事

八月吉(六)日屋形自五十子有御越御祝言事

當方一族被官中座席相定了

道灌奇特 之由褒揚 而巳重口 都鄙公方 三疊重口 傳有之

於國繁亭御座之次第之事

上座之中央者屋形御相伴衆左右二行ニ被着左者新野西谷矢島商林富澤福澤以下 被官中伊

丹金井沼尻以下其間賞翫之牢人衆 右澁河田中綿打脇谷堀内以下城主國繁同名伊豆上總

駿河以下五十子御供衆御前御通者成繁御茶以下橫瀨新次郎伊豆三郎初猷御酌成繁二猷新次

郎三猷伊豆三郎其後者召出次第不同國繁指南任聲先出仕及夜陰屋形御提子直被召此間

各晝夜辛勞被懸御詞信濃被官以下是國繁待聲先罷出其外記之不違自五十子年始

屋形御出之時椀飯之御座大概此分也御相伴衆不過十六士事

御一家着座之次第左者岩松流右新田流之事 於金山神水之事重語剩說有子細加之了

源慶爲御使國繁父子新地處々寺社拜領之事堅辭退一所不請執也

當寺勅願寺之事 於武州成田御陣當寺御判拜領之事於未代橫瀨方代々可有指南上意畢

當方諸沙汰之事 武州成田御歸座當方御供之事

古河之上意山内ニ守被申事 明純別而山内ニ被仰合事

當屋形之事 當屋形當方名代一才(職)未滿之事

山内河越兩家牟楯天下之兆大都(亂)事 山内金山退治長尾道存證文之事

宗悅相談道存當方一味之事 山内當方好見之事

尙純古河御出仕之事 當方公方參上無御盃事

古河ニ亥刻御對面寅刻金山歸城之事 古河御出仕當方官途事



四月十七日事  
宗悅入道由良隱居事  
石塔空輪落地之事  
四月十七日以來彌以金山堅固事  
源慶名代夜叉王丸事

佐野小太郎金山懸上事  
源慶御廟俄震動之事  
金井地利之事  
十二月十八日以上意金井沒落尙純隱居事  
當屋形七才御元服之事

第五目錄

大光院爲  
名代顯定  
ヲ申請開  
慶院殿御  
同心

關東再興之始當國長野入道於宿所長尾俊叟申出事  
長尾景春山内之背下知事  
正月十八日五十子退陣之事再說有子細  
源慶可有御出陣御心底事

五月八日針谷原之合戰之事  
明純タツシ武士之城山相扣諸將使事

松陰正月リ新座蟄留五月十日ハ日以源慶上意金山參上之事

明純果而可有御勘當御心底不相止事  
上杉善秀御緣方故五十餘年名字地以下所々得替事

〔是迄九ヶ條先年出る〕此一行一本を以て補ふ

山内河越楯牟之始今泉爲使者預御尋事

五十子退陣之砌河越抽諸家御同心不可有御忘却閉目之事  
今泉依所望山内一書進事  
御出陣之上可爲大切事

河越頓死之事治部少輔也

武州上戸公方御動座之事

早雲入道相州增方楯籠招集衆立川原之合戰之事 越州勢武州被招越事

上田上野要害包卷落城主上野討捕事

當方爲代官橫瀨新六郎出陣之事

公方御父子御一和之事

關東一亂已來所帶山内異見斟酌之事

普光院殿以上意當家再興之事

乾享院殿以上意昌尙純當家御名代之事

松陰私語目錄

或重說或刺語或年代時代不  
同不可有不審錯綜之而已

了

先年尙純公方御出仕御祝言次第事

大公方金作御太刀御馬鳥目五千疋鳥目若君三千疋金作御太刀御馬略御袋千疋厚板物  
一端印東奏者二千疋金伏輪太刀御出仕一日以前成繁參上上自分大公方二千疋御太刀若  
君千疋御太刀御袋三百疋當方無爲之上如此其以後屋裏之錯亂出來當方微々之間如此  
可爲其時之半分也帶舊規有申出事者此分可申番也御雜色以下御厩方迄當方先世之  
出仕何不成其刷々々申拂而押返也上臈達出仕常道之者共之事者可依其體也不可  
引古例也

〔源慶院殿如御日記書之〕此一行一本によりて補ふ



松陰私語第一

普光院殿三十三回忌爲御恩報謝。御法體法名道建戒師永明寺之穆堂長老也。御祝髮被當剃刀。後愚僧被執續奉剃除御衣體被着道服於此上。又一段奉憑有之。被仰出以其義。御終焉之上永明和尚導師燒香下火如御遺言。出家之御出立橫瀨國繁衣體之御供法名宗悅愚僧葬送之役人也。諸篇申付了自其場歸寺於當寺諒闇規式一七日奉執行。今於當方大都之公事源慶任御遺言。自然被相尋時及返答。歟信用者無之。撮出之老拙例式之中古。與笑草之由風聞之條。當世之善言不存之間令思慮。下愚同前而已。源慶宗悅兩代者上知。與被賞之當時之世上萬端區々之調談。孔老之大聖不可。及何況於後世乎。但世上之柳下偏執者任。他當方難義無調法之時分。曾以不可。閉老口源慶宗悅兩聖如閑話。千談萬語可。及才覺段謚塞之前也。左。右不可。顧之當方堅固長久專一也。動諸人隨分之爲。見立當方新地以下得失大切之由。被存之歟。非無其理。雖然宗悅先老申談萬代不變之儀。申沙汰了於爰元者老拙懸案內也。可。被伺之也。雖申番不得勝衆人徒勞言句計也。無爲萬代之備。源慶宗悅屬愚僧。山內其外諸大將并長尾左衛門尉以下方々斷而入部之上者。盡未來可。爲不變也。其時之次第一向無存知。西。面。々兎角被及疑心條甚以不然。新地非強入部次第。先條如此於末代。爲先此書可。申番也。先年五十子諸將退陣已後。武上相之諸家至于時強入部之地等。各手強相抱而申。子細者雖權威自山內。被取返事十八九。無之當方之新地關東無雙之爲。忠賞長尾景信任運。申沙汰令遵行有子細。領知何事。阿無夫何可哉。當方萬代可。爲長久工夫。無之先達被定置。大都之

上自己之廻工夫可。阿夫無何。與之見立。他家之落會盡才覺也。曾以不可。有信用。謂之還而與得。與云々其上當方之舊領武相之中十八々所有之自。山田。內。可。被返着。間先以預。置處也。申番而入申畢。就中寮舞鄉者長尾尾張守忠景國繁。與別而被申談。子細有之。息男上州守護平五郎代々雖。舊領愚僧忠景。與別而依。爲知音。申成山田。內。判形并忠景遵行明白也。大藏鄉曰。四。鄉者京都上の吉良殿舊領也。然。橫瀨良順直錢一千貫。買得彼地者當方非。御恩之地。先證如此。當方今公私幼若之間。舊規無存知。故每々大切也。宗悅先老對愚僧。閑談雖。當方不肖。不可。准他家也。自他家。當方。隨身之方有之者。依其家々之族。懇勲賞。旣指南可。致之自。當方他家。同道隨身之義。盡未來不可。有之於末代。公私可。有存知也。與源慶宗悅之金言如此。各可。被守之者也。

先年乾享院殿當國瀧島名。御張陣當方五百餘騎參陣。愚僧者只一人。公方御陣下。當方之自。敵鳥山陣所。指向參候。其所詮者當庄中之寺社本主預。領。諸一族之跡無主。闕所之補任之。御判等可。致。申沙汰。當方之大切。大用也。其淹留二十餘日。御判等悉申請了此上。被仰出。條々有之。鳥山式大輔在陣之上云。忠言云。當忠。旁以可。奉。恨上意也。道建入道。昨今御寬免。剩可。被。成。下惣補任。段雖不可。有之入道及八十擲。先祖不義不忠。懇望申上者可。被。成。御判也。最御穩密也。道建一人。拜領自餘不可。相漏。若於露顯者。可。爲難義。其時者貴邊生涯治定也。能々可。致。存知。與申閉目。聞清軒印東兩人爲御使節。御判拜領仕對。兩使節以誓詞。言上新田道建爲代官。畏而御書拜頂。最上御穩密之上。唯今雖。夜陰歸城仕於金山。道建只一人相渡拜領於其餘者。



不可奉致顯談若有相侵旨者上天下界之神祇可被蒙御罰旨三寶照鑑敬白言上誓詞神妙也早々歸陣与被仰出印東開清參上其後腹卷取而懸馬轡食鞍置夫丸以下雜具以下認預自御陣下七里先之於角淵河原可相待由申舍遣之有良廻工夫於此義深上意之御穩密者鳥山方之會壺也於殿中有漏事鳥山可奉恨上意者築田一毛爲始之皆鳥山方緣者多年之舊交當方者昨今被申上何有好見鳥山方可被思召替哉殿中之面々同心鳥山方執持可及大訴事決定也然當方先非後悔之御書可被成之然當方本意劫却至劫不可有之於其上鳥山桃井田中於京都者大島方各本主返之御法度以時節可被仰出事治定也思維移刻計也當方萬代之造作自分之難義与二案此有露顯及身上之浮沈者爲過失生涯歟遠鳥不可過之也思定五日已前鳥山陣所忍入見物仕鳥山式部大夫馬場立出陣所普請之下知物坏短慮聊示之仁也思之上意御密儀等少相顯者奉恨上意其計二百五十餘騎安房上總可取除然者末代可背上意也其時者於殿中當方之自敵一人不可有之所詮彼陣所只今懸寄而當方如此之御書拜領仕金山歸城於新田庄中有御用者松陰預御尋屋形奏者可申曰奏問其間何事比思目渡動搖其際返馬彼馬惣陣一之曲馬懸而浮立不留逸足馬也彼馬加一鞭只一馬場角淵河原打着未刻金山懸付御判申請參上申源慶國繁公私此如何目出曰惹渡給如上意最御穩密由言上當方之重事不可過之末代之忠勳也御感悅不斜然所三五日以前當城之麓鳥山五鄉鳥山方入部譴責狼藉以之外如何之被仰出存爰元故於御陣鳥山進退之義一途廻計義也定兩三日之間鳥山奉恨上意退陣

決定也然者今明之中彼狼藉之者共歸陣可仕也安々申處御判被申成事大切也今承次第飛過也雅樂助其外今度始而公方御陣參上如何聊示無越度樣貴邊憑入處如此之動當方之不運時節到來陣之者共無心元信濃急度參被仰出國繁以外驚恐怖只今之程歟陣衆皆以可致生涯殿中悉鳥山緣者也無心元握手汗計翌朝自鳥山鄉名乘橋元走上子細何事尋當鄉鍵責之使共今朝當御陣被召返不存時宜只今罷立見申候申於御陣當方之者共鳥山合戰一定彌以動搖然間國繁北堂之恨騷動不尋常然共愚僧少不相驚然所物越打聞松陰放目其聲一着申今下知國繁語雜人等語八幡大菩薩一步不可退依陣之一方右乍立自殺日本一之大高之者自殺之手本各可有見物也廻國繁嘲笑曰千人自殺而當方滅亡不可返言被申最中自御陣飛脚申國繁走出當方之衆者如何問無何事答今朝未明鳥山殿懸陣所火二三百間燒落恨上意申阿安房上總取除被申公方樣於當御陣上如此之緩怠於末代鳥山名字改易与被仰出承御狀具可有御座申各書中此分也其時國繁對愚僧非自分之所行當家氏神八幡大菩薩之御方便也神變々々感動其後御前被召出參上寄特御動之上如斯候鳥山殿中致祇候者當方大切不抽太刀亡敵事末世之大功也當方可留後記御感悅了其後十日已後參陣申處印東殿開清軒愚陣走入先度御穩密之御書申請進處子細條々依上意申閉目又承旨誓詞以下致披露夜陰及鳥山方懸入上意之趣樣々如此驅叫而陣中不憚匍懸而歸陣狂氣歟物狂歟不只事御動也依其鳥山奉恨上意陣處懸火二百餘騎退陣併貴邊所行也於殿中各被申上疾々可有歸陣